

一 本材木町川筋殊の外埋り通船之障に相成候に付川幅十間餘有之候處十間相凌相殘る川幅埋立住居藏地に仕度旨本材本町通りより相願候夫に付右川凌致候は、八丁堀木挽町炭町右川筋凌不致候方之土砂流落可申哉之段本材木町通り申立候間八丁堀木挽町炭町通り之川にも右之様助成相願町々自分凌之御願申上候様には仕間敷哉否書付差出候様被申渡候

同月二十四日

右に付左の通書付今日同所え差出候得は請取被置候

乍恐書付を以申上候

一 八丁堀木挽町三十間堀炭町右川筋町々行事共申上候

一 本材木町川筋殊之外埋り通船之障りに相成候に付川幅十間餘御座候處十間相凌餘間之分住居藏地に仕度旨右川筋之町々より相願夫に付右埋り土砂凌候は、私共町々の川筋凌不仕候方之土砂流落可申哉之段右願人共申上候に付此段御尋に御座候本材木町川と私とも町々の川筋は段違にて私共町々の川通は餘程深く御座候其上久年自然と埋り固り候土砂に御座候間此度材木町川凌候ても差て土砂落込も仕間敷哉に奉存候

一 前書之通八丁堀并炭町三十間堀木挽町川筋の儀も埋り候得共本材木町之川筋とは遠滯通餘程深御座候に村小汐の節も差て通船之障りも無御座候勿論御公儀様より御凌被遊被下置候は、難有奉存候得共只今私共町々自分入用を以川凌仕候儀は難儀に奉存候重て通船等の障りにも罷成候は、其節私共町々一同に如何様共御願申上度奉存候先只今迄の通被差置被下置候様に仕度奉存候以上

同月十五日

實曆二申年三月

南 八丁堀 一丁目  
月行事 源 兵 衛  
二丁目

同 源 左 衛 門

五丁目

同 惣 兵 衛

以下三十三人略す

安永五年十月十六日(後桃園天皇 十代將軍家治)

御廻米の内難船吟味之次第に寄皆濟御褒美可被下哉の事

都て御代官所大名御預所共御廻米之内難船有之右吟味期月前相濟御物成米令銀も其外も期月前に上納仕候得は難船の儀も御代官并御預所役人等の精不精拘候筋も無御座候全期月前の皆濟に付定例之迎御褒美被仰上可然儀と奉存候間是迄の趣相糺候處十一ヶ年以前成年蔭山外記御代官所御物成期月前皆濟仕候處御廻米の内難船有之右吟味も期月以前相濟候得共御褒美の儀不被仰上其外是迄難船之分は御吟味并上納物も期月後札迄も何れも相掛候御留書相見申候右なる成年外記期月前皆濟の御褒美の儀如何致し不被仰上候哉其外仕候處是迄難船の分は右之外何れも期月後御吟味相濟候故御褒美御預無之候處右に准し都て難船有之候は御褒美無之事と懸り之もの心得違にて其旨不申上旨奉存候勿論一例を以以來右體皆濟の御褒美無之候様相成候ては一統勵之爲に不相成候間向後御廻米難船有之右吟味并御物成米令銀共外上納物等期月前相濟候は、御褒美の儀可被仰上哉奉伺候以上

本文之飯塚伊兵衛玄米奥州米積船難船之處同人出精にて早速難船吟味片付奉行所え申上何卒期月前皆濟に成る様申達候故右の通に相成安永五申十月十六日也此書留は御勝手方組頭豊田新助より借受候よし

同八年四月

御 渡

五

番

大阪町奉行伺

第二十五款 水上警察第二



朝鮮國へ漂着のもの共片付方之儀に付評議

元辻六郎右衛門御代官所

當時青木楠五郎當分御預所

攝州兎原郡御影村

直乗船頭 新 五 郎

同 村

水 夫 佐 兵 衛

外 十 三 人

左竹右京大夫領分

羽州秋田郡大崎湊永見町

傳 右 衛 門 下 女

右朝鮮國へ漂着の者共大阪表にて吟味の所宗門等疑敷儀も相聞不申十六年以前午年漂着の者片付の儀奉伺候節は朝鮮國より送り差返候不及船頭水夫共へ爲取船積荷物并船頭水夫自分の雜物は被下之船頭水夫御構無御座候旨申渡候様被仰渡候間此度も朝鮮國よりの送物船積荷物自分雜物等儀は右之通申渡船頭新五郎并水夫佐兵衛半兵衛策次郎伊三郎穂之助平六源五郎市右衛門利助十次郎甚助久七茂三郎新助の儀於對州吟味の節名前并米物脊之俵數相違申立候段は全心得違にて外に趣意有之儀とは相聞不申候へ共ぬひ乗船仕居候儀不存罷在候段不念に御座候旨新五郎急度叱り殘水夫十三人之者共は叱り置源五郎儀ぬひ頼に任せ一存にて窃に乘船爲仕置ぬひ儀も主人方拔出便船頼候次第不埒御座候間兩人共急度叱り置ぬひは右京大夫家來に引渡

此儀朝鮮國より送り物船積荷物自分雜物等の儀は去る午年之例有之趣申上候は朝鮮國より送り候所差返に不及船頭水夫ともにとらせ船頭水夫自分の雜物は相渡遣且船頭新五郎并水夫共儀於對州吟味の節名前并米物脊之俵數と違候段は心得違迄にて趣意も無之儀に候へ共ぬひを乗船爲致候儀不存罷在候段不念迄にて御座候間伺之通新五郎は急度叱り水夫十三人は一同叱り置源五郎は一存にてぬひ任頼爲致便船ぬひも主人方拔出便船相頼候始末不束に御座候間差し當り例は相見不申候へ共吟味書の趣にても外に子細も無之候間是又伺之通源五郎ぬひ兩人共急度叱り置ぬひは右京大夫家來へ引渡船頭水夫一同大阪表へ爲引拂候様被仰渡可然哉に奉存候

四月

評議之通濟

天明四年六月二十七日(孝格天皇 十代將軍家治)

都て浦附え船或は荷物竹木之神流寄候取計浦附之御代官并御預り所役人より奉行衆を相伺候節六ヶ月見合尋來候もの無之候は、御拂の積り御勘定所え可相伺旨御下知附札取調候も有之候得共浦々高札之内自然流寄船并荷物於流來は可揚之半年迄荷主於無之は揚置之輩可取之若右の日敷過荷主難出來不可返之其所地頭代官可請差圖事と有之間流寄候品委細に認往還端に建札いたし六ヶ月見合尋來候者もの無之候は取揚候村方え爲取可申旨區々に不相成候様下知御附札取調可申旨天明四辰年六月廿七日伊豫守殿御内寄合にて被仰聞候事

同七年八月(十一代將軍家齊)

御 渡

十 六 番

大阪奉行伺

朝鮮國へ漂着のもの片付の儀に付評議

松平加賀守領分



彌

市

右の者儀大阪表にて吟味仕候處宗門紛敷儀相聞不申候十年以前漂着のもの片付の儀奉願候節は一同不念の筋有之船頭は急度叱り水夫は叱り水夫の内一存にて女を乗置候者は急度叱り右女は叱り置朝鮮國より送り候品差返候に不及船頭水夫共へ爲取自分の雜物者相渡遣一同大阪表引拂候様可申渡旨被仰渡候間此度も朝鮮國よりの送物自分雜物等の儀は右の通申渡於對州吟味の節名前其外偽の儀於大阪表預中欠落仕候段は不埒に付三十日手鎖可申付もの御座候へ共數日入牢申付置候間答の不及沙汰旨申渡加賀守家來より引渡彌市儀前後品都合之儀共有之上は自然於國元漂着迄の内不埒の儀有之候は、加賀守方にて國法通申付其勝手次第の旨申達候様可仕哉の段相伺申候

此儀朝鮮國より送り物自分雜物等の儀は大阪町奉行申上候通り去る成年の例も有之候間朝鮮國より送り候品差返候に不及彌市爲取其身の雜物は相渡遣且前紙口書之趣にては國元え不罷歸外にて相稔度所存より於對州尋の節村名名所等相違の儀申立候由申候一體○成者ゆへ常々口書等難相分趣領主家來の書付も相見右の不埒を急度叱りに相當可申處大阪表におゐて預中一旦欠落致し候本罪當之御仕置より一尊重く可申付旨の御定に見合三十日手鎖可申付處六十日以上入牢の者に有(有の下誤字或は脱字あらん)令看免答の不及沙汰段申渡加賀守於領分漂着迄の内不埒の儀に候は、同人方國法の通申付候儀は勝手次第に候へとも猥に他國住居は爲致申間敷旨申達加賀守家來へ引渡可遣段被仰付可然哉に奉行候朱書にて左之通

唐國へ漂着致候者は猥に他國住居爲致間敷段申渡儀も長崎表へ○○にて前々以廻米積船乗組の者共唐國え漂着致し御勘定奉行吟味役伺之上申渡候節は同様申渡候例有之去る寅年奥州村々御年貢江戶え廻米積船唐國へ漂着いたし候乗組の者とも御勘定奉行吟味の節長崎奉行へ縣合承札候處唐國に漂流いたし候もの猥に他國住居爲致間敷旨申渡候儀は兼々被仰出等の有無相分り不申候得とも貞享年中勢州もの南蠻國より返り來り候節其所へ渡遣し願出可申旨被仰渡其以來は前格

を以相伺南蠻呂宋等邪宗門の國へも致漂流候へは他國出差留其所におゐて相應の渡世爲致邪宗門には無之國々へ漂流之者は猥に他國住居不爲致様申達候迄にて家業爲相止候儀無之旨申聞候に付右去る寅年唐國漂着の者共も猥に他國住居爲致申間敷旨伺之上申渡候例見合本文之通申上候

スミガキ

八月

評議之通濟

寛政三年六月初日

難船破船先つ御届の儀以來相止候ても差支は無之哉の段中守殿御尋に付都て難破船有之候得は乗組之もの共一同吟味之上一件落着之始末御届進達いたし候に付先御届相止候ても差支候筋は無御座段奉行衆御答被仰上候に付以來先御届は相止候積り

右は寛政三亥年六月初日各務傳之亟田口五郎左衛門小笠原三九郎より申來る

同五年九月

御渡

五十七番

御勝手御勘定奉行伺

無印證にて江戸川え乗入候船取計之儀に付評議

水戸殿領内之船には丸の内之水の字の極印打并丸の内之水の字を紺地に白染質候木綿小織を立江戸内川通船いたし來候處近來右に紛敷船出來いたし候間豊島左兵衛川船改兼役中御城附へ縣合候處以來は丸水極印有之船之印證と唱再銘并間尺船主名前等認候手形相渡以來印證等無之船は極印切抜船名主前書添水戸殿役人も相返し船之儀者川船方法通取計可申旨挨拶有之然る處左兵衛勤役中右體無印證の船無之故未だ作法も取極不申然る處去子八月中同領常州井堀村磯右衛門



猿江船改番所前乗通り候御相改候處印證無之に付相糺候得者印證持参いたし候儀は不辨旨船頭善六申立候間前書御城附より挨拶之趣を以極印切抜水戸殿役人え相渡候得共右船取計方の儀はまた規矩も相定り不申併是迄無極印之船江戸内川え乗入候得は川船方極印相渡御年貢役銀取立候儀古來よりの定法に候間前書磯右衛門船に無印證にて江戸内川え乗入候は極印無之船も同様の趣意に付川船方の極印を相渡御年貢役銀取立可申哉の段相伺申候

此儀吟味書之趣にては磯右衛門儀紙札に認候印證を領主より申請江戸内川え乗入候節右品并船印の小幡持参可致旨申聞船頭善六え相渡置候處同人儀は船稼いたし家内居候事も稀に候間留守へ差置候儀は無覺束故兼て知る人同國安養寺村吉兵衛え右印證を預け置江戸川筋通船の砌は持参いたし候積尤右の趣は磯右衛門儀も存知候處にて後右紙札の印證は木札に書改領主より相渡候間磯右衛門受取猶又吉兵衛方へ直に持参り善六へ渡吳候様相願相預け置候處善六儀は子八月中同國安西村清左衛門方より江戸表え積出候荷物を相頼候間積受差急候改吉兵衛方迄立戻印證持参候儀は不致直に乘出し猿江船改番所前乗入候處改之上印證無之政猶又川船役所にて糺請候に付當惑いたし印證持参候儀は不辨旨不取入の儀申立候間川船役所にては御城附より挨拶の趣を以極印切抜水戸殿役人へ相渡候儀と相聞然る上は印證持参不致段不念に候得共元來所持不致候者無之尤無印證の船は川船方法通可取計旨御城附より挨拶は有之候得共一體印證の儀は領主より相渡所持いたし候上は無極印の船乗入候との譯も立可申哉左候得は川船方の極印を打渡年貢役銀取立候ては相當仕間敷旨以來無印證にて江戸内川え乗入申間敷旨磯右衛門へ申渡且此度は極印切抜之儀に付改定例の極印可相直旨水戸殿役人え申聞船は引渡可遣上被仰渡可然哉に奉存候

九月

評議之通濟

享和三年(月日不分明)

小廻し船難破船取計方の事

上杉彈正大弼御預所羽州村々江戸御廻米奥州荒濱湊より同國寒風澤湊へ積出候小廻し船難破船取計方の儀書留無之候間相糺候處右小廻し船難破船有之候節是一件不及差出に御代官役所におゐて吟味詰可相伺旨の元濟御取箇方に有之其上去る成年竹内平右衛門御代官所奥州村々御廻米小廻し船及難破船候砌同人方にて一件吟味詰御勘定所え相伺御取箇方にて取調の上御下知有之候に付今般の一件も御取箇方え引渡候事

文化十年三月

難破船一件溺死のもの有之候節御届振の事

御廻米積船難破船一件吟味の上船頭は勿論水主の内に溺死有之候とも船頭楫取存命の分は御答付き船頭楫取の内溺死の分は其餘の乗組一同御答無之先例の處船頭楫取水主等の無差別溺死有之候得は無御答事に近來押移如何に付文化十四年三月柳生主膳正掛讃州村々御年貢御廻米積船破船一件水主の内一人溺死有之候得共急度叱り置候段御届相濟候間以來區々に不相成様取調可申事

同十三年二月

難破船一件船頭楫取水主とも御答當りの事

御廻米積船難破船一件是まで本米に海中捨有之候分は船頭楫取水主共一同急度叱り欠米計海中捨之分は船頭急度叱り楫取水主共は一同叱り置候段御届相濟候得共一體船中の儀は重に船頭引受進退いたし候儀にて御損失米多分に寄船頭は過料にも相成候儀故一同急度叱りにては不相當に付以來本米に海中捨有之候分も船頭急度叱り楫取水主ともは一同叱りの積評決

右は文化十三年二月柳生主膳正懸羽州村々御廻米積船難破船一件に付主膳正より甲斐守主計頭えも相談の上船頭は急度叱り楫取水主共は一同叱り置候段御届相濟候事

文政二年六月(仁孝天皇十一代將軍家齊)

第二十五款 水上警察第二



破船吟味之節心得方取計方の事

覺

諸國御廻米大阪廻し分は何國にても破船乗捨船有之候共船頭共儀は大阪表え呼出船割御代官にて右破船の儀吟味有之委細御勘定所え可申達候事

但右破船大阪船割御代官にて吟味之仕方只今迄此方にては吟味趣は以申遣其趣致吟味紛敷義無之候は、船頭は早速相返候右吟味之譯船割御代官添書いたし浦證文例之通差出候様仕右書物御代官所にて吟味いたし其内紛敷儀有之分は江戸表えも罷出吟味有之積に候

諸國御城米江戸廻之分者東海西海共に破船乗捨如何申候共船頭之儀江戸表え御呼出只今之通吟味有之事

但乗捨船之儀は西海之分は志州鳥羽迄の内に候は、大坂表え呼出候て吟味有之志州鳥羽廻候は、江戸表え御呼出吟味可有之事

空船破船の節は唯今迄も江戸廻共船頭御吟味者無之候間から船の分は只今迄の通不及吟味候事  
右之通向後相極候間可被得其意候以上

六月

天保七年(月日不分明)

關東筋川船之儀川舟御役所にて極印請候等之所極印請おくれ候船有之不届に候間彌以川船之分極印請可申旨被仰渡奉長候若極印不請船有之候は、持主并名主年寄共曲事に可被仰付事

同年(月日不分明)

御年貢積候船若難通風波掛り等多く出來候歟又者水出候節船乗損し破船仕候は、最寄村々名主方え早速相達立會之上御米相改早速注進可仕候事

是より以下年號月日不分明

公裁秘記抜録

浮荷物取上分一被下方の事

浦々におゐて難船破船有之時浮荷物沈荷物取揚候者え其荷主より差遣す歩一荷物之儀向後者荷物にては不相渡其品相應の代金銀にて浦高札に有之歩一の割合を以相渡候右之趣江戸其外惣て町方并御料は其所之奉行又は御代官私領者領主地頭より寺社共不洩様可被觸候

四月

右間宮筑前守曲淵甲斐守根岸前守久世丹後守柳生主膳正より觸達

蓬庵國法の裏書

(邦人至鎮の群書をもて表といひこれを裏といふ)

(警箴)

撫養口渡之儀切手之外船賃にて相渡往還人宿之儀十間屋中は縦雖も爲走り人不可有之但少も不審成者に候は、渡海之儀可令延引或は壹岐守方迄可告來若走り人(若走り人の下誤字)爲存上於渡海仕は十軒屋中悉く可令成敗此者能々相守走り人於告來は可加褒美事



## 第二十六款

### 司法警察第一

司法警察とは何そや今の治罪法第一編より第三編までの如きものは是れ也殊に第三編の家宅搜索犯所臨檢物件押取等は司法警察の要なるものとす夫れ刑法は治罪法の活機運用を待て然後妙用を爲すこと猶ほ民法の訴訟法に於るがごとし然るに徳川氏の世に在りては刑治兩法未だ判然分離せず刑法中に治罪法あり治罪法中に刑法あり故に此編は其混同中に就て治罪法即ち司法警察に近きものを抜録するに過ぎるのみ因て編中純粹の刑法に渉るものなきを保せず請ふ看官之を了せし

元和四年九月九日(後水尾天皇 二代將軍秀忠)

村上周防守領地被召上時之御條目并下知狀拔録

喧嘩口論停止之訖若有違犯之族者双方可誅罰之萬一令荷擔者其咎可重於本人事

元和五年六月十二日福島佐衛門大夫寛永十七年七月二十八日生駒壹岐守慶安元年六月二十一日吉田兵部少輔明曆二年閏四月五日

根野織部正萬治二年二月十八日山崎虎之介萬治三年十一月十三日堀田上野介寛文五年八月十八日柳監物寛文六年五月十日京極丹波

守高國領國被召上時及び寛永十三年九月十九日松平伊達陸奥守忠宗襲封の時にも此れと同文の教令あり

寛永三年正月十四日(三代將軍家光)(或成瀬小山切腹の事五月十日とも云)

成瀬豊後守正武小山長門守(御小姓秀忠公 御龍幸の人也)於吉祥寺切腹す小山長門守容顏美麗にて御扈從衆の内にも第一の御寵愛也然

る成瀬豊後守密々に男色の知音す此儀將軍家秀忠公雖知召御有免を加られ兩人方へ潜に兩度まで御異見被仰遣自今以



後不用御異見兩人ともに急度曲事に可被仰付之旨上意也兩人奉長と御請を乍申猶密通不止其後に長門守を召て御直に御異見有奉長と御請致けれとも猶未止用之兩人ともに切腹被仰付成瀬豊後守に男子二人あり嫡子は内藏九歳二男は民部七歳此二人は被助命伊東修理亮に御預被爲成其故は修理亮は豊後守か舅なれば彼子どもの爲には祖父也故に隨母修理之亮方へ被遣家頼に可召仕旨被仰付成瀬を改伊東と名乗

同五年六月二十日

御法度被仰渡

人を切者有之は其屋鋪の者に出入何方迄も追掛留置刀脇差を取り細を相尋奉行所迄可注進若刀脇差不出住居候は討殺候とも不苦候右之者追掛候者其先々の屋鋪より急度出合可留置候晝夜に不限屋鋪の前に而人を切候を不知に於ては其屋鋪之番人可爲油斷候

秋 山 修 理 亮

宮 城 甚 右 衛 門

寛永十六年六月二十日にも是れと同文の教令あり

同六年正月十八日

松平中務太輔忠知か所領豫州松山に水無又兵衛と云者山賊強盜の溢者并郷民等を相語其勢千計起一揆在々所々へ押入々々財寶を奪取兵糧雜穀を掠攝代官難制之不叶蒲生源左衛門町野長門守梅原彌左衛門等卒兵士馳向散々に追崩し其張本人又兵衛を生捕掛磔云々

同十年七月(明正天皇三代將軍家光)

評定所之壁書拔録

田島野山等隱置訴人之事御褒美可被下之隱置軍は或死罪或過料可隨科輕重事

同十一年九月

竹中采女正(伊豆守子)切腹す其故は竹中長崎の奉行也其頃自堺長崎へ來り居する福人に平野屋三郎右衛門と云者有かれか抱置し目掛女を瑠璃と云しか無双美女也采女正聞及て強て所望すと云とも平野屋不肯其後ち使を以て云ふ吾に與る事不叶は暫く可雇酒宴して可返遣と云て押て迎の者を遣す三郎右衛門は權威に恐れ無辭詞是非なく遣ながら御酒宴の後可返給と申す其後雖經三五日不戻或夜彼女夜中乘、擧逃、竹中之館、來、三郎右衛門之方、平野屋大に悦ひ兎角在、當處、不可叶打、捨財寶、俱、女走、堺之方、采女正大に怒り三郎右衛門か兄捕、平野屋二郎兵衛、稱、三郎右衛門か人質、則令、流、舍、集(蓋集は衆の普通ならん)等悲之、一族三郎衛門を追放送、彼女を采女正方、於是、二郎兵衛自籠出て遁、難、三郎右衛門は雖爲富人財寶を捨長崎へ追放せられ一族不通たるに因て身貧く成流浪して來、江戸、一通の目安を奉行處に捧く其趣者

- 一 采女正殿私欲多臨時の貨物を御取被任我意候事
- 一 公事の輩非儀有之者とも送賄賂或は求内縁其上にて公事仕る時十分之理者負に被仰付候依之長崎の公事事は以道理不勝以金銀勝と所之者申候於長崎御尋候者分明に知れ可申事
- 一 去々年唐船着岸之砌前代未聞之柄鮫渡り候親粒并走り十七にして次第を不亂地大にして無類の鮫也町年寄諸役人(此段恐くは誤字若くは脱字あらん)公儀へ可差上之由申す處に采女正殿仰候は前代にも斯鮫なく以來とても有間敷と申す然に此鮫を差上は已前もなか加様の鮫渡らざる事有まし所の者隠し置可爲私用なと御穿鑿可有然時は汝等無科可蒙科其とても可差上哉と被申候故役人とも恐之然は兎も角も可然様に御計ひ可有と申上る時此上は必此鮫の事沙汰仕るへからすとて采女正殿御取置候事

一 采女正殿吾儘被遊美女とたに聞給ひては長崎中の町人妻女娘の嫌なく平に所望被成目掛に被成候其縁者の輩は取入已か欲を構へ様々の願を叶へ或は已惡あれば偽り讒言仕る故に無過して過を蒙り身體を崩す者多御座候依人恐五節句八朔其間々金銀を進し候也



公儀納る物之内能物を撰取所の者に御實被成候故に金銀藏に充滿して有之候被遣御檢使御僉議被遊候者隱有間舖事

一 去年之春私召仕之女可致進上由御所望候へとも某事無妻女彼女を妻と仕り候故御免可被下旨度々御訴訟申上候處に重て御人大勢被遣御酒宴の相手に可被成候間暫時の間雇可申とて推て被召寄五三日御留置候處彼女或夜乘躰逃出私方へ販り候間長崎の住居難叶奉存女を召連本國和泉の堺を心指立退候處に采女正殿より和兄平野屋二郎兵衛と申を御搦被成私か人質とて籠舎被仰付候一族とも集議仕り私を追掛彼女を奪取私をは追放し剩不通仕候依之其財實少も越不申候故方々流浪仕り乞食之體に罷成候願くは右之趣被分聞食御僉議之上長崎へ販參仕候様奉願候委細於御尋者口上可申上候以上

九月 日

御奉行所

長崎町人

平野屋三郎右衛門

則於奉行所度々平野屋被召出御僉議候處にかれか申處於實正者采女正罪科不輕とて穿鑿及度々處に采女正惡事無據依之被遣御目付衆采女正切腹家内闕所其金銀財寶夥し其中に村正之刀脇指二十四腰有之抑村正は御當家三代有不吉之例依之當時御扶持を蒙る輩は不及申至陪臣村正を禁す然に采女正餘多村正置たる志何故そや按するに村正は上作也其出來甚たよし然とも當代は廢り若天下他家の世とならば必ず其代高直に可成と澤山に調へ置く下心不忠と云無道と云不足評此刀脇指無之は自然遠島たるへき歎御惡深き政に切腹被仰付

同十四年十月二十六日

覺

一 從此以前被仰付候五人組彌念を入可相改之事  
一 在々所々惡黨無之様に郷切に申合常々可改之若不届成者於有之者穿鑿之上五人組者不及申依其品一郷之もの可爲曲事

一 不審成者に宿を借へからず自然不知してかし候は、縦親類縁者たりといふともあやしき事あらは早々其所の庄屋五人組迄有様に可申届事

一 御料私領ともに或は新田或は郷中へ越來もの有之時は本之出所を能々相改造成に而於無構者可差置之事

一 郷中より奉公に出候者又商賣に行候共先々落付所を庄屋五人組にしらせ罷越候様に可申付候事

一 在々所々小盜賊之者并惡黨於有之者急度申出へし縦同類たりといふ共其咎を免し御褒美可被下候若隱置從他所訴人有之者せんさくの上御五人組は勿論庄屋共可被行曲事或同類或親類縁者等にあたをなすへきと存不申出儀有之へし右之通存候者内々を以可申御褒美被下其上あたを致候はぬ様に急度可被仰付事

一 在々所々堂宮并山林にかくまるゝ不審成者於見出者相からめ庄屋并一郷之者相談之上其所之地頭代官へ可渡之とらへ候儀難成候は、其村之庄屋所へ可申届御褒美可被下候然上者は庄屋早速人を集精を入可搦捕之自然とらへ候儀難成候者相慕之落付所へ理之搦候様に可致若聞逃し見逃し於令致欠落はたとへ後日聞候共可爲曲事事

一 在々所々惡黨有之時者鳴を可立然者先々之村々より出合召搦へきや御褒美可被下候若不出合郷中はせんさくの上可爲曲事事

一 惡黨とらへ候節地頭代官其所に不有合候は、江戸へ召つれ奉行所へ可差上諸事入用從公儀可被下候事  
右在々所々盜賊有之而切々惡逆をいたし候事給人面々御代官之輩油斷に被思召候堅相改之惡黨穿鑿すへし若令無沙汰此後惡人於有之者其所之給人代官常々不念之間可爲曲事此外御法度之儀彌念を入可申付もの也

寛永十四年丑十月二十六日

武藏 相模 伊豆 上總 下總 安房 上野 下野 常陸 信濃 甲斐

此十一ヶ國之御代官并給人へ相觸之

此國々に領分有之面々者右條數之趣堅可被申付候并領内之寺社えも可申觸候也



同十七年十一月二十日

武藏 相模 伊豆 安房 上總 下總 上野 下野 常陸 甲斐 信濃 駿河  
今度在々所々夜盗入候に付て御穿鑿の處いたつら者の同類欠落候間不審成者有之は郷次に江戸えをくり届町奉行え可相渡若その者及異儀は搦捕候敷又打殺候ても不苦候右の趣領分にかたく可申付油斷無之様に可被入念候事

同十九年七月七日

備藩曲刑拔録

走者追掛候口々の請取申付候上は年寄中一左右次第に不移時候可懸向依時相其口々の物頭共指圖にも可任於相背可爲越度事

諸式申事を仕手を出し候方は理非によらず成敗すへし手を過相退候は隣家近邊は不及申其町筋の面々聞付次第出合押留年寄中迄可相理口々道筋請取相定上は出入かまじき義有之ても外山下より内山下へも猥に見廻令停止畢餘に可准之尤方人仕輩は本人よりも曲事たるへき事

同年(月日不分明)

同年岡山法令掟拔録

成敗者或は取籠者仕手申付上は其場え一切出合申間敷事

走籠於有之は御法度之ことく其主人え可相渡もし其者不届之はたらき於仕は討捨不苦事

寛永年間(年月日不分明)

一 板倉政要掟書拔録

盗人他所へ欠落仕候は随分可相尋自然他所之者共盗人之證據明白にて搦來者贓物之内三分一其搦來者に可宛行殘分は損失之主に可返之若又主人一人之以才覺搦來候は贓物無殘主人に可相渡自然贓物之内を盗人令活却候は主人と盗人と引

合以糺明之上任盗人之白狀之旨右之贓物自然人買取敷又は預ヶ置所を令穿鑿預り候物無異儀主人へ可返之若盗人賣付候衆於明白は其買候時之代半分自主人出候て買戻し可取る但無益と存は宜任主人之心又同盜物借物之質に入置候儀右之法度に可准據事

附盗人家屋敷令闕所籠舎之修理貯はへに可相遣他所に無縁孤獨一所不住之者盜候者其身之生得之刀脇差衣類以下之雜物有之者籠番雜色之役者に可遣事

晝夜盗人之儀贓物於在之は不及沙汰可令殺害候權言似せ令銀仕候者同令殺害候儀は盗人の由申追懸召捕候て贓物も無之連々盜賊用意道具も無之證據不分明は以慈悲扱免可申候一圓無證據は號盗人候は申懸る人曲事に可相定將又夜中自然人之女房又は下女等に懸心を忍ひ入候處に此者を號盗人候は勿論人之妻に懸心を候儀第一之非儀也双方召寄對決之上實否次第罪之薄厚法儀之段可相定至于下女等懸心を候事其双方爲隣家之者可相濟事

從往古至于近代京都法式之由にて成敗は大路を渡時雜色以下之役者町人店屋之賣物酒食餅以下凶人所望之由申掠め盜取敢其雖狼籍仕來る由候當御代御政道正敷被仰付候上は萬端以科之輕重及成敗何之諸商人可懸苦惱哉雖爲先例無道之一也所詮囚人一人に付鳥目二百文宛雜色に渡し囚人好み物は料足にて如相當賣買相調候て可與之於相背此旨は雜色以下之役者可處嚴科囚人檢使之侍は可令改易其身事

成敗之輩山賊夜討強盜辻切放火等之惡徒於見出は速に可遂生害富座之雖爲口論一方を害し候者今一方をも早く可及生害之沙汰候縱雖爲刃傷放致存命は相手をは先籠舎申付以罪之輕重刃傷所之寸法程切返之作法敷過代之籠舎敷國中追放敷遠流之儀敷至其時諸人無嘲哂様に可相定事成敗之日吉凶在之

附双方武士奉公人口論打擲刃傷にて町人以下に無構者奉行所之不及沙汰若爲武士奉行人對町人喧嘩打擲刃傷等候者其主人へ相届如法度可相究兼又對御公家衆僧侶喧嘩口論不義於仕は別て其究可在之事

討親敵事不依洛中洛外於道路至極者任先例不及沙汰儀也雖然禁裏仙洞之御近邊神社佛閣にては可有捨若自分之寄遺恨



事於左右號親敵不輕公儀之沙汰猥に人を令殺害者准辻切強盜之法或は同類共に可行死罪事  
謀判出入之儀判形は似せ易きと可申敷之間手跡を可穿鑿自然依無筆頼筆者申之由に候は其筆者を令穿鑿偽申万可及殺害  
候事

附筆者之事書物詐候者と於知音は可爲同罪若互に未聞未見之者雇書初心之者堅糺明候は明白に可申付事

正保三年四月八日

後光明天皇  
三代將軍家光

本所筋へ 御成未の刻に 還御御供の面々皆かへる爰に小從人組の内に赤井彌兵衛は病氣故に相組中に先立て宿所へ歸  
る下人未一人も不來しかは唯一人松平伊豆守屋敷の近所まで來る相組の衆は一町餘跡より來る時に御傍御小姓高島左近  
(九百石)馬に騎向ふより歩せ來る前に立たる若黨彌兵衛を突倒さんとす彌兵衛怒て無禮者也と咎左近聞て馬上に在ながら  
切て拾よと下知す若黨五人拔連て切て掛る赤井も刀を抜て忽ち一人を切倒し一人に手を負す左近馬より飛て下文字の  
鎧を取て赤井を胸寄へ突付たり赤井鎧を切折んと一大刀切處に大勢寄て赤井を切殺し則松平伊豆守か宅に入小十人衆は  
跡より來けるか赤井か喧嘩と見て二十人許追掛れれとも左近は早伊豆守宅に入小十人衆は伊豆守玄關へ詰掛唯今赤井彌  
兵衛を討て爰へ入たる者あり可被出と譴責す家人出て云伊豆守はいまた退出不仕候唯今是へ御入候は高島左近殿也隨に  
預り奉る上は各には御飯り可被成の由を申す仍て各姓名を悉く帳に付置宿處へ飯る家人共右の子細を伊豆守方へ申遣す  
仍て急き飯宅し左近に對面して様子を相尋ぬる處に右の次第を語る左近か云陪臣と存たる處に案に相運して直參の士也  
と云伊豆守登城して老中へ相談し則上聞に達する處に左近儀は先伊豆守に召預けられ追て御會議を可被遂之由被 仰出  
其夜の戌の中刻に至て老中各退出す此左近は奥方にての出頭人於壽林比丘尼の孫たる故に殺ん事を悲みて内證にて色々  
御託言を申上然とも

公方様如何思召けん兎角の御挨拶もなし素心比丘尼於梅の御方を始として壽林か獨孫にて身に代て不便に存る故に愁涙  
に沈み悲みなげき候由様々に被執申

公方様被 聞召左こそ思覽と計の

上意にて別の仰もなし故に壽林一人心を痛ましむ

九日小十人頭并其組中一同御訴訟申けるは今度左近と彌兵衛喧嘩の奥外様の差別雖有之於御家人者更に異ことなし若被  
准陪臣之例罪科を被宥は頗る小十人の輩失本意處也と云々老中の面々被申は訴訟尤可達 上聞いまた被遂御穿鑿の間追  
て兎角の 仰出は可有之旨を會釋して返之則右の趣を達 上聞の處に何も申處尤也左近事幼少の時分より御近習に被召  
遣不便には被思召候へとも人の輕きを以て法の重を亂しかたし明日切腹可申付の旨被 仰出絆已に極れり

十日阿部豊後守阿部對馬守御目付首多見久太夫伊豆守宅に向ひ左近を呼出し切腹の儀を申渡す左近畏て疑て覺悟仕處也  
然に難有 上意を承り候事冥途の土産に可仕と辱く奉存る御次てを以て御前可然様に御執成奉頼よし御請申上る豊後守  
對馬守伊豆守は左近幼稚の時より朝夕相馴たれば一入不便に思ひ落涙數行す其後豊後守對馬守等は飯參す久太夫は檢使  
として殘留る其後左近行水して伊豆守小書院の庭に席を設て其上に西向に坐し念佛三返唱て腹十文字に切る介錯は御歩  
行目付なりしか則首打落す于時左近十九歳なり見者聞者落涙せすと云事なし則死骸は乗物に入寺へ遣す此左近と坂倉市  
正とは御小姓衆の内にも器量人に勝れ勇氣有て賢々舖者なれば 御旨にも叶ひ出頭しけり中にも左近人に過て伊達者に  
て三尺餘の太刀を指て手振の若黨中間を召連大道を狭しと振ひける程に世人奴子と云異名を付たる程の氣かさ物なり或  
時老中島田彈正入道幽齋に逢て左近事不慮の喧嘩し相果たる事不便の由を申さる于時幽齋か云渠か行跡にては三年をそ  
し淮南子に云く善游者溺善騎者墮各以其所好反て自爲禍と云り去は川立は川にて果木上は木にて果ると云世の諺の如く  
なり況や喧嘩を好者は何ぞ喧嘩にて果さるへきやと申されたり

同年九月十日

一 於 殿中井上外記と稻富喜太夫と鐵砲の儀に付口論に及ぶ其一座に長坂丹波守初茶利小栗長右衛門等有合せ左右へ  
和談を入て事を靜謐にす其齟齬を尋ぬれば其頃稻富喜太夫に被 仰付五貫目の玉を以て五十町可打由願に依て也爰に



井上外記批判して曰五貫目の玉にて五十町を打し事田付四郎兵衛は打事可有稻富の手際には難かるへしの由申たりと聞て稻富怒に曰何客は予を編するやと云外記か云吾は不云但其の手際を以五十町を打れん事危と世人思ふに依て批判する物なるへしと答ふ此事を論して雖及珍事一事つまり各御城退出の後長坂丹波守小栗長右衛門兩方へ行向て和談の事を談するに外記か云某に聊の意恨なし稻富さへ和談せば其儀に可及と云依之來十三日長右衛門宅にて會合し和談さすへしと外記喜太夫を約諾しけり

一 十三日小栗長右衛門宅にて井上外記稻富喜太夫同宮内長坂丹波守奥山茂左衛門等會合す夕飯以前に先和談の盃を出しぬ長坂丹波守指圖の新盃を喜太夫に始させ其盃を外記方へつかわす外記は盃の次第心に不叶思ひけるか色にも不出其盃を飲て稻富方へ戻す喜太夫飲之其座中の面々段々に飲て銚子を納む其後膳を出し種々饗應する和談の盃と云は銚子二つ盃二つを出し双方一度に飲て一度に取違一度に飲む於是勝劣なし然るに今度井上と稻富の盃は外記に後を付る仕方奇怪に思ひけり抑今度と和談を取持の輩は皆稻富を最負の者共成れば喜太夫か理運の様に取扱けり外記は長居しては悪かりなんと思けるか又思ふ子細有けるにや膳終て暇を乞座を立んとす丹波守か云何そ早く座を立や今は別して恐る事有ましと云外記は初より盃の次第心に不合に唯今丹波守か恐事有ましと申たる事は奇怪に思ければ何の恐か有へき歟と丹波守を捕て突通し操けり丹波守も心得たりとて脇指を抜外記か頭を斬たれ共餘り近きに鏢際に當る故に疵あさし丹波守最期の詞に外記か額の疵丹波守切たり後日に論すへからすと云つゝ息を引切死けり稻富は脇指を抜て外記に斬て掛る外記は被斬不構喜太夫を捕へて突伏たり奥山茂左衛門は其折柄勝手にありけるか喧嘩と聞て脇指を抜て走り出る亭主長左衛門は茶を可立用意を爲圍に居たりけるか座舖の騒動に驚て走り出て見れば丹波守稻富は朱に成て伏たり外記は不見勝手へ走り行爰に外記は勝手より出る奥山茂左衛門を討んとて刀を抜て斬かけるか鴨居に切付て抜かんとする間に亭主長右衛門は外記か後より走り來り外記か袴腰を取へて脇腹を突前よりは茂左衛門切ける程に外記は遂に被打斃爰に稻富宮内何方に在けるにや廣間へ走り來り掛置たる槍を外し座舖へ取て行其間に緯已に終りける世

以て是を誹謗す供の者共喧嘩と聞て内に入んと混亂す長右衛門出て漸く是を制す又丹波守外記か與力同心馳來一座の面々親類縁者聞打に馬を馳る江戸邊亂之如し老中より急に御目付衆大勢を被差遣先騒動を鎮られける程に漸く西の下刻に及んで靜謐す

一 十四日長右衛門茂左衛門宮内并に其座に居ける給仕の輩一人宛を引分て其口書を取所に茂左衛門は勝手に在て其座の事を不知亭主長右衛門は圍に居て其子細を不知と云ふ宮内は小用に立て不知と云共申分明らかならず當座に丹波か雜言外記の詞の體は十六七の小坊主二十四五の掃除坊主終日の見聞する事を口書に載せたり御目付衆彼口書を御老中へ出す則老中於 御前披露有之由

一 十六日去る十三日喧嘩の當人井上外記稻富喜太夫兩人共に其跡を御潰被成并上半十郎稻富宮内兩人共に御改易なり長坂丹波守は無子且喧嘩の故跡絶す奥山茂左衛門小栗長右衛門は和談の裁判不届に被 思召に付而閉門被 仰付

慶安元年三月十九日

覺

町御奉行同心萬ねたりを申禮錢を取申候者御奉行所へ急度可申來候隱申わきより聞候は急度曲事に可申付候然る處に御奉行所同心とにせ候てねたり事を申もの候は彌見のかし不申御番所え召連可參候其上にてすまひ申者候はとらへ候て成とも召連可參候事

同二年六月十八日

水野大膳召仕鹿之助と云者主人大膳を可殺と巧候處に緯發覺して去る頃御法度に被 仰付彼者の親類兄弟等定て雖有之其名も不知然に今日自伊達遠江守方使者を兩町奉行神尾備前守朝倉石見守方へ遣て云く去頃水野大膳を可殺と相巧 御法度に 被仰付候鹿之助と申者の兄私の足輕の中に之候努々不存罷在候處に彼者の方より申出候彼者極て重科の者に候へは定て母をも罪科に可被 仰付願は母は女之義子に惡を勸むる親は有之まし母の命を被助某を如何なる重科にも



被 仰付可被下之旨を彼者申候其許へ引渡可申候やと云々兩町奉行返答して曰御用番阿部豊後守方より彼者親族の事何も無 御沙汰然上は此方へ引取申事遠慮也豊後守方へ被窺可被任其指圖とそ申返す仍て豊後守方へ右之趣を申遣す處に豊州被申は鹿之助兄七右衛門儀其許足輕に在之處に自其者方申出由一段之儀也様子は重て可申達其中御手前に可被差置と云々

同三年十一月十四日(四代將軍家綱)

覺

親不孝仕其上不屈者とて親子之久離を切迫出御帳に付申候就夫被仰出候左様之者於有之は御番所え召連可罷出候籠舎被仰付心直候は、召歸其悴養育可仕事

同四年六月十五日

覺

御城の内え町人參候に付御改御捕籠舎被仰付候間町人召仕店借借屋の者迄能々爲申聞大手御門下馬の橋より内え不參候様堅可申付候自然氣遣候者持有之候は、捕置常々不出候様可仕事

同五年五月十九日(此年九月十八日承應と改元)

此已前も公事に罷出崩申付候處重て理もなき儀申出候におゐては急度籠舎可申付候併右に(右にの下の准の字) 相かはり申出可叶候儀は御評定所え訴可申候已上

承應元年六月二十五日(此件は國事及安寧の部に入るゝも可なり)

横田甚五郎預りの小從人組石原五郎右衛門事去頃近藤與兵衛同心と切殺す勿論輕き者の事に候得共爲御扶持人の間切腹に被 仰付暫く被差置然る處に遂に切腹被仰付候様にと迷惑ふりをも不仕事不屈に被 思召候由にて改易被 仰付申御老中被 仰渡

同年九月十三日

一 城半左衛門家來長島刑部左衛門と云者松平伊豆守宅に來て忠節を可申上由を申す伊豆守則出合人を拂て其子細を相尋るに刑部左衛門申て曰別木庄左衛門林戸右衛門三宅平六藤江又十郎土岐與左衛門と云衆人共企徒黨來十五日増止寺御法事畢て後十八九日の内に風を見合増上寺風上二三箇所より火を放て増上寺を燒失し金銀を可奪取然は定て御老中爲御下知増上寺え可出向敷其道々を相親待伏し以鐵砲可討殺其外與黨の者共は江戸町中處々に徘徊し一度に火を付て天下の變を見るへしと相計ふ由也云々伊豆守問て曰汝は何とて其企を知るや長嶋答曰某養子一角と申て土岐與左衛門弟也故に某も其一味に可相加の旨を頻に相勸るに依て同意の由を肯ふと云ひ早速言上仕候其與黨の多少は不存候件の棟梁は別木庄左衛門林戸右衛門等なれば渠等を早々被召捕御尋被成候は委細露顯可仕定て同類多からんと申仍て件の輩か居所を記し置て長島刑部左衛門を伊豆守に押當られぬ則登城し御老中會合して評議す豊後守も依召自増上寺登城各達上聞今夜彼黨の棟梁を搦捕推問可仕の由被仰出依て町奉行衆石谷將監神尾備前守を召て件の輩一々可搦捕旨被仰付町奉行等退出す豊後守も増上寺に歸る七ツ時分兩町奉行衆増上寺に來て豊後守宿坊に於て密談刻を移す人是を惟む所に豊後守并兩奉行衆同道し宿坊を出て本堂の前なる松原か前に暫く立留り唯今相談する所の施行の場所は彌此所たるへきやと被問兩町奉行衆答て此所可然非人共を山門より入て裏門へ通りぬけさせは混亂仕ましと被申豊後守此儀可然と被申其より本堂へ參る兩三人の家人とも密談の程を不審せしか唯今の評定を聞て偕は施行の場所の事そと心得たり其後酉刻豊後守は小姓頭鈴木宇右衛門并物頭宮崎伊太夫使役石山又左衛門三人を召出し人を拂ひ密談する事暫くして退出し三人共に麻布の下屋舖に趣く家老平田彈右衛門(石領)宅に行向又密談して面々の宅に歸る其夜の六つ過彈右衛門方より觸狀を三人(豊後守家人なり)者共へ遣す其手紙に曰御用の儀候の間唯今彈右衛門宅迄可被罷出候以上

九月十三日

宮崎伊太夫殿

平田彈右衛門



石山 又 左衛門 殿  
山 本 兵 部 殿

三人ともに手紙披見の後則誘合て彈右衛門宅に至其座上に彈右衛門其次に鈴木宇右衛門座せり于時伊太夫其次の間に刀脇差共に拔置出座す又左衛門兵部も又伊太夫か如く刀脇指を次の間に差置出座す于時彈右衛門申して云兵部事耶蘇宗門たるの由有訴人其實否糺明の間は伊太夫又左衛門に被召預之由申渡兵部か云吉利支丹の事少も存不寄何分にも申分可仕の由を申て退出す此間にて兵部か大小を取上外の二人には大小を相渡す兵部には宿所へ不歸彈右衛門長屋に押込侍并足輕大勢替々勤番す今夜風甚強し増上寺番所々々替加番人を添寺中寺外に至まで櫛の齒を引くか如く嚴しく警固す

一 其夜寅の刻前石谷將監神尾備前守兩人自身與力同心を大勢引率し門前町二丁目に向ふ三宅平六土岐與左衛門一宿する處へ押込平六上下二人を生捕平六は前髪あり大に働いて將監組の同心笹岡源右衛門と云者痛手負たり與左衛門は欠落す別木庄左衛門林戸右衛門藤岡又十郎は柴の札の辻に宿あり兩町奉行札の辻へ趣く未明なるに夜中潜に三人通る者あり然るに兩奉行衆の大勢を見て棚下を忍ひて通人と道を除體に見へ與力の士心許なく思て咎るは何者なるそ我々を見て隠るゝは手疵の在者にやと云其時別木庄左衛門は林戸右衛門藤岡又十郎に二十間餘先立けるか答て曰阿部豊後守家人也と云豊後守殿家人は何故に隠れ忍ぶやとて立寄處に別木刀を抜同心共不透走掛二搦捕之と云へども誰と云事を不知跡より來る林藤岡見之遁れぬとや思けん立去る處を神尾備前守同心橋本喜兵衛一番に林に取組んとするに戸右衛門刀を抜て一打に斬伏是間に兩組の同心彌か(彌かの下恐くは脱字あらん)上に取付て又十郎を搦捕藤岡は前髪あり林戸右衛門は生得甲斐々々鋪強力の者にて斬廻る程に將監組の同心に小牧市右衛門赤羽與左衛門堀江喜左衛門湯淺半左衛門成瀬彌五左衛門吉野六太夫又備前守組の同心岩瀬市郎左衛門今一人都合八人戸右衛門か爲に悉く手負已上九人の中三人は深手大事の由終に林をも生捕たり未明に備前守將監は増上寺豊後守宿坊に來り彼與黨別木林三宅藤岡此四人を生捕土岐與左

衛門は逐電仕る平六は相働いて笹岡源右衛門と申す同心手負以下同候次に林戸右衛門は大に働いて同心手負八人都合九人の中に十死一生の者及三人と云云

一 十四日別木井林已下を推問し徒黨の言趣并同類の輩を於評定所被尋問白狀に隨て同類并與黨の輩か親類一族縁者等迄書記次に戸右衛門を生捕たる一の手二の手の評論在て更に不分明依て將監下知し戸右衛門に組し輩の假名を註して其取付所を一々に記置其後林に尋て曰汝か働古今無双也依て汝を生捕たる同心共一二の評論有て更に難決何の處に取付たるもの一番なるやと被尋林か云前後更に難辨但一番に髻を被捕たるに迷惑して闇々と被捕たり其後は大勢下り重り候の間前後さたかに難辨と云彼髻を取たるは將監組の同心小牧市右衛門也故に一の手に相極り御褒美過分に頂戴す

一 水野美作守家人石橋源右衛門と云者二百石を領す今度の徒黨の棟梁たる由を別木差申に依て美作守方へ被仰遣則兄弟共に召込め差置舍弟は石橋又次郎とて前髪あり

一 阿部豊後守家人山本兵部と云者二百石を領す彼は武田家山本勘助頼純か孫の由也是も同類也と長島刑部左衛門訴人仕故に兵部をは吉利支丹の訴人ありと稱し別木林等に先立て豊後守方に召籠たり其家を國所し番人を付置若謀殺人の書付も有やとて如斯

一 十六日今朝未明に今度の與黨人士岐與左衛門は身の置所なきまゝにや増上寺の裏切通しにて腹を切叱を搔然共何共精手所の者見抑之公儀へ訟ふ依て自御公儀外科を被付養生させらる然とも疵何も急所故相果

一 十七日與左衛門相果の刻親類共方への書置の辭世あり  
立かへる烟はおちし世の中を名に替む身の惜からんやは  
土岐か死骸を鹽付にして被差置

一 十八日内藤石見守浪人吉田彦四郎奉行所へ出て申は某は別木庄右衛門軍法の相弟子也彼判逆の陰謀は努々雖不存右の仕合故に申出ると云云



- 一 中根大隅守浪人芦野谷源右衛門并松平越前守浪人矢田五右衛門此兩人は今度徒黨の人数にあらされとも別木と常々語知人たる故に御断り申上ると云々
- 一 城織部浪人梅澤五右衛門と云者田町に引込手習子供を取て手跡を指南して居けるか別木庄左衛門か店請人に立たる故に名主五人組に被召預
- 一 松平但馬守家來町田安齋とて三十人扶持取罷在渠は別木か父也同家人町田兵庫は別木か兄にて三百石を領す
- 一 松平遠江守家人町田甚兵衛二百石を領別木か兄也
- 一 阿部豊後守家人千手八左衛門二百石を領す石橋源右衛門か姉輩也
- 一 水野美作家人石橋右衛門三百石を領す是は今度徒黨の張本人たる由別木林等申之
- 一 阿部豊後守家人山本兵部是も徒黨人数の由別木等申之
- 一 松平新太郎家人岩田八右衛門は山本兵部妹輩也彼は熊澤次郎八か弟子也
- 一 北條出羽守家人永田九郎兵衛并養仙と云町醫者は土岐與左衛門弟也

右輩御穿鑿の程は悉く被召籠

一 十九日囚人別木庄左衛門林戸右衛門三宅平六藤岡又十郎石橋源右衛門等を籠に入れて評定所へ被召出山本兵部は翼付にして來り別木と石橋と及決別木か云今度徒黨の張本人は源右衛門也渠天下を亂し謀計を吐故に皆最と感して與力すと云云石橋か云別木か申處全虚言也某常に軍法を嗜事已に有年故に別木林三宅土岐藤岡等嘗て來て法を問故我等を以師とす其稽古と云ふは縦令は城の圖一つを圖して峻易の所を記し城内持口等の人数弓矢鐵砲兵糧の員數を書付置此城を何程の人数を以攻之何様に可責やと問ふ門弟申其術を云しめて承る事にて候然るに此輩去日某宅に來問て云當時の如く靜謐に治りたる世を亂へき術は如何様にすべきやと云云某答て曰唯今被問所は差越たる問也夫軍法の至極と云は亂たる世を治るを以て軍法の極拔とす當時の様に靜謐の世をは彌不亂様に淳直清廉の沙汰をするを以軍法とす靜謐

の世を亂すと云軍法なしと云于時別木又曰縦は吾先祖の敵在て一國一郡を領し縦は天下の主とも成て能天下を治る時其譬を報んとせむ時其世を亂さんとする事もなかるべきや然時は如何して其世を亂べきやと申す某答て曰然る時の術は不思議若天下の上下に疑の心を付るより外は不可有之と云別木又云某疑は何として付へき哉と云某か云縦は吾勢一二百人もあらは其城下四邊の町家百ヶ所にも宿をかり時刻を不合一二百ヶ所より一度に火を放して燒立なば手あやまちはと思ふへからす如何様是は謀叛人在て如斯相計るにやと人々の心に疑付て自然と變出來せんか然は其世其君に恨在諸候太夫に企謀叛或は一揆を起す者も有へし然る弊に乗て吾本意を達する儀も在ん哉と申處に別木潛に囁て曰吾々今度徒黨を企先増上寺の風上二三ヶ所より火を放燒立彼等の財寶并に萬部の布施物の金銀を奪取て先一味同心の輩に與む次に老中火を消んと出られは愛宕下邊四五ヶ所に待伏して鐵砲を以遠矢に打落さんと相談す連判の人数如斯とて卷物一卷を開く誰々とは不知二三百人の名を記し某にも判形すべき由を所望す某大に驚て申は是は不覺の事を宣ふ物哉定て是は吾心を引見んとの座興なるへし今各の寸法を以如此の御靜謐の御代を亂さんとは須彌に長競べ石を抱て淵に入るか如し各不見給哉先年由井正雪無道の徒黨を企て忽に被誅骸の上に耻を曝す遠からず例也先車の覆は後車の誠なるへし相構ひて無益の戯れ無詮と申けるに別木林等口揃て申けるは人の大事を語らせ同心なき事は奇怪也抑當世を亂謀を語は貴殿也然上は徒黨の張本人は其方なれ吾々か爲には棟梁也不可遁然上は判形可仕于今は合點にても不合點にても同類は遁るまし判形せよと譴責す于時某申して曰然は兎も角も也判形の事は追て連判中の假名をも見届判形すべし今日用事有之由にて主人美作守より先刻より呼びに來の問急に出仕す心靜に披見して加判の儀可仕一兩日中に又持參あるへしと申て罷出たり其後三度何も參り候しかとも留守と稱し其後は一度も對面不仕右の通一事も虚言不仕よしを申す伊豆守被申は別木唯今石橋か申處虚敷實かと被尋庄左衛門か云く石橋か申處少も無相違次に卷物に大勢の名を註したるは渠を同類に仕り判形可取術也全く同類に無之石橋判形は不仕候へとも當世を可亂術の根本を申たるは石橋にて候へは是徒黨の張本人也と申す石橋か云其術を申たるは彼等の謀を不承以前の儀也全く同心にて申たるには非



すと申す豊後守の曰く石橋か申處少も不偽始終其詞に無相違事神妙也但彼黨に同意なくは何そ早く右の趣を主人美作守に告さるや隠密したる心は同意に無紛歟但訴人の名を耻るにや如斯は非訴人忠節人も縦同心なしといふ共徒黨の委細を聞ながら押隠して不申は尤同罪也其上汝は學者也是程の理に迷ふへき者にあらず汝か心に尋て其過を可知と宣えは石橋離伏して詞を不出

一 山本兵部を召て伊豆守の云ふ兵部其方は今度別木等の徒黨の同類なる哉兵部か云努々其企を不存或時別木林土岐三人某宿所に来り可對面の由を申す折節傍輩共を饗應するの間玄關に出合于時封の印を押たる巻物一卷懐中より出し此書を見て判形可仕と云某の云何事そやと問別木か云其意趣委細此内にありと云某の云見玉ふ如く客を請たり早速の披見難叶重て持參是あるへしとて返す別木か云然は差置て可歸心辭に可有披見とて渡す仍請取玄關床の鞍箱の上に差置別木か云是一大事身上安否の巻物也疎にし玉ふへからすと申て中一日を置て又來り下人に申付留守と稱して一卷を封の儘にて玄關床の鞍箱の上より取て別木に渡す故に其巻物の内何事に候哉不存と申す伊豆守別木に被尋處に兵部申通偽無之封の印少も不違然れとも兩三日まで手前に差置候へは何とそ封の不違術を構へ見たる事も候はん歟と呻吟味により一味の内に書加へ候を長島刑部左衛門見之申上るなるべしと申て時豊後守兵部に尋て云汝は何故に其巻物をは披見せざるや兵部答申曰旨趣委細此内にあり披見して判形可仕と申す怪しく存る處に件の巻物を差置て販る其試に件の巻物を玄關の鞍箱の上に差置見之別木か云其此巻物は一大事身上安否の書也疎にすへからすと申て販る故に彌不思議に思て不及披見下人に申付返し候と申豊後守重て宣 汝其程心付不審に思は、何そ件の書を持參し吾に見せざるやたとひ件の書は雖不爲見何そ右の子細を吾に告さるや誠に不忠の至罪科輕からす心付ながら披露せざるは是も同類に等と被叱兵部面を低て離伏す徒黨加判の連衆二三百人も候はん歟と石橋申をるに依て其人數を拷問して尋らるといへとも白狀せず右書付は人を可勸爲の謀書也と云

一 二十一日徒黨の輩罪科極て今日刑罰被仰付

別木庄左衛門 古主松平但馬守浪人本知二百石  
林戸右衛門 古主眞田内記浪人彦右衛門弟  
藤江又十郎 古主金森左兵衛浪人前髪あり  
三宅平六 古主北條出羽守浪人前髪あり  
士岐與左衛門 古主水野美作守家人三百石領す  
右六人は於淺草磯に被行右の内土岐は十七日の晩死と云へとも鹽濱に仕六人の人數にて張付也兩町奉行衆自分に組中を引率しこ彼場へ被罷出

養仙 松平市正扶持人は土岐與左衛門弟  
加藤右馬助 與左衛門弟十一歳是は訴人刑部左衛門養子也長島刑部左衛門は城半左衛門家人也  
石橋又次郎 是は石橋源右衛門弟なり前髪あり  
同兵部左衛門 石橋源右衛門子五歳也  
右五人は同日淺草に於て首被刎

山本兵部 阿部豊後守家人二百石を領す

右の兵部は公儀御穿鑿の上申分相立豊後守方へ被返下候得とも不忠の志を被怒同日麻布下屋敷にて切腹被申付

町田甚兵衛入道安藝 是は別木庄左衛門親なり松平遠江守家人二百石を領す自國本參着次第斬罪の由  
町田兵衛 別木庄左衛門兄松平但馬守家人三百石領す自國本參着次第斬罪の由也  
藤江又兵衛 又十郎親金森長門守家人自國本參着次第斬罪の由  
清傳 又十郎弟金森長門守領所の淨土坊主也自國本參着次第斬罪の由

右の輩親類縁者方々に雖有之御穿鑿の内は其主人々々に被召預其外は無別儀



明曆元年六月十九日

覺

きんちやく切又は小盗人有之刻捕候得共雜物取返し盗人は致追放候由連々相聞え候間自今以後は盗人捕は急度番所へめしつれまいるへく候自然奉公人等盗人をとらへ候刻番所え罷出候事めいわくの由申者はことわりしだいに返し盗人に紛なきにおては其町いそき請取めしつれにまいるへく候若追ひにがし候よし後に知候は、本人は不申及一町の者其時の品によつて可申付者也

同年十月十三日

江戸町中定(此町中定は間々曉解すべからざる所あり)

- 一 喧嘩口論理非を論ぜず御法のごとく可爲死罪人をころし令逐電者せんさくの上急度可申付之もし荷擔人有之は其咎可重本人事
- 一 被官のけんくわ并盜賊の科主人に掛へからず雖然請人無之者かへおきせんさくのみぎり欠落いたすにおゐては可預置於主人其町人ならびに主人のしんるい可預置彼者は可尋出事
- 一 童子の口論沙汰におよばす双方の父母制詞を加ふべくの處却てたかひに荷擔せしむる者可爲曲事
- 一 童子誤て殺害朋友等死罪におよぶべからず
- 但し十三歳以上の輩は其とがのがるへからざる事
- 不用町の年寄五人組の相談任愚意の輩可爲曲事但年寄非分有之間町中一同可指訴狀遂穿鑿急度可申付事
- 一 關懸其外負物等有之者令死去證文加判輩并口入之輩者彼方へ可辨償於無證文者不可懸之有相續之子者可辨償之親之負物可相濟事勿論也子の負物不可懸于親雖然親加判於有之者不可遁其償事
- 一 不用父母之制詞町の年寄五人組の異見不致承引者有之は可召列來先令籠舎其上於不直覺悟者親切久離可追拂萬一對

于父母存遺恨者彼者從町中可捕來町中引渡可死罪事

一 父子之出入諸親類并其町中雖扱之無同心指上目安及對決輩穿鑿之上爲子非分者任父之所存以不孝之科或籠舎或切久離可追拂事

一 兄弟之出入互不知愛敬不道之輩對決の上無道理者急度可誠事

一 夫婦之出入離別之女先年如書出鋪銀衣類等早速可戻之令難澁者可爲曲事女相果諸色銀等之出入前廉如書出可致沙汰事

一 町人家人之出入有之指上目安及對決輩不知主從之禮家人非分於有之は籠舎申付其上任主人意可有其沙汰事

一 讓家財於惣領重而讓與次男輩雖致兄訴訟存命之内依有疎意也後判處持者可爲家督事

一 父母無同心娘理不盡事狼藉也於訴來者可誠彼男事

一 妻女夫之家財を得以夫之親類養子歟又者可妨夫之後世之處無程求娶條無謂者以若年は任家事か又は養子は諸親類并其町中以相談可計之事

一 夫相果無相續の子家屋敷家令進退無程下人と密通忘亡夫之恩不憚諸親類女拂其町夫の親類以相談家屋敷可致相續事

一 家懷他人妻輩於其所男女共付留は不可有子細證據分明にて申出候は穿鑿の上可處男女同罪然上は爲私不可遂遺恨事

一 放火人對一人以有意趣成多人若輩重科の至也并爲盜賊令放火は以罪科不輕如先例親子兄弟可處同罪事

一 公事人双方町中の者雖扱之無承引及沙汰の輩は對決の上不同心者於爲非分は急度可申付事

一 謀書謀判の輩兼て如申出可處嚴科執筆の者勿論可爲同罪事

右條々數度依爲有之儀所書出也自今以後可相守此旨商賣其外萬事御仕置の儀度々如觸知彌不可違失者也

同二年十二月

盜賊人穿鑿條々

第二十六款 司法警察第一



一 關東中在々所々御領私領寺社領共に五人組を毎年堅可申付其上耕作商買をもいたさす又は遠國へ切々相越輩并博突其外かけの諸勝負をこのみ不似合衣類を着し不審なるもの於有之は早速可申出之若隱置彼輩惡事をなし脇より顯るにおゐては其其者并親子兄弟の儀は不及沙汰名主五人組迄御穿鑿之上科の輕重にしたがひ可被行罪科惣して一夜泊に他所之相越候といふとも其行所并用事之子細名主五人組に相斷可罷越事

附盜人の所人には其同類より後日にあたをなすにつき氣遣いたし不罷出のよし其聞有之向後は地頭代官奉行へひそかに書付を可差上御ほうび被下之あたを不成やうに可被仰付事

一行衛不知浪人一切抱置へからす但親類縁者儲なる證人手形をいたし其斷於有之は名主五人組せんさくの上可差置事  
附惡黨人欠落來におひては其所に留置早速地頭代官へ可申届若見のかし後日に令露顯は名主五人組共に可爲曲事事  
一 不叶用所有之て郷中へ相越ものは各別用事なくして他所より切々來輩留置へからす若隱置もの有之者其五人組致齋議地頭代官へ可申出之令油斷惡事令出來におゐては可爲曲事事

一 在々所々つまり能所に番屋を立置夜番をいたし其郷中は勿論隣郷より盜人見出し聲を立る常々心懸不油斷自然見のかし聞のかしまたは不出合族は後日に御せんさくの上可被行曲事盜人捕來におひては路次の入用等百姓不致迷惑様に可被下之事

附出家山伏并行人こも僧鐘たゝき穢多乞食非人等盜人の宿を仕又は同類も有之へし常々齋議いたし先規より有來族歟又は由緒有之て儲成ものは可差置之不儲者是又一切不可置之事

一 於在々所々夜盜にあひ候もの有之刻地頭代官まで早速可申出之於然は地頭代官可遂穿鑿若自分としてせんさく難成事候はゞ奉行所迄其子細可訴之自然地頭代官不穿鑿其儘差置におひては可爲越度事

一 堂宮井山林にからまり不審成もの於有之は相搦名主并其所の者相談の上地頭代官え可渡之捕候儀難成時は庄屋所へ可申届之其庄屋早速人をあつめ入精可搦捕之自然難成時は相したひ落着所へ斷之からめ捕へし若見のかし聞のかし於

致欠落は後日に相聞候共可爲曲事事

一 山中筋此以前より鐵砲御免の所は各別其外在々所々におゐて鐵砲所持すへからす自然相背無益の殺生をいたし晝夜をかきらす山野に住もの於有之は申出之縱同類たりといふとも其科をゆるし御ほうひ可被下之隱置他所よりあらはるゝにおゐては御穿鑿の上可被行罪科事

一 在々所々におゐて馬盜人有之間晝夜をかきらす不審成もの馬をひき通に付ては其落着所を相尋あやまり有之體見及候は郷次にをくり届其住所之名主五人組へ慥に申斷可罷歸事

附儲成口入人なくして馬賣買一切仕へからさる事

一 盜人の贖物見出し其届有之は早速名主五人組立合齋議仕埒を明へし縱如何様の者申來といふとも不可疎畧若令遲滯其盜人於致欠落は名主五人組爲曲事事

右條々御領私領寺社領共に在々所々村切に名主百姓五人組毎年正月十五日を限に此趣相守之候様に急度申付手形可取置之若令油斷於不申付は其地頭代官可爲越度者也

同三年五月

警箴叢彙錄

一 當町并在々の酒屋法を破り百姓に酒を賣候もの有之におゐては酒道具共に國所可申付已來二度酒屋をさせ中間敷候事

一 法を背き酒を買候百姓は田島共に取上げ人をも召仕候百姓の下人の譜代に可申付事

同年(月日不)

御觸

在々所々惡黨もの有之時分は鳴を立可申候其時は先々の村々よりも出合召搦候者御褒美可被下候由得其意奉畏候若郷中



にて不出合ものは曲事に可被仰付候尤郷中に不審成もの參候歎惡黨のもの堂社山林にかゝり居候を見出し候は、名主并郷中もの相談の上からめ取候て御注進可申上候然る上者品により江戸え召連候刻旅路にて入用（此の間開字）御奉行所え罷出候迄諸事入用百姓不致迷惑候様に從御公儀様可被下之由奉得其意候自然とらへ申儀不相成候は、何方迄も相したひ落着所え斷之搦候様に可仕候見逃し聞遁し欠落爲致候は、後日に御聞出し候共急度御咎可被遊旨是亦奉畏候并百姓者不及申出家山伏行人虚無僧証たゝき穢多乞食非人等盗人之宿を仕又者同類も可有之間常々致詮儀怪敷儀も有之候は、可申上候事

寛永十四年にも是と同文の教令あり

同年（月日不分明）

御 觸

在々物さわかしき節はつまり能所に番屋を立置夜番をいたし候其郷中は勿論隣郷より盗人見出し聲を立るにおゐて早速出合捕置候様に名主百姓申合常々心掛油斷仕る間敷事

同年（月日不分明）

御 觸

在々所々名主百姓之所に盗人入候は、雜物委細に書付早速注進可申上候縱雜物不被盜取候とも其品申上御帳に付可申候勿論無心元もの有之候は、親類縁者好身之ものに候共無遠慮可申上候事

同年（月日不分明）

御 觸

盗人之届又者盜まれ候雜物見出し其届有之候は、名主五人組立會詮議仕可申上候縱何様之怪者申來候共疎略に仕間敷候若油斷いたし其盗人欠落爲致候歎所の雜物紛失候は、其者は不及申名主五人組曲事可被仰付候事

萬治元年七月十四日

一 頃日町中に盗人有之由相聞候隨分心懸とらへ可申候勿論夜更一人二人にかきらすうさん成者立廻り候は、番の者出合改先々迄承之町送りに可仕候但雨降風吹候夜は取わけ油斷なく心懸可申事

一 町中にてとるぼうとらへ候得共雜物取返し候とておいかし候は、追にかし候もの、方より爲過料鳥目十貫文取上げ曲事可申付候但往還の者とるぼうとらへ雜物とりかへし候とて追はなし候共町の者出合とらへ候者并どるぼう召連番所へ可參候見のがしに仕候は、其町より爲過料鳥目十貫文可出之候已來見合次第どるぼうとらへ早々番所え召連可參事

一 盗人の同類たりとも訴人罷出候は、其科をゆるしその上急度ほうび可遣之候間已來左様のもの町中に有之候は、早々訴人罷出候やうに町中念を入相觸可申事

一 夜九つより往行のもの町送りにいたし可申候若うさん成者有之候は、穿鑿いたし火附かましましき者か又は盜賊かましましき者候は、早々番所え召連可參事

一 いまだ仮の木戸無之町は早々仮の木戸持可申候裏々などにも不用心成所候は、塀にても垣にても早々可致候并晝夜夜番無油斷町中を廻り可申事  
右五ヶ條の趣無懈怠可相守者也

同年閏十二月

頃日町中に盗人有之様相聞候間町々中番置四つ打候は、前後の門を打くゝり計明け置可申候四つ過候は、往行の者町送り可仕候若有論成る者有之候は、留置き早々御番所え可申上候勿論火の用心の儀少も油斷なく町中裏店迄念を入れ相觸可申事

同三年正月十七日



今度火事に付牢舎の者に繩を懸火事静り候は、籠奉行所迄可參由帶刀申付放遣し候處其者共未不參者も有之候間見出次第捕可申來隱置輩あらは急度曲事に可申付もの也

同四年四月(此年四月二十五日寛文と改元)

喧嘩口論不仕様に常々可相愼者喧嘩仕候は、双方成敗但し時により所により重罪の者は一方成敗たるへし付り父子兄弟の儀は不及是非其外助太刀猶以其科重かるへし且又其座に居合候者事無様に仕へし却て事に成まじき儀を傍輩として不吟味にも申立惡事出来に於ては後日に聞と云とも可爲罪科事

寛文二年三月十三日

年番名主爲心得申合せ之上組合々々々通達

當月朔日夜九時半時過神田須田町二丁目半四郎店太兵衛と申者居宅格子より太兵衛て呼起し候者在之に付答候得は御用之筋にて尋儀有之間戸を明け候様申に付戸を明候得者侍體の者一人じつていを持中間體の者一人囚人と相見へ候繩付候者召連差口有之由にて侍體の男右太兵衛衣類錢箱等改財布に金五兩二分入置候を見出太兵衛母へ相渡太兵衛并召仕の者に腰繩を付三河町名主方にて可致吟味旨申侍體の男跡に殘囚人體中間體の者は太兵衛并召仕共に途中迄致同道右囚人中間共に何方へ歟逃去侍者母に渡置候金子を奪取逃去候に付兩御番所へ御番所へ御訴申上候得者重て心當りも候は、可訴出旨被仰渡候由に付右に付重てケ様の事も有之候は、取押置早速御訴申上候様家主へ得と申聞家主より店々へも萬一右體の儀有之候は、家主相店へ爲相知候様兼て心掛け置候様に申聞置可然事

同年八月二十二日

町中切々懸穿鑿不審成もの不在之様に可申付事

同年同月二十八日

今度於在々盜賊有之に付て以此書付關東中領主及寺社方へ老中傳之

覺

一 頃日在々所々にて夜盜有之候の間面々領内念を入遂穿鑿不審成者在之は江戸へ早々可致注進旨領中へ堅可被申付其上申來候は其趣支配方へ可被相達之他郷の者又は浪人其外不審たち候輩有之は可申出之かくし置候は、後日にきこへ候とも可爲曲事旨領分へ急度可被申付者也

覺

一 今度在々所々夜盜有之に付於古河領不審成者相捕之從土井大炊頭彼地にて遂穿鑿候此上同類令白狀給所并御代官所又は寺社領等に在之者從大炊頭可搦捕之間得其意斷次第致合屏可捕之若於及異議は可爲曲事者也

美 豐

後 濃

同年九月二十一日

頃日於在々所々盜賊有之こと遂穿鑿候處同類數多令欠落候領内近邊小身の給所御代官寺社領等盜人有之は寺社奉行町奉行御勘定奉行より可相達候間早速家來被差遣搦捕之町奉行所迄可有注進候縱從右の面々不申來候共於致謬顯は可被捕之候先々へ家來持參の證文兩道差越候の間可被請取置候勿論領分の儀は被改之不審者有之は召捕之旨趣可被申越候次に於領内鐵砲所持の族穿鑿の覺書相添候間是又被致承知可被申付候恐々謹言

猶以少身の給所御代官寺社領等より直に申越儀も可有之候間是又捕候様可被申付候以上

九月

丹羽 左京 太夫 殿	本多 能登 守 殿	稻 葉 美濃 守
内 藤 帶 刀 殿	内 藤 豐前 守 殿	阿 部 豐後 守

第二十六款 司法警察第一



松平	和泉	守殿	相馬	長門	守殿
秋田	安房	守殿	眞田	右衛門	守殿
松平	遠江	守殿	眞田	伊賀	守殿
諏訪	因幡	守殿	水野	出羽	守殿
酒井	日向	守殿	鳥居	主膳	正殿
脇坂	中務	少輔殿	織田	内記	殿
堀	美作	守殿	大關	主馬	殿
細川	豊前	守殿	大田	原山	城守殿
前田	右近	大夫殿	西郷	若狹	守殿
堀	大學	殿			

同四年五月十七日(靈元天皇 四代將軍家綱)

覺

一 當月十四日之夜松風十左衛門宅え五六人達にて忍入戸を破り松明を持押込十左衛門起合切むすひ互に手を負候十左衛門子供切殺し立退候然し手負其外不審成者侍屋敷寺社方町中并江戸近邊之在々所々に於有之は早速兩町奉行所え可注進若隱置他所より顯るゝに於ては後日に聞候共可行罪科

一 跡々より被仰出候通向後手負候方は町奉行え罷出候に付可申候事

五月 日

右之通被仰出候間町中家持は不及申借屋店借裏々心付下々に至まで成程念を入致穿鑿手負其外不審成者於有之は早々兩御番所え注進可申上候若隱置脇より顯るゝ於は急度罪科可被仰付候間無油斷吟味可仕候勿論跡々より被仰出候通り

向後手負候者は兩御番所之御帳に付可申候以上

同五年七月二十七日

町年寄 三人

今日御老中被仰渡候者今度神原左衛門與力喧嘩の儀土屋但馬守土井能登守被達上聞候處被仰出候者ケ様の時分大勢不欠集樣にと兼て被仰出候喧嘩事靜候處與力同心不殘大勢罷出候人少に罷裁配致し同心人多出候は、押置差引可致所に與力不届に思召候依之與力の分九人江戸御拂被成候左衛門儀御條目の趣は兼々與力同心に申付置候得共ケ様の時分の儀細に不申付候段不念の仕合迷惑仕左衛門出仕遠慮仕候に付今日彼召出右上意の趣今日殿中に在合候諸物頭の分に御老中被仰聞候

面々屋敷の前にて喧嘩口論有之刻は大勢不欠集人少に罷出裁配可仕候組中與力同心有之面々は右の趣可申聞旨御老中被仰渡候以上

同六年十一月二十七日

追放

江戸十里四方京大阪堺奈良伏見東海道日光海道甲府館林尾張紀伊水戸右の分に罷在間敷事是は神保彌三郎朝比奈甚左衛門并安藤九郎左衛門與力安藤傳右衛門組御歩行衆一人甲府殿家來一人館林家來一人五十嵐平助梶川三左衛門子一人御法度の博奕打申候に付如此被仰付候以上

同七年三月二十五日

きりしたん井盜賊の訴人有之にあつては領主の家來代官遂穿鑿候様に可申渡之但事の品により直にも可致穿鑿事

覺

同年五月二日

第二十六款 司法警察第一



子おろしの看板出置商賣致候者有之候は、堅無用可仕由被仰付候間町中無用に可致候縦かん板出不申内々にて致候もの  
若有之候は、町内に置申間敷候

右の通樽屋にて被申渡候

延寶二年六月十八日

下野常陸上野此三ヶ國の南土并帯刀領分は勿論於其近邊盜賊入其所の者出合可搦捕之若不入精於不合屏は縦後日に相聞  
といふとも町被行罪科者也

播磨 大和 美濃

御領 領 領  
社 寺 右私

右御奉書如此書之右三ヶ國中へ被觸之

同三年十月二十九日

覺

關東筋在々所々盜賊多候に付御僉儀有之彼者共江戸中退來隠居候儀可有之候間其方御代官所江戸町續之町々能々被致吟  
味不審の者於有之は召連參候様に急度被申付其上毎月二三度宛改之其趣書付注之可被申聞候以上  
右の段御老中被仰出如此候以上

甲斐 喜右衛門

同年同月晦日

覺

伊奈半十郎殿

岡左近 徳兵衛 杉内藏亮

關東筋在々所々盜人有之候に付御詮義被仰渡候間彼者江戸中へ退來隠居候義可有之候間町々克々致吟味不盡成者於有之  
は早々可申出品により則彼者奉行所へ召連候様に家持借屋地借等まで不殘可相觸者也  
天和元年三月(五代將軍綱吉)

道中え大名衆并在番衆の飛脚の由假名を申し罷通候者有之由穿鑿の上於相知は當人は不及申江戸宿有之へく間可爲同罪  
候以上

同二年正月十日

覺

一 町中にて盜人并巾着なる紙袋小柄其外何にても取候者捕候ても追はなし候様相聞候自今以後捕早々番所へ召連可參  
候事

一 目あかし首伐の者町中にて理不盡成ねたりケ間敷事申掛あはれ候は、早々召連番所へ可參候事

一 町中の徒者方々にてねたりケ間敷儀申掛理不盡成義仕候由跡々よりも相聞候間左様の者有之候は、早速搦捕番所へ  
召連可參候事

右之通町中家持借屋店借地借召仕等迄爲申聞少も相違仕間敷候若見のかしに仕候は、可爲曲事者也



同年八月十三日

惣て近年諸町人風俗惡敷御直參の者へ對不禮成仕形在之段兼々被及聞召之條致愈儀急度可申付之旨被仰出之諸人共當分  
手鏡かけ預置儀日數重て可申渡之旨寺社奉行兩町奉行御勘定頭へ於殿中一昨日老中被仰渡

同三年正月二十三日

御目付御使番不殘被爲召之於火事場不審成者於有之は可召捕之旨老中被仰渡由

中山勘解由被召之風烈候節は與力同心所々を巡し不審成者有之は可召捕之旨老中被仰渡の由

二十四日

田付四郎兵衛井上十郎兩人火事の節早速其場へ參り不審なるもの有之におゐては可召捕之もし及異儀に候は討捨に可  
仕旨被仰出之

同年八月二十九日

覺

一 首伐共向後取放候間首伐之由申ねたり候はゞ早速番所え召連可參候隱置候は、曲事たるへき事

一 少々物盗み取り候とも捕へ早速番所え召連可參候見のかしに仕候は、曲事たるへき事

一 惡事致候もの聞傳に承り候とも早速可申出候隱置候は、可爲曲事事

同四年(月日不)

蜂須賀阿波守至鎮國法二十三條(邦人)御壁書拔錄

萬盜物の族若本主其色於見出者何時も所持の方に申懸道具取戻可穿鑿於然には盜人可相預萬一於無其儀は當時の主縱雖  
買置其代可爲失墜事

國事百姓等或相背國儀者歟或對代官給人緩急者歟加様の族尤可遂成敗者也雖然非指科依少々題目時之代官給人爲覺悟無

左右令成敗又は所を拂族は可爲曲事事

貞享元年八月

覺

切腹流罪追放 御預

右御仕置被仰付輩の親類忌掛り候分并舅小舅等此外は不及遠慮事

元祿元年五月七日(東山天皇  
五代將軍綱吉)

閉門逼塞遠慮致有之者病人有之節又は死人不淨などに致難儀候由相關候醫師扱も呼死人など外に出不淨をも取捨候様に  
と被仰出候不及申候得共只今の通に不仕密々用事相違候様大目付衆申合最寄へ連々物語仕候得と但馬守殿被仰出候

同年六月

覺

閉門遠慮の面々家來に死人有之節屋敷の内へ被埋置候様相聞向後左様の節は夜更密々寺へ遣輕葬之苦間敷候且又病人有  
之及大切候は、夜に入他醫を招養生苦間敷旨諸番頭諸物頭え被仰渡之

同十年六月

私領仕置の儀に付一萬石以上計え御觸書

一 逆罪の者仕置の事

一 致附火候者仕置の事

右の科人有之は遂詮議一領一家中迄にて外へ障無之におゐては向後不伺及江戸の御仕置に准し自分仕置可被申付候但  
他所に入組候は、月番の老中迄可被相伺候遠島可申付科は領内に島無之は永牢或親類縁者等え急度可預置候

同十二年十二月



只今迄盜賊改火付改方へ訴出候類の儀向後寺社領は支配より寺社奉行へ町方は町奉行へ御料は御代官より御勘定奉行へ可申達候私領は地頭より支配方へ可申出候盜賊ばくち打火付等の儀彌入念候様に可被申渡候以上  
同十四年三月十日

大名	淺野内匠頭長矩
高家	吉良上野介義央
組留	御留守居番 梶川與惣兵衛

一 湯原氏日記

二月四日未月參向公家衆御馳走人勅使

柳原大納言 淺野内匠頭云云  
曾野中納言

元祿十四年己三月十四日勅答并歸路御暇例年御白書院に候得とも今日不慮の儀に付御黒書院也

一 已後刻殿中柳の間にて高家吉良上野介淺野内匠頭詞荒々しく聞しか上野介は柳の間を立醫師間取付處大杉戸際にて内匠頭追詰短さ刀を以拔打に討掛上野介烏帽子着故右髪を後へ懸け切付候振向處を又一太刀然共二ヶ所共薄手也と時御留守居番梶川與惣兵衛不透飛懸り内匠頭後より懐きとめしかは表坊主關件和來り内匠頭前より取付短さ刀取直肩に引掛梶川相伴に坊主衆部屋前置則藪織の間御徒目付部屋へ入置

勅答相濟内匠頭は田村右京大夫え御預け則彼宅え差遣す戸田能登守御馳走人代被仰付之早速家僕傳奏屋敷え差遣之内匠頭家來に入替

一 戸田采女正へ内匠頭屋敷家來共可致差圖旨被仰付早速彼地え被相越水野監物儀田村右京大夫屋敷可致警固旨被仰付  
一 吉良上野介儀者致歸宅疝養生仕候様被仰渡之乗物にて退散

一 爲檢使大目付庄田下總守御目付多門傳八郎大久保權左衛門其外御徒目付田村右京大夫宅へ相越下總守述上意之趣淺野内匠頭切腹被仰付候介錯御徒目付磯田武太夫同十五日月次之出仕在之御目見無之御老中出座淺野内匠頭昨日之不慮之儀并切腹被仰付候段於席々洩達之依之今日者御禮御受不被遊由也

一 播州赤穂城請取脇坂淡路守同所在番木下肥後守御目付御使番荒木十左衛門御小性組仁木周防守組日下部三十郎替被仰付之但三十郎内匠方へ山緒有之旨御斷申上爲代御書院小栗和泉組榊原采女

同十九日 梶川與惣兵衛今度仕形宜被思召候に付五百石御加増被下之旨御老中列座土屋相模守被申渡之

同二十二日 高家吉良上野介願之通御役御免

五月六日 山田奉行淺野美濃守御役被召之遠慮如前是は内匠頭叔父也同十五日山田奉行淺野美濃守跡へ御使番より堀内藏介

七月十九日 御用番被爲召淺野大學事分知三千石被召上之松平安藝守方へ引取可申旨被仰渡之是者淺野内匠弟也

八日十九日 吳服橋之内吉良上野介願之通屋敷被召上之本所松平登之助上ヶ屋敷被下之吉良左兵衛え御老中列座土屋相模守被申渡之

十月六日 吳服橋内吉良上野介上り屋敷米倉長門守へ被下之

元祿十五年七月十八日於加藤越中守宅淺野左兵衛跡淺野大學召寄閉門御免領知三千石被召上之松平安藝守方え引取可申旨被仰渡之



司法警察第二

寶永元年七月六日(東山天皇 五代將軍綱吉)

閉門

- 一 門を閉通路有之間敷事
- 一 門の外より板を打候儀無用に候窓をも釘しめにいたし事に不及候事
- 一 但窓に掛戸可懸之候懸戸無之候は、内より窓ふさを可置候事
- 一 不叶用事は夜中ひそかに可相達候事
- 一 病氣の節屋敷あやしき體に候は、立退其段支配方迄可申達候自火は不及申近所より火事出來候は、屋舖の内火防候儀不苦候事

逼塞

- 一 門をは立置晝の内にもくより不目立様に通路可有候事
- 一 重き病氣の節は親類縁者醫者ひそかに參候分は不苦候事
- 一 火事の節屋敷あやうき體に候は、立退其段支配方迄可申達候自火は不及申近所より火事出來候は、屋敷の内火防候儀不苦候事

遠慮

- 一 門を立くよりは引寄可置事
- 一 不叶用事又は病氣の節不目立様に親類縁者醫師參候分は不苦候事
- 一 火事の節屋敷あやうき體に候は、立退其段支配方迄可申達候尤無遠慮火防可申候事

以上

自分遠慮に有之儀は無用に可仕旨美作守右京大夫を以被仰出之只今迄自分遠慮にて罷在候者ともへは可差免申被仰出

同五年十一月

- 一 頃日所中所々え盗人忍入衣類諸道具被盜取候者數多有之大勢手組候て來候儀も有之様に相聞候夜中盗人入候儀大形表店の中に候木戸番中番井月行事油斷に候向後一町切に家持家守共申合たとへは拍子木杯様のもの指置夜更候て怪敷體の者相見候敷戸杯に當り候を承候は、相圖の拍子木鳴し町中出合候様に申合何とぞ召捕可申候
- 一 只今迄も夜中あやしきもの又は盗人など見付候ても召捕候得は彼是手間取候を相考へ追放し候族有之様に相聞不届候重ては急度召捕番所え可訴之候

右の通家持屋守とも名主共方へ寄合町切申合外にも致方存付候は、其趣書付可差出候此段町中不殘可相觸候以上

同六年六月(六代將軍家宣)

頃日町中にてあばれ者多為の者共別て權高に有之女など通り候を大勢寄合手こめに致しつれのき候者も有之由相聞不届至極候左様の族有之候は、所に留置早々訴出へく候若見のかしに仕候は、名主五人組迄可爲越度候條此旨可相觸候以上

同年八月十八日

覺

頃日町中於所々に金銀衣類等被盜候由帳面に相付候者數多有之候去子霜月相觸候通家守家持又は表店に居候もの一町切に申合夜更あやしき者見懸候敷戸杯にさわり候者有之候は、鳴物にて相圖いたし町切に出合召捕之月番の方え早速可訴出之候此旨折々附火かましき義も有之候間旁油斷不仕候様に町中不殘可相觸候以上

同年十月

今以町方盗人致徘徊候の由相聞候最前も度々相觸候處頃日意候様に相見候間家持家守又表店に居候者共一町切に申合夜



更怪敷もの見掛候敷戸杯に障候もの有之候は、互に鳴物にて相圖いたし町切に出合急度召捕月番の方へ可訴出候縦無科もの捕候ても捕そこなひには成間敷候若左様成族捕候節内證にて追放し候は、當人は不及申其所の家主五人組名主迄可爲越度候次第に火事時分にも成候間彌觸候趣急度相守油斷無之様町中可相觸候以上

正徳三年八月にも是と同文の教令あり

同年十一月

頃日於所々出火附火も有之其上小盗人今以徘徊いたし候由相聞候度々相觸候通一町切に申合あやしきもの見掛候は、可召捕候あやしき者見付候ても召捕候へば彼是手間取候付追放候様相聞不届候左様成族於有之は當人は勿論家主名主五人組迄可爲越度候間名主月行事家主借屋裏々迄相廻り念入可申付候於相背は可爲越度もの也

同七年四月

中御門天皇  
六代將軍家宣

先年有之候男たての類并薦の者等頃日町人方え参り何角ねたりかましき儀申町人共致難儀候由相聞候向後右の類の者共参ねたりかましき事申候は、押え置月番の番所え可訴出候若難召捕體の者に候は、なため置非番の方にて向寄の番所え早速可訴出此方より召捕させ可申候隠し置内證にて取扱事濟候段後日相聞候は、可及越度候  
右の趣町中不殘可觸知者也

同年八月十五日

一 此間八町中小盗人別て多有之由風聞有之候所全銀衣類等被盜候由帳面に附候もの數多有之候度々相觸候通り彌家持家守一町切に申合若あやしきもの見掛候敷戸杯に障候もの有之候は、互に鳴物にて相圖いたし町切に出合召捕月番の方へ可訴出候

一 最前も相觸候通り四つ以後あやしきもの罷通り候は、拍子木にて一町切に送り可申候不意に同心廻し相改油斷の仕方於有之其所の名主月行事急度可爲越度候間此旨町中可觸知候以上

正徳元年十二月

此頃盗人多有之由相聞候先達て相觸候通り夜四ツ時已後通り候ものは心を附拍子木にて一町切に送り申すべく候夜更怪敷もの有之は町中申合置召捕月番の番所え召連可罷出候若見のがしにいたし候もの於有之其町々名主月行事可爲越度旨町中急度可相觸候以上

同五年六月

(七代將軍家繼)

頃日於所々薦の者あはれ候由相聞不届候左様の族有之候は、其所に留置早々向寄の番所え訴出可申候武士方抱の薦の者に候は、留置可訴出其餘類有之候共あだ不致様に可申付候若見のがしに致置其段追而相知候は、其所の月行事名主迄可爲越度條此旨急度相守候様に町中可相觸候以上

正徳二年五月にも是と大同小異の教令あり

同年七月

公事訴訟人より音物贈り儀に付御書付

公事訴訟有之者共奉行役人並其家來の末々といふとも内縁を求め音物を相贈り儀制禁有之候違犯の輩に至てはたとひ理運の公事其謂ある訴訟といふとも一切に許容あるへからす若又裁許の後年月過ぎ相聞へ候といふとも急度其沙汰に及はれ罪科に可被行もの也

右今般如此被仰出旨よろしく可相心得候以上

享保二年五月二十一日

(八代將軍吉宗)

身上に應し過料取上方之事

御相談書



過料取立方之儀に付去る未年六月一座より申上被御聞置候伊豆守殿被仰聞候書面之内身上に應し過料取計之儀地主家主之分者一ヶ年地代并家賃上り高家内人別之割合を以其分限四分一餘之積申付可然右者家持之儀にて延享二丑年島長門守能勢肥後守え店借之身分に應し過料之儀御尋有之候節家内人別之幕方を積立身上宜きものは二十貫文中分者十貫文輕きものは三貫文過料申付可然趣申上候書留有之候間店借之ものは右之趣を以過料申付候積と有之候百姓之儀右書面に無之近例も相見不申決兼申候依之百姓身上に應し過料之儀者一ヶ年作徳高家内人別之幕方を積立身上宜きもの者三十貫中分は十貫文輕きものは三貫文と極置可申哉及御相談候以上

戊五月

右之通享保二戌年五月二十一日相談之上書面之通りに相決

但、欠座無之

同年六月

従前々相觸候通町方にて町奉行所組の者或は家來杯と偽り致物取り或は目明し役人杯と申ねたり事致し候者今以有之様に相聞候三番所には目明し一人も無之候右の類の者有之候は、早速月番の番所え召連候様に申付置候得共無其儀畢竟右之類有之候ても番所え訴候ても町内の者の騒に成候を厭い内々にて事を濟指置候と相見へ不届に候向後は不依何者に右の似せ者は勿論の事實の組の者并家來にてもねだりヶ間敷儀并不時に諸色借用いたし度由申者於有之は早速召捕へ月番の番所へ訴出可申候若内々にて事濟指置候族有之後日に相聞候は、當人は不及申家主五人組名主迄急度吟味の上曲事に可申付候此段町中え可觸知者也

同年十一月五日

元祿十丑閏二月相極候は亂氣にて人殺候者本性に違候間向後は牢舎申付様子次第に其儘永牢にて指置其上若本性にも成

候は、遠島にも申付可然候品により、解死人に可成子細候は、其節窺有之筈に候處自今以後は亂氣にて人殺候共可爲解死人候本性にて人を殺候も亂心にて殺候共同前之御仕置候間可被存其趣候

但元祿十丑閏二月相極候以後至于今永牢に差置候もの有之候は、是は可爲其通候以上

享保二年酉十一月

右御書付酉十一月五日於羽目間井上河内守殿中山出雲守え御渡被成候

右同様之義に付享保六閏七月御書付出候間可見合

同三年二月十五日

流罪之者島々え遣候節只今迄は島船八九艘又は其餘も指出候得共御鷹野御船御用に付て同心共指支候故向後は四五艘程つゝ幾度も出候様に御船手え申渡候間可被存其趣候且又向井將監は外之御舟手島舟五六度程差出候は、一度出候等候以上

享保三年戌二月

右者戌二月十五日水野和泉守殿御渡候御書付寫之由にて中山出雲守方より來る

同年十二月

火附の儀其筋々奉行にて詮議の事

一 只今迄町方より訴出候火付詮議伺の上火付改へ相渡候て詮議有之候得共向後町奉行所へ訴出候は、火付役へ不相渡其手筋にて遂詮議可申候火付改方にては組の者廻し候節捕又は改出候火付計吟味可仕候惣體詮議の筋火付改方を申合候様可仕候

一 盜賊改火付改博奕改共に向後火付改方打込仕可相勤候右の趣とも火付改方へも被仰渡候間其旨可相心得事

同年(月日不分明)



盜賊火附詮議いたし方之事

盜賊火附詮議之儀盜賊改火附改に不相渡其手切にて可致吟味事

元文五年十二月にも此と同文の教令あり寛政二年四月にも是と大同小異の教令あり

同年(月日不分明)

火付并盜賊等訴人の事

覺

惡事有之者を召捕差出候歟又は訴出候時右惡黨の者より召捕訴出候者にも惡事有之田申掛候とも猥に糺問敷候若本人より重き惡事を證據申においても双方詮議可有之候惣て罪科の者を訴出におひては同類たりといふ共其科を被免候事に候條其趣を以作略可有候事

同四年六月十九日

覺

火附盜賊博突改之方に目明し無之候然る處賢目明し體之者有之町中にてあばれ不届に候依之此度右之者御仕置に罷成候自今町中に目明し體之者相越候は、捕之早速番所に可訴出候此旨急度町中へ可觸候事爲之者共町中におゐてあばれ其上常々意趣有之者は火事之節あたいたし候由相聞え候自今左様之者候は、其所にて捕之早速可訴出候此旨急度町中相心得候様可相觸候事

亥六月

右之通似せ目明し爲之者等あばれ者等有之候は、可申出旨每度相觸候處左様之者有之候ても内證にて埒明置不申出不届に候向後左様之あばれもの有之候は、早速御番所へ召連可罷出候若隠置候は、越度に被仰付候間此旨急度相守候様町中不殘可被相觸候已上

町年寄三人

同五年五月

覺

目明と申者諸奉行加役共に無之事に付前方も相觸候處此度那須屋仁左衛門と申者加役目明の由偽り巧成義をいたし町人方より金子かたり取候依科に仁左衛門義は引廻し獄門并仁左衛門に被頼町人共に金爲出所持候繩手權右衛門類の者も御仕置申付是又舊惡の防と存知仁左衛門方へ金子出し候町人共過料爲指出候右の通不届に付御仕置に成候自今共に諸奉行所盜賊改博突改火附改方に目明しの類彌一人も無之候間町中其旨堅く可相心得候若此已後目明し役人抔と偽り勿取れたりかましき事致候者在之候は、召捕早々月番の番所へ可訴出候  
右之趣自今急度相守可申者也

月日

右町觸書付先達而加納遠江守殿へ上候處右之通可申旨享保五年子五月中山出雲守へ被仰渡候付即日出雲守方に而奈良屋市右衛門に申渡す

右一所に上候書付左に記

似目明しの儀に付町中へ觸書の趣諸人末々迄承知候様に札に認め町中木戸或は往還に幾日の内右札出し置候事  
右の外向後も急度相觸候事は札に認出し置候間其旨可相心得事

同年八月

覺

御仕置もの一件之内欠落など有之其者尋申付不尋出候得は落着難成とて其一件御仕置差延すに付構無之もの、及難儀候事に候間欠落もの尋候内六ヶ月を限不尋出候におゐては其旨被相伺殘候ものはそれ相應に御仕置被申付候尋候もの迫而



出次第其節相應に御仕置可被申付候伺には不及候得とも御仕置申付候も右同斷に可被相心得候惣而欠落もの不尋出候とて一件之者共之儀延候たゞし年月を経候儀不宜候向後可被存其趣候

同六年五月朔日

覺

於豆州大島流人之内八人四月晦日之夜彼島小船盜出逃去候に付尋追船島役人立木新八并島年寄上下四人乗船今晚五つ時前當御番所え着船所々格別之筋右之船早速相改出帆申渡候浦々急御用之儀に候間縦順風に無之共浦々早速引船出無怪我遲滯無之様相通し可申候尤浦々右之船着井出帆入念刻限付外に書添相廻留より江府堀讚岐守屋敷迄可相届候以上

相州浦賀御番所當番

堀讚岐守與力

丑五月朔日

中島三郎右衛門

同

斷

渡邊辨右衛門

相州浦賀より江戸品川迄浦々

名主年寄中

右廻狀同月四日鐵砲洲八丁堀靈岸島迄相廻

同年同月

死罪御仕置除日の事

死罪御仕置除日の儀向後は御除日急度御定無之候乍然御精進日其外御祝事等有之日は心附候は、可相除、事  
同七年二月

追放之儀に付御書付

科之品に依て扶持を召放候歟或者家財闕所又者其品輕くは過料等それ〳〵に可被申付儀者勿論に候件之惡事有之候もの領内に差置候を嫌ひ他所え放遣候儀者有之間敷事に候近年於公儀者追放もの先者無之様被仰付候間於國々所々其旨を存猥に追放有之間敷候然共喧嘩杯に而双方疵付候者歟又侍など品により追放被申付却而可然趣も可有之候間其段は格別之事候

右之通可被相心得候以上

同年五月

追放赦免の事

- 一 追放赦免の願出候は、三奉行火附盜賊博奕改方にて老中へ伺に不及可差免候併何卒格別の品も有之難差免存候者も有之候は、老中へ可申候
- 一 私領にて追放申付候者の赦免の儀奉行所へ願出候は、頭有之面々は其頭々へ障儀無之候は、差免候様可仕旨可申候頭無之面々其地頭へ右之趣相通可申候
- 以上

同年九月十二日

覺

- 一 遠島者町奉行より世話いたし御舟手え相渡候儀先年よりの義に御座候如何様の譯と申儀は相知れ不申候得共牢屋支配仕候故の義と奉存候
- 一 前々は遠島者五六十人程も溜り候得者申上一ヶ年に一二度程御舟手え相渡島々え差遣申候
- 一 近年は遠島者無數御座候間大概十人程溜り候得は一ヶ年に一二度指遣申候



但御舟手え流入相渡候節は牢屋より町奉行與力同心相添御家人の分は乗物に乗せ其外の諸土井雜人はもつかに乗せ指遣申候右乗物昇は町人足もつかうかきは穢多彈左衛門役にて非人にかつがせ申候

一 右遠島者人數程船中にて給候梳折敷町奉行方より御入用にて相調流人え相渡申候  
右御入用十人に付銀二十匁程相懸申候

右者町奉行方より御舟手え流入相渡島々え指遣候仕形にて御座候御舟手方より仕形は別紙書付御舟手より指出候間奉え御覽候

中山出雲守  
大岡越前守

享保七年寅九月

右は寅九月十二日加納遠江守殿え上る

同八年十一月七日

今度芝田町名主庄次郎怪敷ものゝ由にて無宿おぢい五兵衛と申者捕組合之名主共一同に召連來るに付令吟味候處火付に無紛候故爲御褒美銀三十枚庄次郎え被下置候

右五兵衛儀所々え致火附就中先月二十四日愛宕之下より出火の節増上寺前豆腐屋え繼火いたし夫より神明前橋際角の町屋へも火を附又候新網町春日社四五丁手前看屋えも致繼火右何茂火元の火と一所に成及大火候の段五兵衛白狀いたし候右之趣候間此已後者出火有之は風筋の町々は別て無油斷心掛け火附のものは勿論怪敷體の者候は何にも召捕可參候尤捕へそこなひ候分は不苦候間此旨町々え名主家主五人組共急度相心得借屋店借り裏々の者迄兼て無油斷心掛け候様に可申渡候

右觸書享保八年卯十一月七日有馬兵庫頭殿え上る即日右書面の通可相觸旨兵庫頭殿御申聞右書付御返し候に付右寫相認

月番諏訪美濃守え遣之翌八日寺社奉行中えも右觸書一通寫於御城遣候尤町年寄奈良屋市右衛門えも書付被相渡候様にと美濃守へ申遣候事

同九年十一月

覺

鍛冶屋共ふいご祭之節子共に交り多人集致礫を打其外あはれ候者有之や相聞候前々も相觸候通若右の族有之候は、召捕置番所え可訴出旨町中可相觸候

享保九年辰十一月

右御書付月番町年寄樽屋藤左衛門え相渡町觸申付同月八日藤左衛門持參之

寶曆五年十一月七日にも是と同文の教令あり

同十一年五月

目明し相止候町觸

七年以前子五月相觸候通目明しと申者諸奉行所に無之事候間右の趣觸相心得此以後も目明し役人杯と偽り物取ねたりかましき事いたし候者有之は召捕早速月番の番所へ可訴出事

右之通名主共へ申聞町中末々迄相心得させ候様可申達候以上

同年十一月

追放者赦免の儀に付一座申合候事

追放赦免の願申出候は、格別の子細有之者は伺可申候其外の子細無之追放は不及伺差免可申候右の通午正月十三日評定所一座申合候但前方三ヶ度出候御書の儀に付三ヶ度(寅三月十五日同五月)に附札致し出し候伊賀守殿へ己四月相伺候處無御沙汰候ゆへ又候伺候へは前方出候御書付の通先相心得罷在候様被仰候に付右の通申合候



重き追放  
 關東八ヶ國 武藏 相模 上野 下野 安房 上總 下總 常陸  
 山城 攝津 堺 奈良 長崎 東海道筋 木曾海道筋 駿河 甲斐  
 尾張 紀伊  
 中追放  
 江戸十里四方 京 大阪 堺 奈良 伏見 長崎 東海道筋 木曾海道筋  
 日光 日光海道筋 甲府 名護屋 和歌山 水戸  
 輕追放  
 江戸十里四方 京 大阪 東海道筋 日光 日光海道筋 甲府

同十六年三月

遠島者滅方の儀に付御書付

大勢遠島の者有之候ては如何に候間向後死か遠島かと存候程のものは吟味の上重き追放に可申付候右の類追放に成候とて猥に追放申付候事にては無之候只今迄江戸拂所拂等に申付候ものは只今迄の通可相心得候  
 右之通被仰出候間自今此趣を以御仕置可被窺候以上

同十七年一月

御仕置伺書に入牢の月日可認旨の儀に付御書付

科人又は御仕置者伺書付差出候節右科人名書の上に何月幾日より(揚り座 敷入牢)と有之儀書付可被差出候事  
 右の通向後可被相心得候以上  
 同年十月

偽との事乍存金銀借貸いたし候者御仕置并同罪の儀御書付

此度西丸火の番野口兵三郎儀支此御目付高山安左衛門名を偽手形文言に認二宮官次と申浪人より借金いたし侍不似合仕形に付死罪に被仰付候官次儀も偽りと之事と乍存貸候儀に付死罪罷成候自今も右の通の儀於有之は貸候者も可爲同罪候條此旨末々に迄迄可相心得候

同二十年九月六日

大岡越前守様御内寄合にて年番名主え被仰渡

近頃町方所々におゐてゆすり出入り申筋もなき事を申立及出入金銀出させ候由右體の者有之預け斷等致候節名主方にて僉議致し紛敷考候は、留置御月番御番所え御訴可申上旨被仰渡候  
 同二十一年四月(此年四月二十八日 日元文と改元)

御代官え可申渡旨被仰出候書付拔録

於御代官所罪科の者有之時通例の義にも江戸表え科人召寄候故村中物入かゝり悪黨もの有之候ても容易に不訴趣に相聞候條可成程者御代官手前にて僉議を詰落着相伺可申事  
 但御代官は手代等にかゝり合候義は別段の事

元文二年十一月(櫻町天皇 八代將軍吉宗)

悪事有之ものを召捕訴出候ものにも悪事有之由申掛候共猥に不相糺若本人より重き悪事を證據に於申は双方詮議有之惣而罪科のものを訴出におゐては同類たりとも其科を被免候事

同年同月

閉門赦免可申付之呼出候處月代刺出におひては又閉門

同年同月



過料身代も科之輕重に應過料員數増減可申付候但至て輕きもの過料難出におゐては手續申付る

同年同月

酒狂亂氣にて人を殺候共下手人但至而輕きものを殺候は、品に寄御構無之但主殺親殺たりとも亂氣に無紛候は、死罪一  
通り自滅いたし候共死骸不及鹽詰取捨火を付亂氣之證據不分明に候は死罪亂氣に於紛は常之亂心之通り申付る

同年同月

百姓町人口論之上相手理不盡之仕方にて不得止事相手を殺候時相手方の親類并其所の名主年寄等右被殺候もの平日不法  
ものにて申分無之に付下手人御免の儀願出申所無紛におゐては下手人に不及追放但武士奉公人は其主人願無之候得は不  
差免

同年同月

牢舎申付候者を最初より溜えは不遺病人行倒者は格別

同年同月

盜に逢其盜人を捕來り候は、被盜候品々何方の者買取候共勿論取戻可相渡若其品手所に無之候は、買取候ものは右代金  
爲償盜人捕來候ものへ可相渡

同年同月

手負人を不訴出五人組は過料名主は戸メ

同年同月

人殺其外重科有之欠落(欠落は墮落の訓通)者は其者之親叔父女房等にてても可掛ものを牢舎申付置其外之親類其所之名主五人組  
等に尋申付之日限大概三十日限或は五六十日切百日切と尋申付る但廻國等に出可尋と申とも無取上

同年同月

人殺之儀内證にて濟候とて不訴出ものは所拂名主は役義取上戸メ組頭同斷内證にて葬候寺院は閉門

同年同月

盜物買取代金盜人遺捨候は、買取候もの可爲損金盜人之雜物を以右代金可爲償尤代金所持候は、買取候ものへ可相返

同年同月

口論之場へ出合致打擲におひては身代限り取揚所拂

同年同月

過料申付候もの相果悴於無之は五人組に爲出之相果候届延引候は、名主押込

同年同月

押て密會致し候出家は死罪女は得心之儀無之候得共不埒に付髪を剃親類え渡す

同年閏十一月二十八日

喜多村にて惣名主え被申渡

申渡之覺

頃日夜入御用と書付有之てうちん多く町中持あるき候由向後御用之外一切持歩行申間敷候自分用事等に御用てうちん持  
歩行候者有之候は、召捕吟味可有之候此旨相心得町中不洩様急度可被申渡候以上

同年(月日不分明)

重科人の悴親類等御仕置の儀に付御書付

主殺親殺の科人の子供は何の上可申付親類は構無之候得共所へ預置本人落着の上右惡事の企不存に相決候は、可差免之  
此外火罪磔に成候もの、子供構無之事

右は町人百姓其外輕きもの共の事に候



同三年二月十八日

松波筑後守様御番所にて年番名主え被仰渡

此間人々金銀御吹替有之候杯と取沙汰いたし鐘杯高直に仕其上問屋ども國々右之趣申遣候者も有之由相聞不届に候自  
今右體之義不申様可申渡候別て兩替屋并諸問屋共え急度可申渡候若右取沙汰仕候者有之候は、召捕御訴可申上候右之趣  
急に申渡候様被仰渡候

同年五月

年中御仕置并在牢人數書付可差出事

惣て年中御仕置に成候ものゝ人數高書付并牢舎の者翌年之越候儀何故に年を越候譯一ヶ年切に可書上事

同年(月日不)

無宿片付之事

従前々之例

一 可相渡筋有之者

享保九年極

一 引取人無之もの

従前々之例

但病人は快氣迄溜預り

享保九年極

一 遠國もの行倒之類

従前々之例

引取人呼出相渡  
門前拂

溜預病氣快氣之上

萬石以上は領主へ可相渡御料萬石以下は其所之親類呼出可相渡

但在所にて科有之又は欠落并村方親類久離いたし好身之もの無之におゐては門前拂

享保六年元文三年極

一 入墨にいたし候無宿遠國ものに候は、

従前々之例

但右同斷

同五年七月初日

奈良屋にて年番名主え被申渡

先頃麻布十番町屋にて黒鉄之者致酒狂所を騒せ候然れ共其者は立歸り跡え同輩之者參候而右之儀表立不申内々にて相濟  
候様致度旨申候を不致承引其者をからめ置訴出候付御吟味之上右黒鉄之者御暇出所之町へ共致方不宜候に付所拂被仰付  
候向後も右之類有之間敷事に而も無之間たとへ御番所迄一應罷出候共取扱相濟候儀に候は、御下け可被下候乍去當體之  
溢れ者は是迄之通召捕御訴可申候此段心得違無之様名主共申合可申候尤町人共え申聞候には不及候

同年十二月十一日

覺

諸願之者罷出候時分家主五人組付添出候儀に有之候處近き頃無其儀殊に願人仲間之内にて家主五人組と申爲罷出候族  
有之不届至極に候自今左様之者於有之は吟味之上急度可申付候條彌以家主五人組え申達一所に可罷出候左も無之願出候  
共不取上候此旨町中可觸知者也

申十二月

右之通從町御奉行所被仰渡候間町中不殘入念可被相觸候以上

町年寄三人



同年(月日不)

出入扱願不取上品並扱日限之事

火附 盜賊 人殺 人勾引 逆罪之者 博奕 三笠附 取退無盡 隠賣女 巧事  
名主 私曲非分之類

右之外公儀え掛り候出入扱之儀願出候共爲扱申間敷事(寛政二年四月にも是と同文の教令あり)

同年(月日不)

誤證文押取申間敷事

相手不致心得に押取誤證文取間敷候たとへ誤證文差出候共其證文に不抱理非次第に裁許可仕事

寛保元年六月

追放等に成候ものを圍置世話いたし候者の儀に付町觸

公儀御仕置にて江戸拂又は追放等に成候もの御構の場所に隠し罷在候もの有之儀に相聞候畢竟右體の者と存なから圍置  
或は致世話候者在之故の儀にて不届至極に候間於相顯は圍置候ものも當人同然の御仕置申付家主五人組名主迄存差置  
候は、相當の咎可申付條此旨可觸知もの也

天保七年にもこれと大同小異の教令あり

同年九月二十日

島長門守様御掛にて當夏中より捨子之儀に付御吟味有之筋不宜仕方之町々五十町餘有之月行事共者御預け被成居候處今  
日一件被召出捨子貴候者共之内三人於品川磯被行尤一件之内死罪重き追放遠島非人手下等に被仰付捨子内證にて遣候者  
共過料三貫文宛月行事者五貫文名主十五人押込被仰付候  
同十一月十日

右名主押込御免被成候

同年(月日不)

地頭之對強訴其上致徒黨逃散候百姓御仕置の事

一 頭取死罪 名主重過料 組頭田畑取上所拂 惣百姓村高に應過料

但地頭申付に非分有之は其品に應一等も二等も軽く可相伺未進於無之は重咎不及事

一 村々百姓結徒黨令騒動強訴或は逃散之者有之節名主又は組頭等差押不爲加徒黨村方於有之は(此間欠文)

但名主にても組頭にても第一差働取鎮候者は御褒美銀被下之其身は一生帶刀致苗字は永々可爲名乗候且其品輕者は御

褒美銀計被下事

同年(月日不)

倍金并白紙手形にて金銀貸借致候者御仕置の事

倍金并白紙手形にて質地金等取遣仕候者不埒に付濟方之不及沙汰双方並證人共過料可申付事

但金主借主過料員數之儀は例に不拘身上に應重く可申付事

同年(月日不)

溜預ケ之事

牢舎申付候もの最初より溜え遣間敷候乍然入牢之上重病之ものは御仕置伺置候ものに而も溜え遣可申事

但逆罪之ものは病氣に而も溜え遣申間敷事

寛政二年四月にも是と大同小異の教令あり

同三年十一月十八日

先年も相觸候通町奉行所組之者并家來杯と偽物取或者ねたり事いたし候者有之者月番之番所え召連候様申付置候得共訴



出候者も無之候近頃者右體之似せもの有之様相聞候處召捕出候得者町内物入も有之又者事六ヶ敷可成と存候故なため歸し候儀を專一にいたし候様相聞前々申渡に相達不届之至候向後右體之似せ者は勿論實之組之者并家來にてもねたりケ間敷儀申懸候は、早速召捕月番之番所々可訴出候内々にて事濟候族有之後日に相聞候は、當人者勿論家主五人組名主迄急度吟味之上曲事に可申付候此旨町中可觸知者也

亥十一月

右之通從町御奉行所被仰渡候間町中不殘可被相觸候以上

町年寄三人

同年(月日不)

人相書を以御尋に可成者之事

寛保二年極

一 公儀え對し候重き謀計

同

一 主 殺

寛保二年極

一 親 殺

同

一 關 所 破

同

一 人相書を以御尋者を乍存箇置又は召仕等にいたし不訴出もの

寛保二年同三年極

但乍存請に立候もの同罪吟味之上不存に決候共主人請人共に過料

延享元年三月

途中に而致病死候ものを捨置隠し居候もの御仕置之事

御仕置之例武州上大崎付

五 兵 衛

此五兵衛儀同國上平野村清右衛門方に致奉公傍軍女さよと致密通候處傷産之上相煩候付同國高虫村居候母方に連 候連途中に而さよ相果候處最初懐胎候節五兵衛子に而者無之旨偽申聞置候故死骸を持行候儀も難成同以小針村地内に捨置候故不仁之仕形其上さよ未果内捨候哉も不決に付遠島可申付哉と相伺

御差圖

重敵之上重き追放

同年十月

御仕置之例

大傳馬鹽町

平七店

伊藤若狹

岩附町喜右衛門方之族人八月二十四日之夜金子被盜候間金子相知候様祈禱之儀喜右衛門方より右若狹所え頼候に付祈禱致候處九月朔日之夜何者に候哉此品岩附町え届候様にと申投込候由然處最初番所え訴出候節は何ものに候哉紙包祈前に差置候に付申出候に付散錢と存明け見候得は金子に而候旨申之取繕申出候段不埒之至誤候由申之候右巧成儀御座候間江戸拂可申付哉と相伺



御差圖

奇怪異説申觸候もの江戸拂之御定に候は持事を致或は少之事を色々取繕申立候もの共之事に候此の儀は有體を不申迄之儀に候江戸拂に不及過料可申付事

同年(月日不)

一 舊惡御仕置之事  
延享元 寛保三  
一 逆罪之者 邪曲にて人を殺候者 同二 致徒黨人家え押込候者 火附 延享元 追剝並人家え忍入候盜人

一 都て公儀之御法度を背き死罪以上之科に可被仰付者

一 但役儀に付て私欲押領いたし候者は軽く候共相應之咎可有之事

一 惡事有之永尋申付置候者

右は舊惡に候共御仕置相伺可申候此外之科一旦惡事致候共其後相止候由申之被外沙汰も於無之は十二ヶ月不及咎候事但十二ヶ月内より吟味取掛り十二ヶ月以後吟味済候共舊惡は不相立事

寛政二年四月にも此と大同小異の教令あり

同二年九月(九代將軍家重)

一 虚官名乗候もの御仕置の事

虚官名乗候もの

同三年十月四日

一 樽屋にて年番名主え被申渡

惣て御役人様之御家來之由偽町方にて無心抔申懸候者有之由若左様之者有之候は、其所に留置早速御月番之御番所え可申上候尤此儀は前々被仰渡も有之故此度改めて急度被仰渡候儀にては無之候得共彌以此以後右之通相心得可申旨從町御奉

行所被仰渡候段被申渡候

同年同月十六日

同三月十五日

十右衛門事

一 せい五尺八九寸程

濱島庄兵衛

一 年二十九歳

小袖くしらさしにて三尺九寸

一 月代額濃く引疵一寸五分程

見掛け三十一二歳に相見候

一 色白く齒常之通

一 鼻筋通

一 目中細く

一 顔おも長成方

一 あり右之方に常にかたむき罷在候

一 びん中びん少し元結十程巻

一 逃去候節着用品こはくびんろうし綿入小袖但紋所丸之内橋下に單物崩黄紬紋所同斷同白郡内ちばん

一 脇差長二尺五寸 鐔無地ふくりん金福人模様鮫しんちう筋金有小柄七々子生物色々かうがい赤銅無地切羽鍔金鞘く

一 小尻少々銀はり

一 鼻紙袋前黄らしや但裏金入

一 印籠但鳥之時繪

右之者惡黨仲間にては異名日本左衛門と申候其身曾て左様名乗不申由



右之通之もの於有之者其所に留置御料者御代官私領者領主地頭より申出夫より京大阪向寄之奉行所へ可申達候尤及見及聞候は、其段可申出候若隱置後日に脇より相知候は、可爲曲事候

寅十月

右之趣可被相觸候

右御觸十月十六日喜多村にて寫物町中連判同二十日同處納

古來許多の人相書きの中に就て獨り日本左衛門の人相を録するは有名なる姦傑なるを以なり大鹽平八郎も奇男子の故を以て安寧警察の部に其人相を載すると同し

同四年二月七日 (桃國天皇 五代將軍家重)

十右衛門事

濱島庄兵衛

右之もの見當り次第召捕候様舊冬相觸候得とも於京都庄兵衛儀出候間最早其儀不及候

二月

右之通可被相觸候

右之通從町御奉行被仰渡候間町中不殘入念可被相觸候已上

町年寄三人

同年十月十五日

覺

此間往來之者致所持候品衣類等迄追落奪取及狼藉并夜中忍入家財等盜取候族有之町中にて令難儀候旨相聞候に付組之者相廻數多召捕候町々にて右體之者致徘徊候は、召捕月番之番所へ可罷出候捕違候分は少も不苦候尤同類之者仇不致

候様に於奉行所可申付候間無油斷心掛召捕候様可致候此旨町中可觸知候

十月

右之通從町御奉行被仰渡候間町中不殘可被相觸候以上

町年寄三人

寛延二年四月二十日

奈良屋市右衛門殿年番名主え被申渡

一 江戸十里四方追放之者或は江戸拂に相成候者所持之家屋舖御取上無之例最初は御取上無之候而其後譯有之被召上候例此兩様書上候様被申渡候末つ同二十四日返答書左之通相認同所え差出候

所拂江戸十里四方御追放被仰付候者家屋敷所持仕候譯委細御尋に付私共組合承合候處左之通に御座候

北紺屋町

一 江戸 拂

松

朔

通一丁目

同

人

メ二ヶ所家屋敷所持仕候

右松湖享保十四酉年大岡越前守様御掛にて江戸拂に被仰付松湖他所に罷在候而二ヶ所共所持仕享保十九寅年病死仕候半兵衛讓請二ヶ所共今以所持仕候

芝口金六町家持

一所 拂

小

太

夫

右小太夫儀享保十四酉年大岡越前守様御掛にて所拂被仰付小太夫他所に罷在所持仕候處享保十七子年右家屋敷賣拂申



候

山城町家持 庄 右 衛 門

但續屋敷二ヶ所持仕候

右庄右衛門儀元文四年石河土佐守様御掛りにて江戸拂被仰付其後右屋敷倅名題に仕所持いたし候處延享四年右二ヶ所共賣拂申候

元飯田町家持

江戸 拂 半 右 衛 門

右半右門義寛保三亥年江戸拂被仰付他所に罷在候而右家屋所持仕候處延享三寅年賣拂申候

海邊大工町家持

江戸 拂 庄 右 衛 門

庄右衛門義寛延元辰年肥後守様御掛にて江戸拂被仰付其後倅三郎右衛門名題に仕致所持罷在候

船松町一丁目家持

江戸 拂 忠 兵 衛

仙島に一ヶ所深川大和町に一ヶ所同所扇町一ヶ所メ四ヶ所家屋敷所持仕候

右忠兵衛儀寛延元辰年十一月讃岐守様御掛にて江戸拂被仰付右屋敷には御構無之倅忠次郎名題に改候も有之未改申も御座候

西久保新下谷町家持

江戸十里四方御追放 嘉 兵 衛

右嘉兵衛義寛延元辰年十一月肥後守様御掛にて御追放被仰付家屋敷御構無御座候得共先達而家賃金借用仕置候に付同月家賃金借主方え家屋敷相渡申候

右之通御座候此外にも可有御座候哉急に相尋候に付先右之通まで御座候以上

年 番 名 主 共

同年十一月二十二日

奈良屋市右衛門殿年番名主并無宿要助に被街候者有之町々名主え被申渡

一 無宿要助と申者馬場讃岐守様御組と偽所々町内書役月行事より金錢かたり取候に付讃岐守様御掛りにて御仕置に被仰付候右體之ものえ鳥目貸遣候儀似せ役人と存貸遣し候事に可有之哉又者實之御組之衆と存貸候事に可有之哉と御奉行様市右衛門殿え被仰候に付書役共御組之衆と存候は、貸し申間敷候得共似せ者と者年存事改候て者大行に成候儀と存少々之事故當座濟に貸し遣し候儀と被存候て市右衛門殿被申上候得者己來似せ者は不及申御組之衆にても右體之儀有之候は、早々御訴申候様被仰渡候旨被申渡尤町々書役共右體に鳥目貸候儀町内家主共えも不申間取計候致方不届に思召候先年町代と申者御停止に被仰付候處當時書役と名之代り候迄にて取計候儀者町代と同じ様に被思召己來町々に書役無之候て者不相成事に有之哉外に致方可有之之段御尋に候間右之儀否書付差出候様市右衛門殿被申渡候

右に付右之名主寄合談判之上左之通書付相認即日奈良屋市右衛門殿え差出候

書付を以申上候  
一 無宿要助と申者替名仕町御組之衆と偽所々町内書役え無心申掛け金銀かたり取候儀御吟味之上右要助儀此度御仕置被仰付候尤書役共も不埒成致方有之候間自今右體之儀無之様致方も可有之哉委細申上候様被仰渡候依之私共組合申合月行事并書役とも自今之儀急度爲申聞私共組合に若左様之者有之候は、早速御訴可申上候

一 町々書役共之儀前々御停止に被仰付候町代同様之致方故右體之不埒成儀も書役自由にて取計候間書役共相止候ても町



内差支にも罷成間敷哉と御尋に御座候畢竟書役共心得違にて名主共えも不爲申聞内證にて取計候段不調法可申上様無御座候自今疾と申合右體之儀無之様急度相慎可申候惣て町内之儀書役共自由に取計候もの共御座候に付此段者名主共得と申合追て申上候様仕度奉存候以上

巳十一月二十五日

年 番 名 主 共

同三年九月

在牢の者七ヶ月目町奉行より可書出旨の儀に付御書付

毎月在牢の者人数高書付被差出候節六ヶ月以上吟味不相濟致在牢居候もの有之候は、誰懸りにて何と申もの致在牢居候段別紙に書付七ヶ月目可差出候

實曆二年八月六日

樽屋與左衛門殿年番名主え被申渡

近き頃小盜致候者有之由に候間屋敷ノ近邊にて右體うろん成者見懸候は、早速召捕月番之町奉行所え可差遣候捕違候分は不苦候

右之通寛保三年に相觸候此節盜賊并夜中追落致候風聞有之候間右觸書之趣相心得怪敷者有之候は、召捕候様可致候右之通可被相觸候

申八月

右之通御武家方え御書付出候間町方にても相心得候様被申渡候

同四年閏二月

御咎被仰付候もの一類共より差扣伺差出候事

御役被召放候もの父子兄弟祖父孫

閉門被仰付候もの前同斷

逼塞被仰付候もの前同斷

遠島被仰付候もの忤

右之通相心得此外之一類よりは伺不及差出尤養子忤に相成績遠に成候か又は續無之候共實書面之通之續有之候者は伺書可差出候重き御仕置等被仰付候節は只今迄之通可被相心得候

右之趣寄々可被相達置候

同年六月二十一日

樽屋え名主拔々被呼一人兩名の者有之御吟味事にて被召出落着の上兩名の義紛敷名主も乍存其通に差置候段不埒に付名主押込被仰付候此上右の段心得候様被申聞候

同十二年八月(十代將軍家治)

輕盜の差別御尋御答書

實曆十二年午年八月十日松平右京大夫殿え松平伊賀守土屋越前守

安藤彈正少弼御直上る

評定所一座

御仕置御定書の内

一旦敲に成候上輕盜いたし候もの

入 墨

右輕盜と有之は金高の無差別盜の趣意輕方に心得候哉又は金高の輕重と心得候哉左候は、金高何程位より輕方に附心得候哉此儀途中にて腰錢袂錢又は家の前忤に出し有之品或は居合候者所持の品等盜取候もの輕盜と相心得罷在候儀にて



金高の差別は無之盜の趣意輕き方と相心得罷在候  
右御尋に付申上候趣書面の通御座候以上

午八月

是は評議留帳は燒失の處文化七午年大林彌左衛門相伺候小石川戸崎町新組人宿利助寄子長兵衛初筆御仕置伺評議の節  
本文書留寫根岸肥前守持參に付留置之

同年十二月

御料所百姓町奉行所にて御仕置に相成候節欠所取計方被仰渡候

御料所百姓共町奉行懸にて御仕置相濟田畑家屋敷家財欠所に成候分其品拂代町奉行所え納候類も有之候得共以來は田畑  
屋敷井山林立木之分拂代は御勘定所え相伺吟味之上御金藏え相納建家財拂代計町奉行所え可被相伺候右之通評議之上  
相極候間可被得其意候尤欠所之儀町奉行所より直に達有之節は自分共え被申聞候上可被取計候且評定所一座其外都て自  
分共加り吟味之上申付候分は是迄之通可被相心得候

司法警察第三

明和元年十一月九日(後櫻町天皇  
十代將軍家治)

松平周防守殿被成御渡候

入墨燒消候もの御仕置の事

御定書懸り

三奉行え可達覺

入墨仕置に成候以後商等いたし候障に可相成と存右の入墨燒消候もの如元入墨の上江戸拂御仕置申付候儀向後御定同様  
相心得可被伺候事

同七年九月十四日

右近將監殿

美濃守 甲斐守 三奉行え  
彈正少弼 に御渡し

私領のもの吟味筋有之御代官手代差遣召捕候節是迄領主地頭え通達無之由に候得共左候ては領主地頭にて疑候筋も可有  
之哉似役拵紛敷儀も出来可致哉に候間以來は領主地頭にも通達有之候様可被致候尤隱密にて差遣候節以前通達有之候て  
は捕方の差支にも可相成候は手代共差遣候以後成共相達置候様可被致候

同年十月

牢屋敷囚人呼出送迎非人足の外賃人足の儀前々より小傳馬上町通鹽町より差出候處近來諸掛囚人多く夥敷人足差出兩町  
及困窮取績兼致難儀候段相願候に付伺の上以來賃錢五割増被下置候段此度被仰渡候右に付此以後御入用高別て相増候間  
人足遣ひ方隨分勘辨いたし少しも相減候様牢屋敷懸りのもの共え申渡置候依之猶又各様方にて御呼出囚人の儀も前々夜



に入遅成候へは段々刻限に寄附添候人足賃銀割増相掛り候に付随分御繰合御勘辨之上御吟味相濟次第少しもはやく御返  
し被成候様御取計有之候様いたし度候尤呼出候儀も當日に至り追々呼出有之候ては人足遣方に不益有之候間是又御勘辨  
の上何人にも一所に前頭御呼出し被仰遣候様致度此段爲御心得申達置候以上  
十月

松平 對馬 守 殿

牧野 大 隅 守

同八年五月二十日

松平左近將監殿御渡被成候

領主地頭屋敷門前へ大勢相詰強訴いたし候もの御仕置

一 頭 取 遠 島

但頭取不相分候は、門訴いたし候もの共の内宗門人別帳突合草頭もの

一 惣 百 姓 惣代に出門前へ相詰候もの三十日或は五十日手鎖

相残り候百姓共は急度叱り品に寄村過料但頭取に差續候もの有之候は、江戸拂

一村 役 人 頭取に候は遠島

門訴に加わり候は、

名 主 追 放  
組 頭 所 拂

但門訴に不加百姓共を取鎖候もの不行届候得共咎に不及

一 門 訴 の 内 も 或 は 鎌 杯 差 候 は、 狼 籍 に 候 間 強 訴 徒 黨 の 御 仕 置 の 通 り 可 被 申 付 候

右の通向後可被相心得候最御定書へも可被書入候以上

同年(月日不  
分明)

板倉佐渡守殿御口達

七

番

無身上之もの過料の儀に付評議

都て過料申付候者之内身上無之ものは手鎖申付候處品々寄身上無之ものへも過料申付も有之候身上無之者は都て手鎖方  
可然哉亦者身上無之者にても品により過料申付候方に可有之候哉左候は、何様の者は過料申付可然との儀致評議以來區  
々に不相成様相極可申上旨被仰聞候

此儀御定書御仕置仕形のケ條に至て輕き身上にて過料難差出者は手鎖と有之右に准し候哉身上無之悴下人等の類過料  
の科手鎖申付來候得共寛保年中之頃弟悴下人の類過料可申付旨の御差圖有之候旨

寛保年中の例別紙に認差上申候

近來之身上無之ものも過料申付候悴下人等へ過料申付間敷旨御定にて者無御座殊に在方之もの者過料之代り手鎖申付候  
得者日數の内江戸宿預申付置候間餘慶の雜用相掛り難儀も仕候間以來御定過料の科者身上無之ものにて御定の通過料  
申付輕き身上にて過料難差出に相決候者は手鎖申付候方と奉存候

但引受人無之無宿もの過料の科者仕來の通手鎖申付日數の内溜預申付置方と奉存候

十一月

寛保三年

武州淵江領六日村

新 右 衛 門 弟

又 左 衛 門

御定書之人數者遺恨有之候て人殺者有之時  
荷擔いたし候ものに可爲相當候此度者當座  
の喧嘩より事發殊當人兩人迄重く被行候上  
者荷膽六人之者重き過料

庄 兵 衛 平 五 郎

第二十六款 司法警察第三



權	左	衛	門	倅	
				權	右
					衛
					門
助	右	衛	門	倅	
					十
					郎
同國 同領 島村					
	久	兵	衛	倅	
				久	左
					衛
					門
	新	右	衛	門	馬
					士(馬士は孫の訓通か)
				八	兵
					衛

此者共御定書の通中追放の同ヶ所御差圖に右之通の御書付にて重き過料と被仰渡候

是者當座之口論之上人數の致荷贍候者御咎之元例に御座候

身上無之者にても過料申付輕き身分にて過料難差出に相決候者手鎖申付候方と申上候得共左候て者其度々悉く相糺候上御咎申付候様相成際限も無之こまり過可申哉縱令過料差出兼候ものにも身上無之と申方に付一統手鎖の方可然哉尤御定の過料難差出ものと手鎖と有之候得共右者株有之者の事に候株無之者は過料にても右御定に相障り候儀は有之開敷候近來は身上無之ものも過料と奉伺候由申上候得共身上無之に付手鎖と相伺候も近く有之候今一應評議可仕旨被仰聞候

此儀御尋の通身上無之もの手鎖申付候ても御定に相障候儀は無御座候然る處輕き身上にて過料難差出に相決候者は手鎖申付候方と奉存候段申上候者多分江戸町方の者之儀に御座候在方の者は輕き身上に候迎御定過料の科手鎖申付候ては日數の内江戸宿へ預け置村役人も差添罷在候間過料の員數より多く雜用相掛候故過料難差出と決候者は無御座候勿論區々の伺も可有御座候得共先達て申上候通寛保年中の頃弟下人の類過料可申付との御差圖有之則差上候例者當座之

口論之上人數の荷贍いたし候者御咎の元例に御座候間近來身上無之者も過料申付候身上無之もの御定過料の科手鎖と相決候て者在方の者共の難儀に相成其上御定過料に相當り候同様の不埒百姓と百姓の倅下人等に有之候節百姓者過料相納歸村仕候處右倅下人の類者手鎖にて日數之内江戸宿へ預け置候間百姓より者倅下人の類御咎重く當り候様にも相成候間以來御定過料の科者身上無之者にても御定之通過料申付故過料難申付もの者は又御定之通手鎖申付可然哉に奉存候

一 本文の通相極り候は、以來黃紙附札に御定の通過料錢三貫文申付右過料難差出ものに候は、是又御定の通三十日手鎖可申付哉と相認奉伺候は、御定へ者符合可仕と奉存候

五月

身上無之ものにて手鎖申付候て者在方の者は却て難儀の筋に付身上無之者にても過料申付過料難差出者は手鎖申付可然と左候得は江戸町方の者は手鎖申付候ても差支無之趣に候得共在方に准し江戸町方在方の無差別一統過料申付候方の評議に候哉の段御尋に御座候

此儀身上無之もの都て手鎖申付候て者在方の者難儀仕候段を申上候儀にて在方に准し江戸町方も一統過料申付候方の評議に者無御座候御勘定書に至て輕き身上にて過料難差出もの者手鎖と有之身上無之もの計に無之輕き身上にて過料難差出者も可有御座哉に付御定過料の科に候は、過料申付輕き身上にて過料難差出に相決候もの者手鎖申付候得者御定より符合仕候故其趣を以評議仕候儀に御座候

一 在方の者は手鎖申付候ては江戸宿へ預け置候内々雜用多相懸候故過料難差出と決候者は無之由左候得者過料難差出もの者手鎖と申儀在方の者には不川之文言に付無之哉の段御尋に御座候

此儀御尋の通在方のものは過料の員數より雜用多相懸候故過料難差出に決候者は無御座候得共此後在方のもの格別重き過料申付難差出もの可有之哉も難計儀に御座候間町方在方共一統に相極置候方と奉存候



一 輕き身上にて過料難差出に決候者は手鎖に相伺候者多分江戸町方者に御座候由左候は、是迄も過料可相伺候過料難差出に付手鎖と可有之處身上無之者に付手鎖と奉伺左候得者身上無之者にて過料可申付處過料難差出ものに付手鎖と相伺かと申趣に者相聞不申旨御尋に御座候  
此儀先達て申上候通御定書に者至て輕き身上にて過料難差出者は手鎖と有之候所右に准し候哉身上無之悴下人等の類過料の科手鎖申付來候間身上無之ものに付手鎖と奉伺候と御座候得共右の通認候て者御定に者符合不仕候に付以來御定過料之科者身上無之ものにて御定の通過料申付右過料難差出もの者は又御定の通手鎖申付可然哉之段評議仕申上候儀に御座候

十月

悴下人等の類身上無之者にて過料に當り候と者過料難差出もの者御定の通手鎖可申付趣御書付出る

同年十月十一日

舊惡之もの不及御答節申渡方御評議

舊惡并六十日已上入牢之もの不及御答候段申渡の儀前々者御仕置之當り候ものは御仕置可申付處と申渡役儀取放手鎖過料已下之ものは急度可申付處と可申渡候

同年十一月十八日

歸村のもの村預之事

伺に可相成もの者叱りに成候ものも歸村申付候は、村預け可申付旨彈正少弼殿御宅於内寄合被仰渡候事  
但江戸に居候内宿預け者勿論之事

同九年六月四日(此年十一月十六日安永と改元す)

吟味中牢溜にて病死いたし候もの死骸の事

死罪

取捨

下手人者  
重追放以下

取片付

右之通一座申合之事

同年十月十九日

輕き身上之もの過料難差出節之評議

以來輕き身上又無身上之もの過料之科者過料と相伺御下知書者過料と有之右過料申付受印取之候節過料難差出旨申之村役人町役人等の申口も致符合候は、直に手鎖申付其旨御届書え認候積  
右之通一座申合候事

安永四年八月二十八日

御構の地徘徊いたし候もの御仕置の事

安永四年八月二十八日

松平左京大夫殿

土岐美濃守  
牧野大隅守  
安藤彈正大弼

え被成御渡候

三奉行え

御定書に御構の地徘徊いたし候もの前々御仕置より一等重く可申付但追放或は所拂等申付候處直に居町居村え走歸り罷在候は、御仕置不相成もの、事に付入墨の上最初仕置一等重く可申付と有之然る處御構の地徘徊いたし候もの先達て入墨有之候は、其入墨を相用前々御仕置より一等重く可被相伺候右の類御仕置區々無之様可被心得候

八月

同六年十一月晦日



松平左京大夫殿

太田備後守  
牧野大隅守  
桑原伊豫守

三奉行

御構の地徘徊いたし候もの入墨有之候は、入墨相用前々御仕置より一等重く可申付旨先達て相達候得共以來は入墨有之もの御構の地不走去候は、先達ての入墨の際え一筋増候て入墨申付前々御仕置より一等宛重く可被相伺候右の趣向後不紛様可被心得候以上

同八年十二月十四日

松平右京大夫殿御口達

一 座頭共御仕置の儀に付評議

二一十四番

書面申上候儀惣録へ被仰渡私共儀も右の通相心得可申旨被仰聞承知仕候

亥十二月十四日

評定所一座

當八月七日御渡被成條座頭御仕置の儀に付曲淵甲斐守并惣録へ御尋の上差上候書付の通死罪以上は公儀御仕置に相成振の儀も無之候哉且又死罪以下の科にて惣録へ引渡候節各の當り惣録出し候書付の趣にて不相當の儀も無之哉評議仕候趣左の通御座候

一 座頭御仕置の御定惣録へ科の次第申聞座法に可申付旨申渡有之死罪以上の差別は無御座候へ共惣録申立候趣にて

は死罪以上の盲人の力に及不申候間公儀御仕置相願候に付死刑以上のものは於公儀御仕置申付候方に可有御座候最非人御仕置の儀も御定書に穢多彈左衛門へ引渡し相當の仕置可致旨申渡と有之候へ共遠島以上者公儀にて御仕置被仰付遠島以下者彈左衛門へ渡し相當の仕置申付候様申渡引渡遺候間旁座頭共御仕置の儀も死罪以上は公儀にて御仕置被仰付振の儀は有御座間敷哉に奉存候最右の趣にては座頭共遠島以上者公儀御仕置に被仰付候ても可然哉に候へ共盲人の儀故島へ遣し候ても一向渡世相成間敷旨前書の通死罪以上は公儀御仕置被仰付候方可然哉に奉存候

一 死罪以下にても公儀御仕置に相成候例も御座候へ共時宜に寄可申候間死罪以下は御定の通座法に可申付旨申渡惣録へ引渡可遺儀に御座候所今般惣録差出候書付の趣にては座法の仕置極り候儀無御座其時の職十老等の評議にて申付候事と相見區々に相成候間惣録差上候座法仕置ケ條の趣評議仕候處一體盲人の儀故追放構場等武家出家等の構國にては住所相定候儀も相成兼可申哉檢校勾當にても欠官申付候へは無官の座頭に御座候間百姓町人の構國にて欠所の所を以重中輕相分可然哉併町人百姓と違琴三味線針治導引を以渡世仕候故御當地は勿論京大坂等徘徊いたし候ては高位のものへの交り咎受候身分にて不相當の儀も可有御座哉に付武藏一國の外山城大和攝津杯は輕重により徘徊差留可然哉に奉存候依之惣録差出候書付も朱書にて評儀の趣左に申上候

惣録差出候書付

一 遠島の儀は舊例近例に隨告文裝束取上欠官不座申付三ヶ津相構追放仕度品に寄生國或は二ヶ國三ヶ國外に相構候儀も可有御座哉の段申上候

此儀遠島に當り候刑は親類へ永々預け押込可然候へ共御當地杯へは國々より修行に罷出段々出世仕身上持罷在候檢校勾當座頭共多勿論多分は親元輕き者共に可有御座候間右の通にては惣録の取計にては行届兼候儀可有御座哉に付告文裝束取上欠官不座申付江戸十里四方武藏一國并山城大和泉攝津且生國惡事いたし候國を構追放申付可然哉

但當人名前の田畑家屋敷家財は欠所



右同斷

- 一 重追放に相當候ものは檢校に御座候は、座を引下け今日檢校に申付其上江戸十里四方并生國京大坂構可申付奉存候
- 一 勾當以下のものは今日に申付候ても次官仕候へは咎の趣も無御座候間座に拘り不申江戸十里京大坂并生國相構追放仕度奉存候

此儀檢校勾當以下共告文裝束取上欠官不座申付江戸十里四方武藏一國并山城攝津并生國惡事の國を構追放可然哉  
但欠所同斷

右同斷

- 一 中追放に相當り候もの江戸十里四方京大坂相構追放仕度奉存候

此儀告文裝束取上欠官不座申付江戸十里四方武藏一國并生國惡事の國を構追放申付可然哉  
但當人名前の田畑家屋敷欠所家財無構

右同斷

- 一 輕追放の者江戸十里四方相構追放仕度奉存候

此儀告文裝束取上欠官不座に付江戸十里四方并生國惡事の國を構追放申付可然哉  
但田畑計欠所

- 一 江戸十里四方追放に當り候刑は日本橋より五里つゝ并生國の居村を構追放申付候
- 一 江戸拂に當り候刑は品川板橋千住本所深川四ツ谷大木戸より内并出生の村惡事の村々構追拂
- 一 所拂に當り候刑は在方のものは居村江戸の者は居町を構可申候

右者奉行所にて吟味の上仕置の儀座法に可申付旨申渡引渡候節は書面の通相心得右の外公儀へ不拘仲間仕置の儀は夫々先例等を以可申付候勿論書面の通極置候ても其科の品に寄遠島以下の刑にても公儀御仕置に申付候儀も可有之候右

の趣職十老へ早々申遣以來の規矩に可致旨惣録へ被仰渡可然哉に奉存候

十月

去月十二日御渡被成候曲淵甲斐守差上候座頭共座法の儀に付猶又惣録三澤檢校差出候書付一覽仕候處先達て重追放に相當り候ものは檢校に御座候は、座を引下け今日檢校申付其上江戸十里四方并生國京大坂構可申付旨申立候へ共檢校も座頭の科に御座候へは一通り也今日に可申付候へ共從公儀御答被仰付候節は御免無之内は永代末座に申付勾當以下のものは今日被申付候ても繼官仕候得者咎の詮も無御座候間座に不拘江戸十里四方京大坂并生國相構追放仕度旨申立候へとも是又御咎を蒙り候は昇進可仕様無御座候間御免無之内は其官の定末座に申付度旨申上候

此儀別紙評議書に都て追放に當り候ものは檢校勾當以下共告文裝束取上欠官不座申付候積に御座候間不及沙汰候儀と奉存候

十一月

同九年二月二十一日 (孝格天皇 十代將軍家治)

桑原伊豫守掛過料急度叱りのもの延々に相成逗留長く可致難儀間御法事中にても苦ケ間敷哉の段評議

此儀御仕置もの等申渡候儀差扣可申旨御書付出候節は叱りにても難成候拷問手鎖或は籠舎或は繩かけ候類の儀は可爲無用旨の御書付にては過料叱りは却て御憐恕の筋に付不苦筋に候左候は、平月御精進等の御仕置除日にも過料急度叱り叱りは申渡候積り

右安永九子年二月二十一日於一座評議極る

但評議書に不書載

同年十二月

御渡



大阪町奉行伺

支配達之者入交出所不知唐物賣買致し候一件吟味取計之儀評議

當月三日御渡被成候大阪町奉行相伺候支配之違のもの入交出所不知唐物賣買仕候に付吟味仕方の儀申上候書付一覽の上評議仕候處賣曆七丑年拔荷物一件吟味の節は長崎の者大阪表へ呼出不申去る辰年神谷大和守大阪町奉行勤役の砌出所不知唐物賣買一件吟味の節長崎の者共大阪表え呼出吟味仕先例兩様に候段右伺書之内朱書に有之候へとも右は其節之吟味之模様にて寄可申儀にて今般大阪町奉行相伺候長崎のもの引合出所不知唐物賣買一件は於大阪吟味取懸り長崎は引合と相聞候處申口も符合仕候へはいづれえ呼出候ても遠國の儀に付突合吟味仕候に不及互に口書を以懸合長崎の分は彼地奉行所にて口書取之大阪町奉行より一纏に相伺可申旨被仰渡可然哉に奉存候

天明二年九月

悪黨もの召捕候ものえ雜用被下方之事

天明二寅年九月被仰渡書に在々郷中不審成もの參候敷悪黨もの搦所のもの訴出可申候尤江戸え召連候路用雜用は品により公儀より可被下置旨先年申渡置候處近年悪黨もの坏質物取候ものに理不盡申掛候様成儀有之難儀致し候由相聞右體のもの有之候は、召捕直に訴出可申候是又江戸え召連候路用雜用者可被下置候置主并證人兩印無之質物者取申間敷旨先年申渡置候所猥成儀も有之由相聞候彌右申渡候趣相守置主證人兩印無之質物取申間敷候

此雜用被下方者御府外の分に有之候

同四年(月日不)

京都町奉行土屋伊豫守申上

中間附火いたし候一件吟味之儀評議

當二月十九日御渡被成候土屋伊豫守差上候書付一覽仕候處同月四日晝八時半頃伊豫守屋敷小座敷床下より煙出候を家來見付聲立候に付大勢打寄床板を外し水を懸火を鎮相改候所床下へ松真木を積炭俵に火を包み差入候體にて右薪少しふすばり炭俵は半燒殘有之に付爲取出候上家來下々迄吟味仕候處伊豫守知行下總國葛飾郡栗ヶ澤村百姓五郎右衛門孫次助と申當已二十歳に罷成候もの去冬より小遣仲間に召抱置候處右次助儀怪敷相見候に付委懸吟味仕候處家來共之内手元に有之品を盜取自分所持の箱に入置四日晝九時頃用事有之町方に罷出八時過罷歸候所右箱相見不申候付内傍輩共承候へは不存旨申立候に付盜取候品留守之内及露顯被取上候儀と心附身分難相立存不計惡心出火を附被取候品も燒失いたし候は、身分の惡事無證據に相成申譯も可相立と存付裏路次内に積有之松真木の脇に有之明き炭俵を部屋へ持歸り右炭俵に火を包み小座敷下へ持參り椽之下へ打附有之板二枚引放し右炭俵を椽の下え差入置路次内の松真木一束持參り椽の下へ這入真木を積右の炭俵を真木之間え差込置部屋え歸居候處無間も床下より煙立候由にて家來打寄取鎮申候段有體及白狀尤早速取鎮燃立候儀も無御座候へとも右體不届之儀仕候上者如何様之申付候とも一言之申譯無之誤入候旨申立右に付申合候もの等無御座候次助一人の仕業に相違無之由申立候に付手當仕置候此上如何取計可申哉之段相伺且次助は伊豫守知行下總國葛飾郡栗ヶ澤村百姓五郎左衛門孫にて同人請人にて召抱候へは一體身分の儀は大阪御破損奉行野馬金三郎知行同郡上矢切村名主勘左衛門次男に御座候旨別紙を以申上候

此儀次助は伊豫守召仕にて他所之引合も無御座間一通り之不届に御座候は、自分仕置申付候ても可然哉に御座候へとも右次助は伊豫守家來所持之品を盜取右之品紛失いたし候故及露顯に儀と自分之科を可遁ため致附火候ものにて盜可致ため火を附候も同様之趣意に御座候間物取にて致附火候もの、御定に引當町申引廻しの上火罪申付五ヶ所へ科書拾札爲建可申もの相當勿論萬石以下自分仕置にて火罪申付候例差當相見不申町申引廻し五ヶ所建札等之儀も有之自分仕置には難仕奉行所に於て吟味仕可然哉に奉存候間町奉行月番へ引渡可申旨伊豫へ被仰渡可然哉に奉存候

同五年四月十六日



盗人堀或者垣を越這入候に付御書付

惣て不得取盗人堀并垣を破り這入候御仕置致方の儀門杯の錠前をねじ切或は固辭明這入候類之御定者無之候得共不輕仕方に付家藏に忍入之御定に准じ死罪に可相成者勿論之儀に付堀垣を乗越破り跨き這入又者出入相成候程之損し有之所より這入候類は戸明之盗み御定に准し一樣に入墨重敲と相聞候得共何れにも右の趣定置候ても却て往々振候儀も可有之哉畢竟其盗の仕末にも寄輕重之咎附候儀に候間右の類は其節の始末次第相當の例を見合家藏え忍入之御定に可准盗又は戸明の御定に可准盗み申儀其度々認入伺方等不紛様可被致事

越中守殿御渡し

同七年七月(十一代將軍家齊)

御渡

御勘定奉行伺

囚人共村々繼送之儀に付評議

當六月二十八日御渡被成候御勘定奉行申上候書面一覽仕候所盜賊并惡黨もの爲捕方御代官手代在々へ差遣召捕其所より御當地へ差遣候砌囚人の木錢米代繼送人足賃錢は不相拂無賃にて繼送來候處脇往還杯にて所々寄賃錢請取度旨申立候村方は賃錢相拂繼送候にも有之區々にて村々へ賃錢相拂候ては御入用も多分に相懸り候儀に御座候御當地にて吟味の上其所へ差遣御仕置申付候囚人は御證文被下候へ共右爲捕方差遣候節者一通相糺其處より早速御當地へ差出候間其節々御證文候儀申上候ては手間取却て村方難儀にも相成候間御證文の儀は難申上右御當地にて御仕置申渡村々差遣御仕置申付候もの、取計見合盜賊并惡黨もの御當地へ差出候節は御料私領に不限無賃にて爲繼送其外御料所村々にて盜賊を捕訴出候節も本文同様無賃にて爲繼送候様可仕候哉の旨相伺申候

此儀五海道宿々にて囚人者木錢米代并繼送の人足賃錢は相拂無賃にて繼送候儀は相心得罷在賃錢受取度旨申候は脇往

還而已の儀にて右の内にも囚人迄無賃と心得罷在否の儀不申立繼送候も有之賃錢受取度旨申候村方は一統の儀も無御座其上囚人繼送候者平日の儀にも無之選返の節御座候間賃錢不相拂候ても強て村方難儀之筋にも相成申間敷哉に付五海道並に准し往還村々にても御勘定奉行伺の通御代官手代在々へ差遣盜賊并惡黨もの召捕御當地え差出候節は囚人之木錢米代繼送人足賃は御料私領に不限無賃にて爲繼送其外御料所村々より盜賊を召捕訴出候節も同様無賃にて爲繼送可申旨被仰渡可然哉に奉存候

同八年六月

御渡

浦賀奉行伺

他支配之場所にて怪敷もの召捕方之儀に付評議

去る十四日御渡被成候初鹿野傳右衛門差上候書付一覽仕候處相州浦賀表此節所々え盜賊忍入候旨訴出候に付組同心共臨時廻り申付置候處怪敷風聞之もの御座候然る處右のものは元支配所のものにて身持不埒に付先達て親類共久離いたし村方人別帳相除候ものにて當時近郷に徘徊罷在怪敷趣御座候間風聞仕候段同心共申立候依之右のもの召捕吟味仕度奉存候得其他支配の場所に付組のもの差遣候儀如何に仕候哉前々他支配之場所へ組のもの差遣怪敷もの召捕候儀無御座候に付相伺候趣の書面に御座候處右者差懸り候儀に付召捕候様御下知相濟候得共以來之取計方評議仕可申上旨被仰聞候

此儀浦賀奉行支配所のもの他所に罷越盜取事いたし候は、御届に不及召捕吟味仕置相伺可申候勿論近郷之もの惡事相聞候共支配所のものえ不拘儀は其御代官領主地頭え心附候は、格別召捕候儀いたす間敷旨被仰渡可然哉に奉存候

同年(月日不分明)

御年貢諸役等取立方之事



一 御年貢諸役滞候は、支配所内は寺社に候共不及伺呼出吟味いたし不埒有之は揚屋入又者百姓町人は入牢手鎖等申付出家社人等は其格式に寄上縁下縁差出且可成丈付本寺觸頭法類司職之もの等え預置不届之次第有之候吟味詰相合格式重き寺社者其時々取計方可伺事

一 支配内え他支配他領之もの出作いたし御年貢等滞候は、呼出致吟味候敷又は爲取立手代等遣村役人組合えも利害申聞其上不相納候は、御年貢取立は差掛候儀に付遠國奉行直支配の者にては呼出格別不埒有之は手鎖入牢等申付置其段早速先方え達可申候他領より出作の寺院も右に準し支配所の寺院に見合取計堂上方家領も御年貢不納に限り呼出相糺候儀は同様の事に可有之併御三家方御三卿方其外重き御役人の領分知行のものは伺之上可取計候

一 支配所之もの他支配他領え出作いたし不納等有之先方より届有之候は、早々呼出濟方の儀申渡其上にも不相納節は先方より其筋え可申立儀と相心得候

一 穢多出作御年貢滞候は、手鎖杯申付嚴重納方申渡候ても不納候は、右出作の地面取上外穢多共え預け置爲作候敷又者村惣作に申付作徳を以右不納の御年貢爲償濟切候は、相應の地主を定御年貢爲相納候心得にて吟味詰可相伺事

寛政元年六月十六日

松前志摩守領分蝦夷地クナシリと申所の夷人如何の儀に候哉此方より爲助地交易に参り居候もの四人程及殺害候段アツクシと申所の夷地え罷越候もの共在所え罷歸り申達候に付取鎮爲仕置家來の者とも差遣し候尤松前より里數も隔實否も難分候間家來の者とも罷歸り候上にて可申上候へ共延引仕候に付今朝御月番松平伊豆守様へ御届書差上候處無滞御受取被成候此段其御方様爲御知可得貴意旨志摩守被申越候に付如此御座候以上

六月十六日

高富得 右衛門様  
加園惣兵衛様

横井里左衛門

右志摩守留守居より立花左近將監殿留守居にて申きたり候書面寫し也

九月九日頭取蝦夷八人之首八級獄門

右八人の蝦夷名前

マメキリ 大熊 ホシアイス サケチン ノチウキン ホロエシキ シトスイ 京トモヒケ

同年十一月

松平伊豆守殿御書取御渡

口論又者酒狂にて及刃傷相手相果候侍以上の者御仕置の儀に付評議

侍取計

口論又者酒狂の上及刃傷相手相果候節侍以上のものにも多分下手人に申付來候趣にて下手人者輕きものゝ法にて侍以上の者は切腹申付可然儀にて元より下手人は刑名には無之候得共切腹可申付ものを下手人に申付候ては何と歟品も有之貶候方へ附可申候哉切腹下手人は申付方にて名目替り候事にも候哉相糺可申上旨御書取を以被仰聞候

此儀口論又は酒狂にて及刃傷相手相果候節侍以上のものにも下手人申付候儀先例に寄御仕置附仕來候儀と相聞切腹下手人の境是迄御書付等も無御座御定書酒狂人の内武家之家來御仕置のケ條も有之御仕置仕形のケ條の内重中輕追放御構場所侍と町人百姓の品相分り有之又は改易の儀も御座候間侍以上の刑にては御定を見合候儀は御座候得共右御定多分は町人百姓の御仕置重にて切腹の儀は御仕置仕方のケ條にも無御座依之評議仕候處御書取の通下手人申付候は輕ものゝ儀に可有御座間侍以上に候は、切腹被仰付候も御座候間以來侍以上のもの口論又は酒狂にて及刃傷相手相果候節は切腹被仰付可然哉に奉存候

十一月

例



享保十一年

大岡越前守町奉行の節手限伺之上申渡候

二丸御廣敷

磯貝宇右衛門組

伊賀者

重地喜八郎

右のもの宅へ傍輩徳田甚兵衛罷切付候に付亂心と見受取すくめ可申と存數ヶ所乍手負脇差もき取候所又候甚兵衛脇差を取切懸候に付喜八郎刀を拔甚兵衛へ手を負せ双方倒れ候處へ掣押野理右衛門駈付甚兵衛を討留候亂心と見請候は、切腹候様には致間敷掣理右衛門も聲を懸差留可申處無其儀甚兵衛を亂心と申立候得共喜八郎宅にての儀證據も無之畢竟甚兵衛相果候上は喜八郎相手の儀に付切腹申付候

同二年四月(享格天皇十一代將軍家齊)

不縁之妻理不盡に奪取候御仕置の事

一 不縁の妻を理不盡に大勢にて奪取候富人死罪

一 掣養子不孝不埒に付差戻候後外より養子いたし嫁合候節荷擔人を催娘を於奪取には荷擔人頭取田畑家財取上所拂其外過料、人に疵付養父方のもの詫於願申出には重追放

同年同月

科人を爲立退住居を隠候者之事

一 火附又者盜賊にて人を殺候もの徒黨人家へ押込候類または追剝右の類は科人同類にては無之候得共其者に被頼あるひは住居を隠し又者立退かす候もの死罪

一 喧嘩口論當の事にて人を殺候もの右の科人同類にては無之義理にて被頼住居隠或は爲立退候分は急度叱り可申事

同年同月

遠島再度御仕置の事

一 遠島もの島にて死罪以上の惡事いたし候は、其所におゐて死罪但島内にてねたりあばれ候は、島替

一 島を逃去候は、於其島に死罪

同年同月

人相書を以可尋もの之事

公儀を對し重き謀計關所破主殺親殺

但右人相書を以御尋之もの乍存隠置或は召仕等にいたし置不訴出もの惣て獄門但乍存請に立候もの同罪不存に決候は、主人請人共過料

同年同月

十五歳以下御仕置之事

一 子心にて無辨人を殺候は、十五歳迄親類を預置遠島

一 同火を附候もの遠島

一 同盜をいたし候は、大人より一等輕御仕置可申付

一 十五歳以下の無宿途中其外小盜いたすにおゐては非人手下

同年同月

拷問可申付品の事

第二十六款 司法警察第三



- 一 人殺火附盜賊關所破謀書謀判
- 右の惡事いたし證據儘に候得共白狀不及并同類有之及白狀候得共當人不及白狀者拷問
- 一 詮議不決内々外惡事明白相知候は、其科にて死罪可被行事
- 一 右之外にも拷問可申付品も有之候は、其節評議之上可申付事
- 但拷問口問之節立會之もの差口吟味之様に申口得と承り届候様可申付

同年同月

- 牢逃手鎖拔并立歸もの事
- 一 牢逃候もの本罪より一等重く可申付牢番人中追放
- 一 牢屋焼失の時放遣し立歸候もの一等輕く可申付
- 但放遣し不立歸候は、本罪相當可申付不立歸咎に不及
- 一 本罪より一等輕く相成候御仕置は死罪は遠島重追放遠島は中追放都て右之輕重可相心得事
- 一 手鎖はづし候過怠手鎖の内は定之日數一倍吟味の内懸候者に候は、百日手鎖
- 一 手鎖はづし欠落いたし候は、本罪より一等重く可申付
- 但追放所拂等申付候處直に居村に立歸候は、御仕置不相用候に付入墨之上最初之御仕置より一等重く可申候
- 一 御構有之ものを隠置候もの
- 追放もの隠置候は、江戸拂
- 江戸拂之ものを隠置候は、所拂
- 御構之地え徘徊いたし候ものも同斷
- 一 追放もの立歸あばれ候は、死罪

- 一 追放に成候儀不存或は身元不糺請人に立候もの過料請人方不糺して店に差置候家主過料
- 一 宿預けに成候上難立願訴訟又は追放等可致ため立退外の宿を替候もの元の宿え引戻手鎖
- 一 宿預之もの欠落いたし候は、本罪より一等重く可申付

同年同月

- あばれ候もの御仕置之事
- 一 御城内にて口論の上十人以上敲合捻合候もの双方當人重追放荷擔人敲の上江戸拂
- 一 町所にてあばれ騒候もの敲之上所拂
- 但所々にて敲候もの敲の上中追放
- 一 遺恨を以十人以上徒黨いたし狼籍の上人を殺候は、頭取獄門但於疵付には
- 一 頭取重追放荷擔人所拂
- 一 狼籍いたし諸道具損させ候頭取重追放荷擔人所拂

同年同月

- 火札を張捨文いたし候もの之事
- 遺恨を以火可附と張札又捨文いたし候もの死罪
- 但火札認候もの重追放

同年同月

- 巧事語ねたり事致候もの御仕置之事
- 一 公儀へ對し候事欺或は人を誘引出金子取候もの雜物金一兩以上死罪
- 但當座のかたりは手元に有之品を盜取候もの御仕置同様此御定盜人御仕置の部に有之



一 巧を以人を打擲いたし同類の内より取扱ものねたり取候もの人に疵付候者獄門品不取共疵付又は打擲いたし候もの中追放

但刃物にて疵付候は、死罪

一 重き御役人の家來と偽かたり致候もの死罪

一 願不叶儀叶候體に申成會所を建懸札出候は、家財取上所拂

但當人居所居村に會所建懸札出候は、名主過料五貫文家主過料三貫文他所にて會所の札出候は、名主家主五人組於不存に者無構

一 家主五人組を拵訴出候者似せ名主五人組に成候もの敲き

一 賣人買人を拵似せ物拵候もの商物取上入墨の上中追放

同年同月

あひ手無之あばれ自身にて疵付候儀并諸道具等損させ候事も無之は立歸度由申候は、留置申間敷事  
但奉行所へ訴出候跡にても右の通可致事

同年同月

酒狂人御仕置の事

一 酒狂にて人を殺もの下手人

但被殺候もの之主人并親類等下手人御免願出候共取上間敷候

享保七年極

一 酒狂にて人に爲手負候もの疵被付候ものへ平癒次第療治代爲差出可申候  
但疵付候もの奉公人者主人へ預其外者牢舍手疵輕候は、預可申候

寛政二年四月にも是と同文の教令あり

同

一 疵の多少によらず武家家來江戸拂

但町人百姓は銀一枚輕町人百姓は右に准し療治代爲相渡可申候

一 療治代難出もの刀脇差爲相渡可申候事

享保七年極  
延享二年極

一 酒狂にて人を打擲いたし候もの療治代難差出ものは諸道具取上打擲に逢候ものえ可爲取諸道具も無之償不成身上之ものは所拂

此の條は寛政二年四月にも同文の教令あり

同同

一 酒狂にて諸道具を損さし候もの損失の道具償可申付償に不成身上のもの所拂

此の條も寛政二年四月及び元文二年十一月にも同文の教令あり

享保五年極

一 酒狂にて相手も無之あばれ自分と疵付候もの主人其外可相渡方え可引渡

此條も寛政二年四月にも同文の教令あり

但公儀御仕置に可成筋之もの者格別左も無之もの者御構無之旨申聞早速引渡可申事

元文五年極

一 あはれ候迄にて疵付候儀并諸道具等損さし候事も無之もの立歸度由申候は、爲留置申間敷候  
但奉行所へ訴出候已後にても右の通可爲致事



同年同月

婚禮石打御仕置の事

石打狼籍頭取百日手鎖同類五十日手鎖

同年同月

廻船荷物取捌之事

一 荷物出賣いたし候もの双方重過料

但荷物代金共取上問屋え可渡事

一 打荷物又者破船と偽押取候もの船頭獄門上乘死罪水主入墨の上重敲

但吟味の上浦證文有之候共類船無之差て船痛み不申處打荷物致し候もの船頭過料十貫文上乘三貫文水主無構

一 難風に逢打荷物致候刻殘荷物を盜取候もの馴合浦證文差出配分取候名主其所におゐて獄門

一 同盜取候荷物自分土藏に入預り置配分取候もの死罪

一 同船頭宿馴合いたし村中之もの申勧め配分取候もの重追放

一 百姓の内重立持運ひ世話いたし配分取候もの重追放

同年同月

悪黨もの訴人之事

悪黨もの捕へ出候敷又者訴出候時者右訴出候もの悪事有之由申懸け候共猥に相糺申間敷候若本人より重き悪事の證據申

但惣て罪科之もの於訴出に者同類たりといふとも其科を被差免候間其趣を以差略可致事

同年同月

亂心にて人殺之事

一 亂心にて人殺候共可爲下手人亂心の證據有之上に殺候もの之主人并に親類等下手人御筋願於申出は終吟味可伺事

但主親を殺たり共氣違に無紛におゐては死罪若自害等致候は、死骸取捨可申候

一 亂心にて火を付候もの亂氣於不分明には死罪亂氣に無紛は押込置候様親類共え可申付事

一 亂心にて其人より至て輕きもの殺候は、下手人に不及

但慮外ものを切殺候時切捨に成候高下と可心得事

同年同月

田畑永代賣買隠地いたし候もの事

一 永代賣買候當人過料加判名主役儀取上證人叱り同買候もの永代買候田畑取上

一 高請無之開發新田畑等其外浪人武家所持の田畑無構同質に取候もの作り取にして質置主年貢諸役勤候分質置主過料

質取候もの地面取上過料加判名主役儀取上證人叱り

一 隠地いたし候者

同年十二月

松平伊豆守殿御書取御渡

盜賊御仕置年來定有之に付下々輕重の次第辨候様にも可相成哉の段評議

盜賊御仕置年來相定有之間自然と下々輕重の次第相辨候様にも可相成哉近年盜賊數多の様にも有之候得は旁暫之間延享

四卯年被仰出候趣に相成候ても可然哉評議仕可申上旨御書取を以被仰付候

此儀延享四卯年二月三奉行え被成御渡候御書付物を盜取候は、不限多少賊徒家の内え入盜等未致内に召捕候は、忍入

の無差別賊徒同前偽を申ものと語取候もの賊徒同前町方え参りねたり候て物を取候もの賊徒同前右各盜賊に付可爲死



罪中着切腰錢杖錢を抜取候もの右何も可爲入墨之刑但入墨之もの悪事不相止召捕候は、死罪右之通可得其意御定書に有之趣相改候事には無之思召有之候に付先御書面之通御仕置可相伺との御書面にて且蔽之分相止め科之輕重にて入墨亦は追放は其節相伺可申旨の御書付は御渡被成候處寛延二巳年十一月盗人御仕置蔽御仕置向後如前々御定書之通御仕置相伺候様猶又被仰聞候處右者何様之思召御座候儀に候哉相知不申盗賊の儀御仕置輕重之次第相果候共忍入又は十兩以上盗いたし候へは死罪に相成戸明候處其外十兩以下の輕き盗いたし候は入墨蔽等の御仕置相成候間死罪を逃候程の盜は不苦と存候程の儀も有之間敷御仕置の輕重相辨候故逃去盜賊多相成候儀共治定難仕尤盜賊減じ往々御仕置被成候者少々相成候は時勢の御取計を以永續の御仁慈にも可有之哉には候得共只今迄輕盜ねたりかたり事抔いたし入墨蔽等に相成死を遁罷在候ものも數多有之候處暫の内一統死罪に相成候に付當り申間敷哉一旦の御取計に死刑に不當ものを嚴科に被仰付候も不穩其上手元の有之品盜取候類并當座のねたりかたり等致し候もの入墨蔽等の御仕置に相成候内には心底を改惡事相止候ものも可有之處一統死罪に相成候は無宿に候共又命拘り不容易儀に付延享の例有之暫の間に候共盜賊の取行に不拘死罪被仰付候は不可然哉に奉存候

同年同月

御渡

五 十 番

火附盜賊改長谷川平藏伺

人足寄場入墨の儀に付評議

去月十九日御渡被成候長谷川平藏相伺候書面一覽仕候處人足寄場入墨の儀似寄の形も有之哉の段平藏より町奉行へ申候に付別紙書面の入墨不似寄無之旨初鹿野河内守より及挨拶置候間右兩様の内何れえ可仕哉此段相伺申候

此儀江戸京大阪其外々々之入墨之形ちと突合候處似寄無御座尤江戸京大阪其外遠國奉行所に付申候入墨の形ち違ひ候得共江戸表の儀は入墨の刑に當り候ものは牢屋敷におゐて申付來候に付一統有之然る處伊奈右近將監方にて申付候入

墨は奉行所の入墨と違ひ候得共右は支配所限の儀に有之候

本文の外穢多淺の助方にて取計入墨も御座候得共右之穢多非人計之儀に付引當に難相成御座候

依之寄場人足共入墨之刑に當り候ものに候は、江戸表一體の入墨之通に無之候ては江戸内御仕置之振合兩様に相成候様に如何之筋に可有御座候併寄場人足に限り候御取計之入墨に候は、紛敷儀も有之間敷候間平藏相伺候通被仰渡入墨の刑に當り其御仕置申付候者と是迄の通の入墨いたし候様被仰渡可然哉に奉存候

同三年四月十五日

河内守より來る二通の内

御勘定奉行衆

初鹿野河内守  
池田筑後守

都て於町奉行所町人共手鎖預け申付候節家主五人組請取之當人家主に候得は五人組兩人請印爲致名主は加印不致候處他懸りにては名主迄加印爲致候も有之由向後他懸りも町方の通名主加印用捨之儀申立候是迄各様御掛り手鎖預けのものは名主加印御申付被成候儀に候は、右加印相止候ても御差支の儀無之候哉御挨拶次第右の段名主共え申渡候積りに有之候右は此度町方取計惣て簡易にいたし候儀に付越中守殿え申上候上及御掛合候

四月

御書面吟味筋にて町方之もの預け申付候節名主加印は不申付様にとの儀安永四年牧野大隅守町奉行之節達有之候に付拙者共掛りにて町方之もの預申付節は家主五人組等計え印形申付名主えは加印は不申付候得共猶又本文御達の趣も致承知候以上

四月

御勘定奉行



同年五月

入墨敵御仕置に成候もの歸住伺御下知

武州高久村武助儀去卯年入墨敵御仕置に成候後心底改所々日雇稼いたし彌實體に相成歸住の上農業出精いたし母の養育致度旨申立右母なつ並親類組合村役人一同歸住の儀相願候上は願之通御聞届人別帳入御申付證文御取御差出有之候様存候以上

同年八月

鳥居丹波守殿御口達

在方に於て番非人盜賊惡黨ものを捕候節の儀に付評議

國々於在方番非人村中盜賊惡黨もの等捕候節其所の仕來も一樣にも有之間敷候へ共右非人の手にて盜賊惡黨もの且右引合のもの等一通り打擲吟味いたし候上差出候様も有之様相見候百姓等は勿論の儀假令無宿體のものにても一體番非人の手にて吟味打擲いたし候筋は有之間敷怪敷者召捕候は早速領主地頭其筋々の役人へ差出候て可然儀に付右の趣評議仕可申上旨被仰間候

此儀番非人村中盜賊惡黨者等捕候は、直に繩を掛又は手に餘り候惡黨ものは打倒候て成とも捕候儀は可致候へ共盜惡事の始末は領主地頭其筋々の役人可相糺儀にて糺の上申陳候へは痛め候て吟味いたし候儀も有之其處に寄り穢多非人等へ申付痛めさせ候儀も可有之其筋は其筋の役人差圖致し痛めさせ盜惡事の始末は右役人相尋候儀は格別假令無宿候共盜惡事の始末を捕候番非人直に可相糺儀は有御座間敷間右の趣一統へ御觸有之可然哉に奉存候

同年十月

戸田采女正殿御書取御渡し御定の事

知人に無之料理茶屋を參金鑄押借いたし又は船中にて博奕致候もの儀に付評議

五 十 八 番

知る人に無之料理茶屋を參り金一分二朱又は一分程押借致し又は船中にて五錢拾錢賭の賽博奕度々いたし候もの御仕置之當り可申上旨御書取を以被仰間候

此儀知る人にも無之料理茶屋を參り押借いたし候はかたり事ねたり事故し候もの御仕置御定のヶ條當座のかたりは手元に有之品を盜取候もの御仕置同斷と有之手元に有之品を風と盜取候類は金子拾兩より以下入墨敵に御座候間入墨敵相當り可申哉且廻り筒にて博奕打候もの過料三度以上廻り筒いたし候もの中浪放の御定ヶ條に御座候御書取の趣にては賽博奕度々いたし候儀得共廻し筒と申儀も無之手合の内に筒取は有之儀と奉存候左候得は博奕打候もの家藏取上候程の過料家藏無之ものは五貫文或は三貫文過料に御定に引當可然旨重き方え附入墨之上敵にて可然奉存候

同年十一月

御渡

六 十 六 番

日光奉行伺

日光御領近邊惡黨并怪敷もの捕方の儀に付評議

當九月八日御渡被成候日光奉行相伺候日光御神領近邊惡黨并怪敷もの捕方の儀御神領にて怪敷もの見懸組同心召捕候節逃去近邊御領私領へ立入候を召捕候者格別御神領へ不立入又者御神領にて者惡事不致近邊の御領私領計に徘徊致し候ものは其支配又は領主地頭に可捨置筋に無之一體此節一圓日光奉行へ引受候は御神領一圓の儀にて夫々支配并領主地頭有之場所迄引受可申筋に者有御座間敷哉に付御神領へ不立入又者御神領内に惡事いたし候ものへ不引合御領私領に罷在候惡黨もの迄爲召捕候者相當申間敷哉に付御神領へ立入候惡黨并怪敷者等組同心捕逃し御領私領へ立入候は、其支配并領主地頭へ申達置組同心差遣爲召捕可申然共前廣申達候儀難相成手延等に相成候ものは直に組同心附込召捕其段跡にて相達し右に引合候もの御領私領に罷在候は、前書之通取計召捕吟味致し候儀者當二月被仰渡候通相心得御神領へ不立入并御神領にて惡事いたし候者に不引合近邊御領私領計に徘徊いたし候ものは容易に組同心に爲召捕申間敷若其支配領



主地頭にて捨置候儀も相聞候は、其段心附可遣旨被仰渡可然哉に奉存候

十一月

右に付日光奉行え左の通被仰渡候旨被仰聞日光御神領にて怪敷もの見かけ同心共召捕候節逃去近邊御領私領え立入候は、其支配領主地頭え申達置同心共差遣し爲召捕可被申候若申達候上にては手延に可相成ものは直に附込召捕其段跡にて可被申達候尤右に引合候もの御領私領に有之節も前書の通可被心得近邊御領私領に徘徊致し候共御神領へ者不立入并引合にても無之ものは容易に召捕申聞敷候右體之もの有之趣及承候は、其節々早々可被申聞候

同四年(月日不分明)

松平和泉守殿御書取御渡

七

十

番

私領出入又は領主地頭の吟味を難澁致し候もの其外取扱方の儀に付評議但九月七日御渡被成候御書取簡條評議の趣左之通御座候

一 惣て私領之出入領主地頭之吟味を難澁致し候趣を以御吟味相願候得者三奉行之内へ御渡被成一件之者とも呼出吟味仕候事にて右之外奉行所え駈込訴いたし候類も是又奉行にて事譯候様相成或は品に寄候にては勞を厭候て御吟味願いたし候向杯も可有之おのつから領主地頭を不恐様に成行候ては以來次第に右體之吟味物繁多に可至哉依之以後右願吟味の儀被仰聞候は、領主地頭之いたし方を承合非分の筋も不相見分は吟味を拒候もの而已呼出し第一其拒候所之趣意を責問申候に寄候て者領主地頭へ懸合一件書物等取寄領主地頭格別如何敷取計も無之候は、可成丈領主地頭之吟味を立此上我意申候は、嚴敷可相答候間領主地頭之吟味を受可申段申渡其家來呼出し引渡一旦御吟味をもいたし候事候へ者吟味詰の上は伺之上落着可申付段をも申渡吟味書返上之節右の趣縮書にて御届申上候様に相成候は、如何可有之哉之段被仰聞候

此儀私領にては吟味筋致し馴不申儀故吟味行届不申處より領主地頭之吟味を拒候類是迄も粗有之奉行所吟味に相成候

ては一件打合不申候ては全吟味行届候様には相成不申候間おのつから右吟味を拒候もの計責問候て者届伏いたし候様には難成類多御座候へ共右にと限り不申其内に者領主地頭之吟味事分り候を我意に申張候類も可有御座候間、來御書取の通取計可然哉に御座候得共萬石以上之儀者別て吟味筋事馴家來召物に至り候儀も難行届小給之向は猶更の儀にて落着之儀相伺候とも吟味書行届候様に者難相成儀も可有之却て地頭迷惑の筋に相成可申候へ共其内には全地頭之吟味行届候哉相拒候類も可有之候間其分は其節の始末次第奉行所まで相心得罷在取計候様可仕萬石以上之儀は以來吟味相拒候由を以奉行所吟味の儀申上御下被成候は、先づ吟味を拒候もの計呼出相糺申候に寄領主へ吟味之始末承糺口書等も取寄一覽仕右始末相殘候儀も無之行届候を相拒候類者御書取の通取計領主の吟味行届類は猶又其段申上其始末に寄取計候様仕可然哉に奉存候

一 御代官一支配の儀も同様の趣たるへき哉の段被仰聞候

此儀御代官一支配の儀者唯今迄も御代官の吟味を拒候もの有之候へ共最初より之吟味次第細に書記一件口書其外證據書物等迄も相添御勘定奉行え申聞候間不審之儀も御座候へ者再應も御代官え相尋若不行届儀も御座候得者吟味之致方得と差圖仕可成丈御代官之吟味届伏爲致候様申達容易に奉行所え者爲差出不申其上にも實々我意申張候類は其もの計呼出し嚴敷申聞御代官之吟味可受段申渡證文申付御代官へ引渡遣候儀に御座候間以來共右之通御勘定奉行相心得罷在候様可仕哉に奉存候

一 御料私領何れの村々にも他所え出作或は質流地なといたし出作百姓多相成御代官領主地頭の申渡を違背いたし候得者他領の百姓たるを以自由に不相成候得者おのつから本百姓も領主地頭を不恐風儀にうつり可申哉是等も御代官領主地頭にて咎等申付候て可然哉の段被仰聞候

此儀唯今迄も御代官にては其支配村方え他領他給よりの出作百姓は右出作の地所に付候儀にて不埒の始末御座候へ者呼出し吟味中者手鎖等者申付吟味詰候趣御勘定奉行へ申聞候付御仕置御答筋の儀者奉行より差圖仕爲申渡候儀にて御



代官の儀者出作百姓にも不申都て私領の百姓吟味引合等にて呼出吟味詰りの趣を以御勘定奉行へ申聞候得者御答の儀者奉行より差圖仕爲申渡候間則公儀の御仕置に御座候處私領の儀は其領主地頭の知行へ出作いたし候百姓にても一讀他領人別の百姓に御座候間出作有之方々領主地頭にて仕置申付候ては、奉行所と混雜いたし吟味筋の規矩相崩れ如何に可有御座然共出作之年貢相滞候節可納旨申渡候ても違背等いたし候は、先方の領主地頭にて懸合相糺候は、格別吟味詰候上仕置答等申付候程の儀は奉行所にて右領主地頭の申渡を違背いたし候不埒の儀吟味詰其趣を以御仕置申付候へ者地頭を不恐風儀に移り可申儀も有御座間敷哉に奉存候

一 公儀出入之訴訟人又者諸願に出候もの名代を以申立候類有之候金銀出入等近來は讓受者取上無之趣に候得共代々出訴者取上候故公事をもらひ候て下代召仕に成人別にも入候て願出候類も有之哉にて以來病氣は快氣次第尤難差延事にて當人病氣に候は、町方者家主五人組在方は村役人不消置訴出最初より何の故もなきに代りにて訴出候分者取上不申様に極候て者如何可有之哉の段被仰聞候

此儀金銀出入代り出訴も近來容易に者取上不申當人病氣に候は、快氣之上可願出旨申聞若又長病等其外無據頼にて代之ものは召仕同居同村の親類にて無之候て者取上不申尤村役人呼出右代の身分相違無之哉否の儀も承糺候儀に御座候其外の公事には代て出訴は是迄迎も容易に取上不申候得共猶又御書取の通常人無據儀にて代のもの差出候節は村役人町役人等より訴出可申段は在町共御觸有之候方に可有御座哉に奉存候且又村役人を相手取候公事にて實に無據當人難願出節者同居或は同村の親類の外代不相成趣御觸可有御座方と奉存候

一 武家屋敷家中の被盜物質屋にて見受候得は預け置他の引合と申を以御吟味願に相成候故是又奉行所の繁多に相成見合有之内には盜賊とも取逃し或は無事を好候向は被盜物見當り候ても其儘打捨置候も可有哉以來は右被盜物見當り候は、直に其屋敷の役人え取戻質屋より一札爲差出右を以奉行所へ届候は、其質屋呼出定例答申付盜賊家中のものに候は、見當り次第其主人々々にて手限り仕置申付如何有之哉の段被仰聞候

此儀都て武家方にて盜賊召捕候は、頭支配へ不及達に直に町奉行え相渡候様先達て被仰出も御座候間以來武家方にて被盜取見當候は、町方にて不訴出以前にても又は其品は其所へ不預置候共町奉行所え達右の次第吟味仕尤不及伺御仕置筋者手限落着仕相伺候筋は申上候様仕候は、盜人吟味手延に不相成取締宜可有御座候は、諸向より町奉行え聞合次第右の趣及挨拶直に吟味取懸り候様可仕哉之段當八月九日伊豆守殿へ町奉行相伺候處伺の通相心得可取計旨同十二日御差圖有之候間御吟味願に不及直に其屋敷より町奉行へ申立候得は質屋等呼出吟味仕候儀と相心得罷在候然る處被盜物質屋にて見當候節直に其質屋より役人え請取之積り罷成候は、右家中の内には者不直の者も有之質屋へ盜物の趣申懸其品受取直に致欠落候類も出來可仕萬石以下小給之者の家來には猶以右類可有之尤萬石以上にては末々の家來被盜物見當り候節重き役人へ相届右役人方え請取候は、不直の儀も出來仕間敷候へとも左候ては却て手間取御書取の御趣意に者相當申間敷被盜物はやはり奉行所に取上相渡可然且盜賊其家中のものに候は、見當り次第其主人々々にて召捕手限之御仕置申付候ては如何可有之哉の儀評議仕候處主人方欠落いたし候上者いづれ他所え身を寄忍ひ可罷在儀に付見當り候ても元主人より手込に難召捕たとひ途中にて見當り召捕候ても右を差置候ものは盜賊と不存差置候ても其不念の御答めは奉行所にて可申付者に御座候間本人の盜賊を元主人にて仕置申付候は相當り申間敷たとひ右盜賊其家中のものにて其儘屋敷に罷在候共引合の質屋を奉行所にて答申付候上は本人の盜賊計共主人にて仕置申付候様罷成候ては奉行所吟味の規矩相立申間敷萬石以下にて者死罪等の仕置は伺之上ならでは難相成儀とは迄相心得罷在候間旁盜賊家中の者に候共奉行所受取御仕置申付可然哉に奉存候

一 領之盜人盜も他領へ質入或は賣拂ひ候へ者即他の引合に相成候故必ず御吟味相願候得共是又以來者自分仕置に相成右引合有之候領主へ申談相互に自分仕置申付且亦盜賊召捕候節他領には同類有之由申候は、其申候を以他領へ懸合其同類を他領にて召捕候共是又銘々の方にて仕置申付且御料所に同類有之懸合有之迄御料所にて其同類召捕候段承私領之盜賊も右と同様之盜先に候は、御料の御仕置を承合候て仕置可有之哉私領と私領との仕置は銘々仕來にても可



相濟哉質屋又買取候者の咎もあらしには御達被置候ても可然哉尤評議の上諸向えの御達達案も取調可掛御目段被仰聞候

此儀一領の盗人盗物他領え質入或者賣拂候儀有之候は、以來右引合之ものは先方領主へ申談右引合者先方の領主にて咎申付盜賊召捕候方の領主にて自分仕置申付候方一通にては辨理宜敷様には御座候へ共盜賊の儀は都て申陳又者品々申紛候儀連例の儀にて盜賊と申候を以盜もの質入又者買元等相糺候ての治定難仕儀間々有之盜物質に取買取候ものも彼是申紛し候儀も有之候故盜賊を質取主又者買取候もの突合不申候ては双方之申候治定の儀は難決盜賊同類の儀は猶以互に申紛候儀毎度の儀に付突合吟味不仕候ては相決不申一通之申候而已を以互之領主限にて仕置申付候は、不相當の仕置出來可仕右申候治定いたし候迄互に懸合相糺候は、一體領主者吟味筋致し馴不申儀故至て手間取却て領主迷惑之筋に相成可申萬石以下小給之地頭にて者猶以之儀可有御座尤奉行所にては吟味筋いたし馴候儀故質入賣拂等の引合遠國に付呼出候ては難儀可仕分者品に寄其領主地頭家來も吟味之仕方得と申教先方にて爲相糺口書取寄突合候ても本人之御仕置も相決引合之もの御咎之當りも出來仕候處

本文の通取計候ても一件御仕置御咎等は奉行より相伺御差圖相濟候得者右之趣を以領主地頭へ申達爲申渡領主仕來の仕置に爲申付候儀者無御座候

私領同士之儀者互に吟味筋不案内の儀に付懸合而已にて行届申間敷勿論私領仕置之儀故領主之仕來に御任せ被置候御趣意も有之是迄も遠國杯に者右類の儀仕來候も有之哉に候得共右者御差圖之元濟も無之儀尤聊の引合者領主同士相對にて咎等申付候ても不苦儀も可有之候へ共何程之一件者不苦筋共其境者兼て被仰渡被置候儀も相成申間敷聊の引合は不苦旨被仰渡候は、私領者吟味筋不案内の儀故心得違候筋も出來可仕却て吟味規矩崩れ候基に可相成哉依之私領にて盜賊召捕一通糺の上他領に同類有之候共勿論の儀盜物質入亦者賣先等他領に候は、奉行所吟味の儀者不申上取計方相伺候様兼て被仰渡被相伺候は、重立他の引合有之遠國の分は最寄の奉行所又者御代官陣屋預役所等え差出し御料所に

同類有之其御料所最寄に候は、右同類有之方の御代官え引渡關東最寄に候は、三奉行の内え差出候様御差圖有之其内にも聊の引合にて領主同士懸合上仕置咎等領主限にて相濟可申類者其趣其節之時宜に寄御差圖有之候方可然哉に奉存候

本文之趣意は去々酉年越中守殿御書取を以一座評議に御下被成評議仕申上候處再應御尋も有之猶又同年八月十四日本文の趣意を以申上置いたまた御沙汰無御座候尤萬石以下にては聊の引合にても仕置咎も申付候儀は地頭に於て行届不申向も多可有御座候間本文之趣意萬石以上に限り萬石以下は奉行所吟味之儀申上方可然哉に奉存候

同五年(月日不分明)

火附盜賊改長谷川平藏伺

賞 八 番

火附盜賊改にて追放申付候者御構場所の儀に付評議

去丑十月二十八日御渡被成候長谷川平藏申上候追放もの御構場所の儀評議仕候處火附盜賊改にては武家百姓町人の無差別申渡候由に候得共左候ては相當不仕闕所の儀も三奉行同様可有之儀に御座候間右は平藏より私共へ可被仰渡哉左候得者私共より委細申談候様可仕候

二月

長谷川平藏問合の挨拶書  
侍出家社人等へ相渡候御構場所書付

折附候 何 之 誰

重 追 放  
武 藏 相 模 上 野 下 野 安 房 上 總 下 總 常 陸 山 城  
攝 津 和 泉 大 和 肥 前 東 海 道 筋 木 曾 路 筋  
右之場所徘徊すへからさるもの也



田畑家屋敷家財共欠所

年號月日  
中追放

御構場所

武藏 山城 攝津 和泉 大和 肥前 東海道筋 木曾海道筋  
下野 日光道中 甲斐 駿河

奥書 右同斷

田畑家屋敷欠所家財無構

輕追放

御構場所

江戸十里四方 京大阪 東海道筋 日光 日光道中

奥書 右同斷

欠所 右 同 斷

右重中輕共何方にても住居の國を書加相構住居の國を離れ他國におゐて惡事仕出し候ものは住居の國惡事仕出候同と  
に二ヶ國を書加へ御構場所書付相渡候事

江戸十里四方追放

御構場所

江戸十里四方

日本橋より四方へ五里先

在方ものは居村共構

奥書 右同斷

國所無之然共利欲に拘り候類は田畑家屋敷欠所尤年貢未進等有之候は家財とも欠所

江戸拂

御構場所

品川 板橋 千住本所深川より内御構

四ッ谷大木戸

在方ものは居村とも構

奥書 右同斷

國所の儀江戸十里四方追放同斷

町人百姓え相渡候御構場所

重 追放  
中 追放  
輕 追放

御構場所

江戸十里四方

日本橋より四方へ五里先

第二十六款 司法警察第三



住居之内并 悪事仕出し候國共構

奥書 右同斷

重	追放	欠所
中	追放	田畑家屋敷家財取上
輕	追放	田畑家屋敷取上
	田畑取上	
但田畑家屋敷無之ものは家財取上田畑家敷家財も無之ものは輕重の不及沙汰		

江戸十里四方追放

江戸拂

右者武家百姓町人同斷

同年(月日不分明)

大阪御城代伺

大阪表流人壹岐島へ遣候儀に付評議

去月十五日御渡被成候大阪表浪人遠方の儀に付御城代申上候書狀の趣御入用には不拘評議仕可申上旨被仰聞候

此儀御定書京都大阪西國中國より流罪ヶ所の内壹岐島も有之既に京都其外よりの流人は壹岐島も差遣大阪表の流人

五 十 六 番

に限り右島へ不差遣段は仕來而已の儀にて譯合有之趣の者相聞不申殊に松浦壹岐守方にて大阪表の流人不受取と申極も無之者は壹岐島へ可遣儀にて可有御座候得共右島流人年々相増難儀の趣相聞候にて伺之通勘辦可致尤壹岐島へは差遣候は其節は御城代證文を以可差遣旨被仰渡右之段壹岐守も被仰渡可然哉に奉存候

十一月

右丑十一月評議仕申上候大阪表流人遣方の儀に付猶又御城代より書狀の趣今一應評議仕可申上旨被仰聞候

此儀御渡被成候御城代書面之趣にては大阪町奉行より松浦壹岐守も申談候處大阪表より以來隱岐壹岐兩島へ急度隔年に流人差遣候様相成候ては別段壹岐守より迎船手當等も可有之壹岐島流人も相増壹岐守失費相懸可申儀にて是迄京都伏見奈良より差遣候計にては壹岐守兼て難儀之趣と相聞候段申上尤壹岐島も遣候儀に候は、壹岐守方失費相懸ひ隱岐島へ重もに差遣候様取計京都より壹岐島へ流人差遣候節大阪表にて乗船見合置候流人の人數少き節右便船に差遣候は、別段壹岐守失費格別に相懸候間敷哉之段大阪町奉行申上候趣も有之勿論御定書に京都大阪西國中國より流罪ヶ所の内壹岐島も有之壹岐守方にては大阪表の流人不受と申極も無御座候間壹岐島も抑辨いたし差遣し可然趣先達て評議仕申上候得共右の通大阪町奉行壹岐守申聞候趣にては同人方差支の趣に相聞候處強て右にも拘り申聞敷儀に候得共壹岐島流人年々相増候儀は難儀の由も御城代書面に相見候上は大阪表の流人不受取極は無之候共大阪表の流人は壹岐島へ不差遣段從來の儀に有之大阪町奉行申上候儀は壹岐島も不遣儀右奉行所の取計手狭の趣意而已にて其外大阪町奉行所の差支も無之儀に付是迄の仕來通相心得壹岐島へ遣候儀者致間敷旨大阪町奉行可申渡段被仰渡可然哉に奉存候

二月

同六年八月

御波

第二十六款 司法警察第三



火附盜賊改長谷川平藏伺

囚人重病の節宿預の儀に付評議

當六月七日御渡被成候長谷川平藏申上候盜賊引合或は博奕一件にて入牢申付敵入墨中追放御仕置伺差上置候もの重病の節預人儘成ものに候は、宿預申付候上其段申上勿論盜賊候は、輕重御仕置相伺候ものにて宿預は不申付且取洩、たし死罪御仕置可相伺ものに候とも請人方より取逃の金子辨濟いたし主人助命相願候者は宿預申付候上是又申上候様相心得可申哉の旨相伺申候

此儀去る申年京大阪并江戸共入牢もの取計方評議仕申上候内追放以下のもの入牢の儀差略仕向後は遠島以下追放程に見込候もの并夫より以下のもの共も大概は宿預等いたし右様のものにて吟味申入牢申付置相煩候は、病體見届彌病氣に無相違分は宿預け申付可爲養生快氣いたし候は、又々入牢申付遠島死罪に可相成哉と見込候程のものは煩候ても出牢は難相成旨申上其通相濟且取逃いたし候もの取逃し金子償主人助命相願候上は助命申付江戸に不罷在様可申渡旨の御定に付兩様とも伺之通宿預可申付旨被仰渡可然哉に奉存候

八月

同年十月十三日

牢屋同心於評定所取計候心得書付

- 一 囚人於評定所死罪遠島敵被仰付候得者牢屋敷より青繩にて縛り御白洲へ出候節高手計にて差出候間直に其繩にてうしろ手に縛り申候
- 一 江戸拂にて追放被仰付候ものは繩をかけ後ろ手に縛り申候
- 一 但侍士者砂利え下し肩衣を刎うしろ手に縛り申候出家は砂利え下し袷袢を取衣の上え後ろ手に縛り申候
- 一 入牢手鎖被仰付候もの者繩をかけうしろ手に縛り申候

一 懸り々より入牢被仰付候もの者評定所へ御呼出之上改入牢被仰付候ものは青繩にて高手計にて白洲へ差出候間直に其繩にて後ろ手に縛り申候

一 手鎖にて宿預け被仰付候もの改手鎖被仰付候節并手鎖をはつし入牢被仰付候もの者手鎖之上え繩をかけ申候

一 侍出家揚屋え被仰付候もの者砂利え下し侍者肩衣を刎出家之袷袢を取羽かひに縛り申候

一 追院被仰付候出家者砂利え下し袷袢を取申候但繩は懸け不申候

右の通前々相心得取計罷在候得共尙又己來石之通取計可申哉此段奉伺候以上

丑八月

右之通極め尤入墨申付候ものも縛り可申旨金之亟え可申渡段一座評議極る

同八年五月

大阪町奉行伺

九 十 五 番

攝河泉播村々賄賂差出候村役人大勢追放伺之儀に付評議當三月廿六日御渡被成大阪町奉行相伺候角會與一御代官所之ものとも檢見の儀に付手代共え賄賂差出候一件人數多之儀に御座候處其後追々御下け被成候右同様の一件攝河泉播四ヶ國之内御料所村々より賄賂差出候村役人とも大勢御仕置の儀相伺候儀に御座候右を御定書に見合夫々御仕置附仕候得者追放並役儀取放の村役人共夥敷民に可有御座然る處此度の村役人共は御取調嚴敷候ては百姓共一同難儀の儀と存迷ひ候より之不埒に候事實におゐては公事諸願其外請負業等に付賄賂差出候とは譯も逐ひ可申哉獲に追放申付間敷儀者享保七年の御書付の趣も有之且又宿主庄屋の儀は其村方家筋之もの或者村方の爲を存し數年勤來候者に候處一同役儀を取放新規に外百姓の内へ役儀申付候ては村方に寄可相動相應の者無之類も可有御座且は出入等出來の基にも可相成間先例をも見合又者伺の趣を以再應評議の上發意之もの者右御定に准し其外之ものは重過料等申付候方可然哉奉存候間右之趣意を以評議仕候儀に御座候依之別段を以申上候



五月

同九年七月

御咎手鎖申付重病之もの取計方

岸本紋三郎御代官所奥州乗折村伊八外十六人不埒有之御下知の通伊八は五十日手鎖申付置重病にて全快迄手鎖差免の儀村役人共願出奉行所へ其段紋三郎より伺候所評定所一座評議の上手鎖差免快氣の上残日數手鎖申付候例寛政九巳七月四日評定

同十年三月

御渡

十

三

番

長崎奉行伺

長崎表御仕置之内追拂の刑名改候儀に付評議

當地御仕置の内に追拂と申刑御座候右者長崎市中郷中を拂申事に御座候然る處追拂と唱候ては御仕置伺前科等にも問々相認其外他國奉行所懸合の書面にも申遣候儀御座候處追拂と申候ては門前拂紛敷哉に奉存候に付以來名目相改市中郷中拂と相唱候様可仕哉と奉存候右者名目相改候而已の儀にて御仕置輕重に相拘り候筋に者無御座候得共是迄追拂の名目にて申上來候儀に付此段一應奉伺候

此儀追拂の儀長崎表に限り候て之御仕置に候追拂之而已にては難相分紛敷刑名には御座候間伺之通以來刑名可相改旨被仰渡可然哉に奉存候

同年同月

御渡

十

六

番

關東郡代中川飛彈守伺

附火並盜いたし候引合の者吟味仕方之儀に付評議

附火並盜いたし候一件吟味仕候節出火有之候場所のものをも呼出附火いたし候もの申口之趣を以出火の始末吟味の上口書申付盜に逢候ものも同様吟味仕候書え右申口之趣委細朱書に認相伺候公事内役とも仕來に御座候處右體災に逢候上江戸表迄呼出有之路雜用等遣ひ候ては村方之もの難儀仕候儀に付以來出火いたし候場所之もの并盜に逢候ものへ四人申候之趣を以其始末尋書宿村次にて差遣答書印形書付取之尤囚人申候と聊にても齟齬仕候様有之候は、呼出吟味符合仕候分者呼出に不及右書付の趣を以朱書に認相伺候様可仕哉此段奉伺候

此儀火附并盜賊吟味に付右火を被附候もの又者被盜主呼出吟味仕候書と右申口之趣認申上候者公事方御勘定奉行には限り不申上奉行勿論火附盜賊改迄も一統之儀に有之且火を附候者之始末にて御仕置之取計差別も有之盜賊の儀者メリ之有無にて御仕置輕重も御座候間火附盜賊の申口計にて火を附候もの并被盜主を打合吟味不仕候て者重き御仕置の儀者難申上筋に有之尤盜賊申口の趣紛敷儀無之類有之被盜主并盜物と不存買取或は質に取候もの遠國に候得者其時宜次第右支配の御代官領主地頭へ申達爲相尋申候相分候上其趣を以伺書朱書に申上候儀者有之候得共其盜賊之申口を以宿村繼にて尋書差遣印形書付取候上重き御仕置の儀相伺候様罷成候ては差略之流弊の者品々の害も可有御座候其上百姓町人え書面を以相守候儀者有之間敷筋にて郡代而已之儀も無御座諸奉行所取計にも相難儀に奉存候尤都て引合にて呼出吟味仕申口相分り候得者早速口書申付即日にも歸村申付可成丈難儀筋仕様前奉行所にて勘辨の上取計候儀に付火を被附候もの又は被盜主に候ても尋書宿村繼にて差遣し印形書付取候儀者不仕唯今迄の通相心得格別遠國に候は、最寄御代官領主地頭え申達彼地におゐて吟味之上口書取之相伺候様被仰渡可然哉に奉存候

三月

同年七月

火附盜賊改池田雅次郎伺

第二十六款 司法警察第三



日限尋申付置候もの何方手敷減之儀に付評議

盜賊一件引合之もの并博突手合之もの扱去候節日限尋申付置候段御仕置候帳之内朱書に書載差上候上六ヶ月相立願不尋出候得者又候相伺過料の上永尋申付來候處以來右御仕置候帳朱書之内え定例之尋日敷相立願不尋候は、過料の上永尋可申付段書入差上六ヶ月相立別段不相伺御答申付尤入組候尋の儀は是迄之通別段に奉伺且又預け候因へ取逃候。其外とも御仕置候帳に書載不申候分日限尋申付候向者其節々御開置可申上候可相成儀に御座候は、前書之通六ヶ月相立別段に不奉伺候様仕度奉存候左候得者手敷も減し并辨利に相成候依之此段奉伺候

此儀吟味一件の内欠落いたし候もの私共懸りにても日限尋申付置右吟味之始末可申上子細も無御座候得者其旨朱書に認落着の節定例の通可申付段申上候限六切相立不尋出候得者定例之通申付候得者火附盜賊改者加役之儀にて奉行所とも譯違ひ申中追放以下之輕罪御答迄も相伺候儀に付欠落もの尋申付置尋出段之御答者過料の上永尋申付定例に候共唯今迄相伺來候は、相聞申候然る處以來吟味書之内朱書に申上候迄にて追々相伺不申儀に相成候ては加役相替候節者組のもの共も同様相替候儀も御座候故申送り等可行届とも難申却て混雜も可致尋申候儀取て數多之儀も有之間敷年來伺之上申付來候儀に御座候間此度伺之趣者可然も難申上前々之通心其度々相伺可申旨被仰渡可然奉存候

七月

同十二年正月

甲府勤番支配伺

遠國引合之内無構もの申渡方之儀に付評議

都て私共吟味之上御下知御座候御仕置もの一件の内吟味仕不埒之筋相聞不申ものは落着迄留置候ては難儀仕儀に付口書取之一先歸村申付無構旨可申渡哉之段相伺共通御下知御座候得者一件落着之節銘々呼出申渡候先格に候只今格別遠國之もの無構旨申渡候先格も相見不申候然る處一件之内に遠國のもの有之無構段可申渡哉之旨相伺共通御下知有之呼出申

申 壹 番

遭到着迄も日敷も相應り其内重き御仕置之もの迄落着見合罷在御届も延引仕其上無構段申渡候而已にて遠國之もの呼出候ては路用雜用等も相應難儀可仕儀に付一件御下知御座候内無構旨可申渡もの遠國に御座候は、其支配領主頭等へ懸合態々呼出候には不及旨序次第右の段可申渡旨申渡候様可仕哉之段相伺候

此儀吟味筋有之引合のもの者一座并手限にても口書之上歸村申付落着之節無構旨申渡候もの者呼出候ては無益に路用雜用相應難儀可仕儀に付一件之内宿村役人より可申通以申渡又者御代官領主地頭より序次第可申渡旨申渡候儀者前々より之仕來に付右に見合伺の通取計可申旨被仰渡可然哉に奉存候

正月

同年二月

町奉行小田切土佐守伺

九 番

元大名來にて人殺いたし逃去候もの領主え引渡方之儀に付評議

去る七日御渡被成候小田切土佐守相伺候松平肥後守家來荒川東之助忰衛門次事當時無宿井上泰庵中間甚七儀松平肥後守方え引渡有之候様仕度旨申上候右者松平加賀守家來杯にも例も有之候得共右之外に者例も無之衛門次儀肥後守領分にて者不届計にて公儀に拘り候不埒者無之候得共外引合も有之右様之もの引渡遣候は、以後外々之例者可相成候併他所惡事は無之候間引渡遣候ても差障有之間敷哉以來之例に相成候事に付評議仕可申上旨御書取を以被仰聞候

此儀松平肥後守例に申上候松平譜岐守家來者京大阪町奉行所の儀松平越前守家來之儀も安永年中の事にて兩例とも引渡候子細相分不申松平加賀守家來不届有之奉行所吟味之上御仕置之儀も相伺御差圖相濟候上右科并御仕置の次第申達引渡加賀守方にて御仕置爲申付候例も有之候得共右者加賀守に阻其外諸家に右願之例無御座尤奉行所吟味の上主人方にて相當之仕置可申付旨申渡引渡候儀も御座候得共吟味一件之始末にも寄候儀に付衛門次儀者父と同居いたし肥後守在所に罷在候節同家來土方程右衛門忰増右衛門を及殺害逃去候ものにて其後江戸表え出其儀者押隠麻布櫻田町佐兵衛



店已之助を請人に頼井上泰庵方に中間奉公いたし罷在買物に出候途中にて池田雅次郎組廻り之ものに被捕雅次郎方に  
て一通り糺の上小田切土佐守方え引渡に相成奉行所吟味之上前書之次第相願候ものに有之勿論吟味書の趣にては欠落  
後の悪事は無之候得共肥後守在所者欠落いたし江戸表にて受人を頼他の召仕に罷成居候ものにて右請人えも御咎附候  
間たとひ肥後守方にて見逃差押候共當時にては他の引合有之候ものに付同人方え引取自分仕置に者難成奉行所吟味の  
儀可申上筋に御座候間肥後守方え請取於在所仕置可申付筋には有之間敷引渡類例多相成候ては如何に付旁肥後守にて  
御引渡難成旨被仰渡可然哉に奉存候

二月

同年十一月

百姓町人共御構場所之儀は悪事之國并住居之國を構候も有之又は右二ヶ國之外生國をも構候も是れ迄之心得方區々に付  
以來之儀御組頭え相伺候處御定書之通生國は構候に不及住居之國并悪事國計り構之尤無宿は住所之國無之故悪事之國計  
り構之

但十里四方追放江戸拂之儀は御定書に悪事の村を構候儀は無之候得共重中輕之追放に准し右村は構候積り尤是迄出生  
村を構候も有之候得共是又右追放ものに准し構に不及事

司法警察第四

享和元年五月（孝格天皇十一代將軍家齊）

捕もの有之節岡引等遣問敷旨御達之事

都て捕もの有之節目明し岡引杯と唱無宿者又者追放等に成候ものを案内手先等に召仕候儀者致問敷旨前々被仰出候も有  
之何れも兼て心得可有之事に候處近頃無宿追放立歸りもの等を手先にいたし捕もの之節召仕候も有之趣相聞如何成事に  
候手附手代等在方捕もの差遣候節右體之もの手先等に召仕問敷旨尙亦一同え可被申聞置候

同年八月

主	正	殿
飛	守	殿
和	守	殿
	下	野
		守

遠島に相成候もの、悴其外身寄のもの右島え罷越又も於島方生等いたし候もの出島相願候節取扱方の儀多分先例は御殿  
中の間にて取扱御老中方御證文又は御勘定奉行證文にて出島いたし來是までの取扱ひ區々にて如何に候間勘辨いたし候  
處最初島方え被差遣候節は御老中方御證文にて右御文言の内父と同船同居勝手次第追て出島の儀是又勝手次第と有之上  
は以來右體のもの出島相願候節御老中方御證文には及申間敷儀に付御勘定奉行證文と相極め御殿中の間にて取扱ひ尤父  
遠島に相成候者の悴追放等に相成島方え罷越居候ものは公事方にて取扱候積り極置候方可然哉に存候依之及御相談候以  
上

七月

御書面出島もの取扱の儀相糺候處享保年中の書留は有之其後寛政の初までは書留は無御座候得共享保年中書面には附



添罷越候身寄のもの又は島方にて出生のものは御勘定奉行吟味役證文にて出島爲政候書面有之近來は右の類御勘定奉行證文にて出島致米寛政八辰年太田道壽儀先年遠島被仰付其後御赦にて出島被仰付候處島方にて出生の娘孫女引取度旨申立候趣坂部能登守差上候御斷書采女正殿御下付に付右の趣三河口太忠之證文差出同十年寺社奉行懸安樂寺隱居祐松之附添罷越候大禪儀出島の節は島役人共申立候趣太忠書付差出候に付右出島の儀伺の上出島申渡候筋に候哉の段松平左京亮之右近將監殿より懸合有之候處大禪儀先達て伺の上出島の儀勝手次第の旨可申渡段御差圖有之其段申渡候上は猶又出島相願候とも伺候心得には無之候間願の通出島の儀取計有之候様按抄有之候に付證文差出何れも御勘定奉行證文にて出島致來候處去々未年小田切土佐守懸りにて遠島被仰付候もの之附添罷越候者出島の節島方役人ども出島の儀申立候趣萩原彌五衛書付差出候に付右出島の儀は土佐守より伺の上出島申渡候筋に候哉の旨伺人々貴様より御懸合有之候處彌五衛差出候書付伺人々引渡候様按抄有之則書付被差遣候處右之趣土佐守方にて采女正殿申上候處出島御證文備中守殿御渡に付彌五衛之御證文可相渡旨土佐守より申越同人取扱にて其節は御證文にて出島いたし候へ共其外には附添人又は島方にて出生のもの出島の節は御勘定奉行證文にて相濟來候間以來御相談の趣に御極被置差支無御座候尤前文の通於中の間の取扱は是迄區々の筋相見不申候

同二年五月二十一日

御相談書

柳生主膳正  
中川飛彈守  
小笠原和泉守

石川左近將監  
菅沼下野守

過料取立方の儀に付去る未年六月一座より申上被御聞置候旨伊豆守殿被仰聞候御書面の内身上に應し過料取上の儀地主家持の分は一ケ年の地代并家賃上り高家内人別の割合を以て其分限四分一餘の積申付可然右は家持の義にて延享二丑年島長門守能勢肥後守之店借の身上に應し過料の儀御尋有之候節家内人別の幕方を積立身上宜きものは二十貫文中分は十貫文輕きものは三貫文過料申付可然趣申上候書留有之候間店借のものは右の趣を以て過料申付候積と有之候百姓の儀右書面に無之近例も相見不申決兼候依之百姓の身上に應し過料の儀は一ケ年作徳高家内人別の割合を以て其分限四分一餘の積り田畑無之百姓は家内人別の幕方を積立身上宜きものは二十貫文中分は十貫文輕きものは三貫文と極置可申哉及御相談候以上

五月

右の通享和二戌年五月廿一日相談の上書面の通相決

但欠座無之

同年八月

所司代伺

一 輕盜いたし候者拂又者追放もの御構場所之儀に付評議

當三月十四日御渡被成候土井大炊頭相候伏見奈良大津表にて輕盜いたし入墨放又者放に相成候もの夫々端遣附候仕來有之候得共元極も無之全京都にて入墨放に相成候者は洛中又は洛外迄も相拂候故押移懸附來候哉に付御定に寄拂候者相止候方に可有之哉に候得共今更相止候ては御仕置地に候様にも相聞取締も如何に付右三ヶ所とも無宿もの拂之儀者仕來之通致置假令御構場所之立歸候共立歸之御仕置者不申付惡事再犯之御仕置者申付宿拜之分者拂相止め候様可致差圖候哉乍去從來仕來候儀に付容易に相改候も如何可有之哉之趣相伺申候

此儀伏見表にては山城園中拂伏見拂等相止無宿もの門前拂に成其儘伏見に罷在候ては惡もの相集火附等いたし候様に



一 中根大隅守浪人芦野谷源右衛門并松平越前守浪人矢田五右衛門此兩人は今度徒黨の人数にあらざれとも別木と常々語知人たる故に御断り申上ると云々

一 城織部浪人梅澤五右衛門と云者田町に引込手習子供を取て手跡を指南して居けるか別木庄左衛門か店請人に立たる故に名主五人組に被召預

一 松平但馬守家來町田安齋とて三十人扶持取罷在渠は別木か父也同家人町田兵庫は別木か兄にて三百石を領す

一 松平遠江守家人町田甚兵衛二百石を領別木か兄也

一 阿部豊後守家人千手八左衛門二百石を領す石橋源右衛門か姉也

一 水野美作家人石橋右衛門三百石を領す是は今度徒黨の張本人たる由別木林等申之

一 阿部豊後守家人山本兵部是も徒黨人数の由別木等申之

一 松平新太郎家人岩田八右衛門は山本兵部妹也彼は熊澤次郎八か弟子也

一 北條出羽守家人永田九郎兵衛并養仙と云町醫者は土岐與左衛門弟也

右輩御穿鑿の程は悉く被召籠

一 十九日囚人別木庄左衛門林戸右衛門三宅平六藤岡又十郎石橋源右衛門等を籠に入て評定所へ被召出山本兵部は翼付にして來り別木と石橋と及對決別木か云今度徒黨の張本人は源右衛門也渠天下を亂し謀計を吐故に皆最と感して與力すと云云石橋か云別木か申處全虚言也某常に軍法を嗜事已に有年故に別木林三宅土岐藤岡等嘗て來て法を問故我等を以師とす其稽古と云ふは縱令は城の圖一つを圖して驗易の所を記し城内持口等の人数弓矢鐵砲兵粮の員數を書付置此城を何程の人数を以攻之何様に可責やと問ふ門弟其術を云しめて承る事にて候然るに此輩去日某宅に來問て云當時の如く謬論に治りたる世を亂へき術は如何様にすべきやと云云某答て曰唯今被問所は差越たる問也夫軍法の至極と云は亂たる世を治るを以て軍法の極拔とす當時の様は謬論の世を是彌不亂様に淳直清廉の沙汰をするを以軍法とす謬論

國々區々に利成候も如何に付以來御定に准し百姓町人重中輕追放共山城國中并住居之國惡事仕出候國々も相構候様定候間可然哉に候共是又仕來之儀に付如何可及差圖哉之趣相伺申候

此儀追放之もの御構場所武士出家百姓町人之差別無之候に付百姓町人者御定之通御構場所可申渡哉之儀曲淵和泉守所司代え申達候趣も尤之儀に者御座候得共遠國奉行所にて追放申付候もの御構場所之儀も從來之仕來にて百姓町人も無差別取計來候趣に候得者此儀に不限其所々にて之仕來にて江戸表御仕置とは聊つゝ仕方相違仕候儀者品々可有御座哉に奉存候然上者京都并所司代差圖之國々計相改候も如何に可有之遠國之仕來相改候者不容易儀に付仕來之通取計候様可申渡旨被仰達可然哉に奉存候

六月

御書面之通所司代え被仰達候旨被仰聞承知仕候  
 成八月七日  
 評定所一座

八月七日之次飛脚に送之土井大炊頭え申遣候趣

輕盜いたし候もの拂之儀に付奈良大津にて取調之趣并加納遠江守より之伺其地町奉行評議帳面共相添被申越候趣令承知候右拂之儀入墨敵等に相當候もの洛中洛外迄も相拂候儀寛保年中之段當地差圖も有之伏見奈良大津も同様も拂候儀元極も無之其地仕來押移り候儀も可有之哉に相見銘々存寄之趣一通相聞候得共其所を拂候とも他所にて致惡事候は、右他所にて難儀いたし候は同様之事にて可有之候且御仕置輕重を量致惡事候ものも有之間敷左候得者拂相止候迎御仕置他に候筋にも有之間敷哉に候間向後は京都之仕來拂相止候様可被申渡候尤是迄拂に相成候もの以後立入候は、是迄之通可被取計候

奈良奉行伺之内奈良料又者大和國中拂等は迄所司代へ不相同申付來候由に候處前段之通輕盜いたし敵等に相成候もの拂



者相止候得共何れにも敵以上之御仕置是迄之通其度も御自分へ相伺候様可被申渡候  
追放もの構圖之儀者是迄仕來之通居置候様向々へ可被控候以上

連

名

土井 大炊 頭 殿

文化元年三月十八日

御代官并御預所役人他支配他領盜賊引合に付吟味取計伺有之候節盜物出所も不相糺一人兩判或は一判無印の買物取方  
いたし候質屋并盜物と不存置主證人に相成候もの又者買取貰受預直候もの等輕き引合の分は其御代官御預所役人領主家來  
へ懸合呼出手附手代役人家來不及立會爲致吟味候事

但追て引合一件吟味詰相伺着着の節は手附手代役人家來立會の上爲申渡候事

右は享和二成九月廿七日左近將監宅内寄合におゐて評議の上極る

被盜主私領のものにても本文同様可取計積文化元子年七月五日於評定所左近將監兵庫頭評議の上極る

右の通評議の上相極候に付植村駿河守御預り所役人相伺候和州龍田村吉右衛門盜いたし候一件松平甲斐守領分のものも  
加り候間落着の節同人家來爲立會可申渡旨の下知候處前々他領のもの加り候ても立會に不及申渡候例有之候間先例の通  
立會に不及落着申渡候様いたし度旨申立候得共右例は前書取極以前にて一體他領のもの引合候吟味落着申渡候節其支配  
領主等にて一件落着の譯不辨も如何の儀左候連一件不殘の申渡書面を以て爲及通達候も如何に付先例に不拘甲斐守家來  
爲立會申渡候様御預所役人へ申達以來小身の向知行所に家來も不罷在分立會候ては難儀可致間立合に不及咎等申付候當  
人申渡計懸りの奉行より地頭へ通達いたし候積り

右の通文化元子年三月十八日左近將監宅於内寄合再應評議の上極る

同年同月

盜賊吟味に付引合札之事

他支配他領引合有之取計方伺候節は盜物出所不相糺一人兩判或者一判無印之買物取方いたし候質屋は并盜物と不存置主  
證人に相成候もの又は買取貰請預り直候もの等輕き引合之者其御代官御預所役人領主家來の懸合呼出手附手代役人家來  
不及立會爲致吟味候事追而引合一件吟味相伺落着の節は手附手代役人家來立會之上申渡候積に有之共小身の向知行所  
に家來も不罷在分立會候ては難儀可致間立合に不及御咎等申付候當人申渡計懸りの奉行より地頭へ通達いたし候積文化  
元子三月再評議有之候由

同年八月

一寺住職之僧火附盜賊改にて召捕候節之事

御書向之趣令承知候正眞儀當時之身分も一寺住職にて是迄住職之身分之もの惡事いたし候節各方面にて御吟味之先例無之  
候は、拙者共方之御引渡有之候方と存候

文化元子八月戸川大學より大久保安藝守へ問合挨拶

文政七八之頃火附盜賊改長井五右衛門方にて惡事いたし欠落いたし候一寺住職を召捕伺之上水野左近將監殿寺社奉行之  
節御同人方へ御受取御吟味有之候欠落いたし候共三日之内は欠落に者相立不申哉に覺罷在候

同二年六月二十九日

道中筋にて惡黨もの召捕方之事

道中宿々往來之ものに紛れ無宿體之もの集り候而も難改筋も可有之事に候左候得は右之内には盜賊火付等惡黨ものに可  
有之候得共宿中より召捕訴出候殊之外成是は惡黨とらへ御代官へ差出候ても吟味に付宿中度々呼出され若江戸迄も  
呼出され逗留難用鏡等相掛り候儀を難儀に存召捕儀は一不心掛盜人追捕候得は事濟候様に心掛候様に相聞候向後は其  
所之御代官には吟味不手聞取様取計宿中困窮に不相成様に可致旨御代官へ申付候事に候間怪敷もの及見及聞候は、早々



召捕其所之御代官へ可訴出候尤捕違等有之分は少も不苦候間得其意召捕可差出候如斯相觸候上は宿中物入等之紙ひ追拂事之體追て相聞候は、可爲曲事候右之通可相觸候  
右之通御書付出候間相觸候此旨可相心得もの也

伊 賀 馬 對

中山道美濃路共

宿々問

寄屋

同年九月二十日

御料私領とも盜賊并あばれ者差押候處無宿にては無之他領百姓の由相名乗候節其村方へ縣合人別ものに無相違由申候へば引渡候も有之又は不引渡捕候方より奉行所吟味の儀申立候も有之區々に候向後あばれ者等差押他領のものに候共捕候方にて不逃去様手當いたし置奉行所吟味の儀其筋々申立尤奉行所吟味申立候段身元の御代官領主地頭へ申達他領のものに候共捕候方より奉行所へ差出候積り諸向より問合有之候節及挨拶候積り  
租人殺疵付等は立會檢使の上目安掛り又は奉行所吟味願にも可相成筋にて全くの惡黨ものを捕押候とは謬違候間夫々の身元え引取候積り

右の通以來の規矩にいたし候積文化二丑年九月一日左近將監宅を兵庫頭罷越候節評議の上極る  
同年十一月晦日

道中筋にて多分之金銀遺捨候もの召捕之事

道中筋におゐて身分不相應に金銀遺捨又は一體之様子疑敷相見候ものは旅宿に留置各住所を承札送敷客等有之は、召捕

御代官領主役所を爲申立其段早々宿送りを以可申候右之段近年等閑之取計も相聞候間支所宿方并建場有之村方えも可申渡置候

十一月

右十一月晦日御勘定所道中方におゐて桑原伊勢守根岸肥前守被仰渡有之旨小出大叻申渡

同六年正月二十七日

- 一 逼塞押込等申付候後歸村申付爲相觸置候分日數相立差免候節呼出候も有之御代官領主地頭并觸頭等え申達候も有之區々に付以來左の通
- 一 武家の家來は國元在所等え差送爲相觸候分主人え申達勿論江戸表の分は呼出候積り
- 一 出家は觸頭え申達候様寺社奉行へ通達いたし候積り
- 一 社人并百姓は其支配御代官領主地頭え申達若陣屋も無之小身知行の分又は陣屋えは行程遠く江戸表えは行程近く候は、呼出候積り

右の通文化六巳年正月廿七日於水野若狹守宅内寄合評議極る

本文出家の儀は差免の儀觸頭え申渡候様寺社奉行え相達候節寺社奉行より觸頭え申渡候へば當人を觸頭え呼出申渡候儀に候は、奉行所へ呼出申渡候方可有之哉と松平右京亮え問合候處觸頭より其所の録所等え相達爲申渡候趣にて觸頭え呼出申渡候儀には無之由挨拶有之候間本文の通相極る

同七年十月十一日

若狹守掛

盜物質に置遣又は盜人を兩三日止宿爲致候御老中方領分の番非人御仕置伺有無の儀に付評議  
是は若狹守掛にて先達て伺の上三河口太忠於陣屋吟味爲致候無宿萬藏盜いたし候一件の内松平能登守殿領分濃州中飯羽



間村番非人文藏萬藏を兩三日爲致止宿又は盜物の由合承買入の世話いたし遺禮物貰受候處右は先例も有之家財取上所拂に相當候得共盜賊萬藏は逃去一件の内外に預き御仕置に相成候ものも無之文藏一人の罪狀を以て一件御仕置相伺候も如何に有之其上天明元丑年阿部備中守掛上野山内にて召捕候無宿思藏盜いたし候一件に付一座評議濟の趣、有之殊に非人の儀にも候間旁不及同一件の内重き御仕置附候ものも無之候間太忠吟味詰申聞候趣を以て御仕置の儀夫々及差圖候段御届書計進達いたし御仕置の儀夫々及差圖候積り

文政元年十二月(仁孝天皇十一代將軍家齊)

評議書留帳 二十一番

文化三寅年九月石原庄三郎伺甲州鹽田村百姓傳右衛門盜いたし候一件に付大阪町奉行掛合答書  
文政元寅年十二月荒尾但馬守彦政和泉守より右挨拶再下け札

御 答 書

佐久間備後守

一 當地にて召捕候もの江戸并支配國々ものに無之餘國御料私領之ものにて惡事も餘國にていたし當地并支配國には拘り合無之趣白狀いたし候ものは右人別差出候御代官領主地頭え引渡候事に候哉  
此儀餘國にての惡事に候は、人別差出候御代官領主地頭え引渡候儀にて取逃に限り私領の分は召捕候故を以當地にて吟味仕來申候奉行所有之向御代官所は夫々え引渡候心得に御座候  
但本文之儀は富表にて召捕候もの、儀に御座候中國筋之儀は小田切土佐守殿御勤役中寛政二亥年成瀬因幡守勤役中同十年年々手當申付置候盜賊共備中國え立入土地のものも馴合居候由相聞候に付前々より仕來之通組之もの差遣右盜賊并土地のもの、連歸吟味詰御仕置申付候尤其後伊豆守殿御書取并御老中方より追々御下知之趣も有之候に付富表吟

味之引合に不拘折々組之もの共彼地え差遣中國四國徘徊之無宿盜賊は勿論中國筋土地之もの其所切之惡事に而も組之もの召捕歸り候分は富表にて吟味詰御仕置申付候當時之仕來に相成申候此段乍序得貴意置候

書而本文に餘國に而之惡事に候は、又別差出候御代官領主地頭え引渡候と計有之候に付右之趣にては人別差出候一支配並一領内の惡事に不限他領之惡事有之ものも支配領主地頭え御引渡有之候仕來之様に相聞候得共三ヶ條目に其表并外引合無之分は夫々え引渡し候仕來に有之候趣にては此ヶ條之儀は一支配又は一領内にて惡事いたし候ものに限り候哉  
但奉行直支配所之ものと別段之儀に可有之哉

此儀一支配一領内にて惡事有之候ものに限り人別支配之御代官領主地頭え引渡候儀に有之奉行直支配所のものも一支配限之惡事而已に而富表并支配國々内に而之惡事無之分は同様に相心得罷在候

一 關東外の國々私領之分は寺社御奉行え引渡候心得に候哉  
此儀被仰問候通之心得に御座候

書而關外國々私領之分も一領内之無事に候は、矢張領主地頭へ御引渡に可相成哉關外私領之儀寺社奉行請持之場合に於て御引渡に相成候事に候は、關東私領之ものは拙者共え御引渡に可相成筋にて關内外之差別は有之間敷候得とも例相見不申候事

此儀關外餘國私領之分も一領内之惡事に候は、御書面之通其領主地頭へ引渡候心得に御座候尤他領引合有之惡事に於て寺社奉行衆へ引渡候先例は十三年已前寅年二月飛彈國のもの紀州にて娘を被奪取



候由當御役所へ訴出右に付紀伊殿當表屋敷詰役人迄相達紀州のもの呼出し相糺候處右奪取候ものは何國のもの共不相知候得共其節之先役共より寺社奉行衆へ及掛合候處其御地へ差出候様任返書引渡候先例等も有之候間一領内之惡事に無之分は關内に候は、各様關外は寺社奉行衆へ引渡方之儀及御掛合候心得に御座候

一 前書之通引渡候は町御奉行並遠國奉行有之場所之ものに限候心得にて餘國御料私領之もの餘國にての惡事に候とも召捕候故を以當御役所へ引請引合のもの遠國に候とも呼出し一件吟味詰候仕來に候哉

此儀町奉行並遠國奉行有之場所は勿論御料私領に而も當地並外引合無之分は夫々へ引渡候仕來にて餘國之惡事に餘國之引合有之分は取計方其節相伺候心得に御座候當表吟味物之引合に而も遠國ものに候とも呼出吟味仕來申候

御書面餘國之惡事に餘國引合有之分御取計方之儀其節御伺可有之趣に候處其後御伺濟之例有之候哉  
承知いたし度候事

此儀本文答之後餘國之惡事に餘國之引合有之類之異變伺濟等之儀未無之候

一 召捕候もの從來之無宿にては譬は江戸其外之惡事白狀いたし當地並支配國に拘り合無之節之取計方は如何に候哉  
此儀盜賊に限召捕候故を以當地にて吟味仕來勿論江戸其外遠國奉行有之場所は其節掛合および仕儀次第にて吟味詰申候外の惡事に候は、御料私領共其節之仕儀に寄取計候心得に御座候  
右之通御座候以上

九月

佐久間備後守

同三年九月

文政三辰年九月書面之趣町奉行にも同意にて以來入牢相止候旨に付書面は不用に相成候得共以來之ため留置候事  
御救のもの入牢に不及事

町奉行衆 石川主水正  
松浦伊勢守

御法事等之節御救に相成候宿預申付置候分は御救申渡之前月入牢申付諸事牢屋敷一手にて取計度申石出帶刀申立候に付御相談之趣致承知御別紙書拔類をも一覽いたし候處去る酉年永田備州勤役之節帶刀へ達之趣は死罪流罪等のものを御救に被行候御趣意に候得は御救に相成候もの都而入牢不申付は不相當之由に有之候得共御救之儀は御仕置をも御免被成候程之儀を宿預申付置候もの又は無宿にても引受人有之出牢之上右引合人え預置候ものども御救に相成候故を以前日に候とも入牢等申付候而は御救之御趣意に相當いたす間敷哉明和八卯年右近將監殿一座え御渡被成候御書付之趣にも入牢溜預けのもの吟味相分り候者出牢申付可成丈宿預けに而吟味相分り候様可取計趣も有之候間旁入牢歸牢等不申付御救御申渡之前日其掛りえ御引渡申候節食事用意等も御申聞被置候事に相所有之候は、牢屋敷にて一手に取計不申候とも差支之儀は有之間敷と存候此段及御挨拶候以上

同年十月

御勘定奉行衆 榑原主計頭  
荒尾但馬守

江戸町方住居並立廻り候もの召捕之儀各様方より御達有之候節組同心え申渡爲召捕候上御引渡之儀寛政之頃は同心共差添引渡候趣書留相見申候其後享和文化之頃御先役方え先役共より御掛合之上相改候事に候哉書留は不相見候得とも文化之頃より御役方よりの文通も有之拙者共御役所え受取之家來呼出引渡候趣有之候右に付往返文通見出候分寫いたし掛御



目申候右之通文化之頃よりは悉く受取之家來差出有之候上は近例に任せ捕もの御引渡之節は以來請取之御家來御差出候様いたし度候依之別紙寫二冊相添及御懸合候

八月

御書面御掛合之趣承知いたし候別紙御寫二冊を一覽勘辨いたし候處捕もの儀及御達御組同心に爲召捕候上御引渡之節近例は受取之家來差進候振合に候得共右は文化以來之儀殊に相改候請も不相分其上爲御捕もの人數多之節も可有之候處拙者共家來にては取締も無覺束同心御差添御引渡之方古例にも有之候間以來右之通御取極被下候様爲御見被成候帳面二冊致返却此段御相談旁及御挨拶候以上八月 以上は同年八月にも同文の掛合あり是より以下は大に異なり又義きには種々の人名あり

石川 主水 正  
松浦 伊勢 守

御下け札を以御相談旁御挨拶被仰聞差進候帳面二冊御返却落手いたし且御達有之候捕もの引渡之儀近例受取人差出有之候は、文化以來之儀にて改候請も不相分捕もの多人數之節は各様御家來に而は取締も無覺束故を以古例にも有之候間以來拙者共組同心差添御引渡可申旨御取極被置度段承知いたし候然る處同心共差添御引渡申候古例取極之所に拙者共御役所に書留も燒失いたし候哉相見不申候近來は寺社奉行衆より被申越候捕ものも受取之家來呼出引渡來り候儀に有之候間御一座之儀を各様方えは別段同心共差越御引渡と申儀は區々に相成殊に近例にも有之候間矢張受取之家來御差出之様いたし度候様御家來に而は取締等も無覺束旨被仰聞候趣も無余儀次第に付此上は重罪之もの歟又は格別人數多之節は其時々御懸合に寄同心共差添御引渡可申候得共先は前文之通御心得御先役方御同

様受取之御家來御差出有之候様致度候依之猶此段及御挨拶候

九月

〔町奉行衆〕

榑原 主計 頭  
荒尾 但馬 守  
石川 主水 正  
松浦 伊勢 守

江戸町方住居並立廻りもの御組同心に被爲召捕候上御引渡候節之儀猶又御挨拶之趣承知いたし候以來今般御下け札之趣に相心得可申候此段尙及御挨拶候

同年同月

八月十二日

備中守殿え御直上る

十月七日

御同人御直承仕候様主水正え御渡即刻承付いたし御同人え大澤彌三郎を以主水正返上

江戸拂以上追放等之もの人足寄場え差遣候儀奉伺候書付

書面伺之通可仕旨被仰渡奉承知候

十月七日

石川 主水 正  
松浦 伊勢 守

關東在々取締之ため廻村爲仕候御代官御手附手代とも召捕候惡黨もの之内別て手放難置類者無宿有之ものにて御仕置濟候上佐州え水替人足に差遣候儀文化二丑年閏八月牧野備前守殿御勤役中伺之上當分伺之通可取計旨被仰渡押借ねたり又者あばれ歩行候若輩之ものは右之通取計候得共及年輩若者之頭分抔申類又者公事出入之腰押等いたし村方を爲騒其身



者陰に相成居愚昧之もの共え申勸無謂儀を相企終には村方衰微之基に相成もの共も不少右者水替勤等いたし候年齢に無之佐州え難遣候間常州上郷寄場有之節は右寄場え遣候ものも有之候處當時者上郷寄場相止佐州而已に付差支候儀有之且者佐州え遣候程之者にも無之候得共三五年内者元居村徘徊爲致候て者良民之迷惑に可相成もの等も有之候間勘辨仕候處江戸拂以上御仕置追放に相成候ものにも人足寄場え差遣寄場外之稼不爲致寄場内之手業爲致置候得者牢内又者溜預け申付置候も同様にて御構場所徘徊いたし候筋には無御座候に付其品に寄人足寄場え差遣尤一通り寄場え遣候もの共は引受人有之次第引渡遣候仕來に候得とも御構有之もの者其段寄場奉行え相達凡五ヶ年も相立候上にて御構場所外之ものより引受相願候は、引渡遣候様仕度此段評定所一座えも相談之上奉伺候以上

八月

〔御目付中

評定所一座

人足寄場え差遣候もの之儀是迄江戸拂以上追放等に成候ものは不差遣候處以來者右體御構有之もの品に寄年限を定寄場え差遣尤右之分者江戸拂追放等も名目肩書にいたし差遣候間寄場外之稼者不相成寄場内之手業爲致候積り一座相談之上公事方御勘定奉行より阿部備中守殿え伺濟候間申達候右者年限相立候後御構場所外之身寄之ものより引受相願候は、其時に差懸り拙者共へ問合之上引渡遣候様可相心得旨兼て寄場奉行へ御達被置候様存候以上

十月

同四年九月七日

九月七日佐渡奉行より差越伊勢守請取

御定所御一座衆

水野藤右衛門  
田澤政次郎

佐州銀山爲水替人足御引渡有之もの之内には元住居邊に當分不立戻様御取計も有之儀に付凡十ヶ年未済にて他國出申出候節は前以元御懸之各様へ一應御懸合之上取計候様被成度尤受に他國出難成程之もの者以來最初より其段御達可有之旨當六月御懸合御座候處水替共平人他國出之儀に付伺書當五月土井大炊頭殿へ進達仕置候間御差圖次第猶又及御挨拶候積右伺書寫爲御承知差進置候處當六月廿九日伺之通可仕旨大炊頭殿御差圖有之候間去る寅年以來平人申付候もの一同他國出差免前科有之者は御構之地へ立入申間敷旨申渡一同他國出爲致申候一體水替に御引渡有之ものは何れも無宿惡黨共に候得とも敷内困苦之働に懲候故にも候哉心底相改其上水替共佐州着當日申渡候掟にも水替業出精いたし候得は他國出可爲致旨前々より申渡候に付其儀を一途に差含駈荷惡事等をも相愼業出精いたし候に付右等之ものは伺之上佐州平人に申付願出次第他國出爲致候儀に有之併一旦困苦に依て改心之體に相成候ても元來素性不宜ものに候得は他國におゐて又候心得違再無宿に相成候類等有之既寛政八辰年坂部能州町奉行勤役之節再無宿に成候ては折角歸國爲致候詮無之趣を以取計方懸合有之候得共佐州に差置候ては渡世之營方無之其上惡風之もの住居爲致候ては國民安心不致他國の無宿のために自國の良民を爲惱候儀敷敷候間他國出之上無宿に成候は、又候召捕水替に被遣候とも於佐州差支無之旨及挨拶其段太田備中守殿へ申上候處右書面御勘定奉行衆へ御下に相成再無宿に不相成様取計方も可有之哉手當向等御談判之上御伺有之様被仰渡候由にて御懸合有之候間夫々及御挨拶候處先づ仕來之通取計候様御懸合に付其趣を以取計罷在候處四年以前寅年平人相伺候節兩三年も各様口上にて他國出申付候様被仰渡候間其後他國出不爲致候處追々人數多市中に住居爲致候ては風俗にも拘り候儀故當五月他國出之義相伺候處伺之通被仰渡候儀に有之然る處十ヶ年未滿にて他國出申付候節前以て元御懸り之各様へ及御懸合候儀も差支無之候間以來右之通取計可申候得共更に他國出難相成ものは迄水替御引渡有之儀には存不申候處文化九申年御引渡有之候武州埼玉郡外田ヶ谷村百姓唯七事甚兵衛は他國出難相成もの、由當六月松浦伊勢守殿御懸合有之追々右之類人數相増何程出精相働候ても他國出不相成候ては佐州到着之節申渡候掟に齟齬いたし當人共覺悟にも無之儀に付懸りのもの取計を以望を失ひ候様存込働方不精にいたし或は小屋内申合如何様之惡事仕出し可申



哉も難計右に付他國出難相成ものは以來水替に御引渡無之様仕度候右は水替共平人他國出候差圖相濟候に付先達て御懸合御挨拶兼此段御懸合仕候

八月

御書而佐州爲水替人足差遣候もの共十ヶ年未滿にて他國出御申付有之候節之儀は御懸合および候通以來差懸拙者共へ御申聞可有之候得共他國出難相成ものは向後水替に差遣不申様御懸合之趣令承知候十ヶ年相立候上にては他國出難成程のものは格別之譯有之ものに限り候儀にて先づは無之事に候得とも猶御申聞候趣相合取計可申候

九月

佐渡奉行衆

評定所一座

松浦伊勢守

神田數馬知行

武州崎玉郡外田ヶ谷村

百姓唯七事

甚兵衛

右之もの儀不届有之松平兵庫頭御勘定奉行之節吟味伺之上文化八未年十月廿九日江戸十里四方追放申付候上佐州水替爲人足差遣候ものに有之候右は年數相立候とも他國出難相成筋之ものに候得共其儀最初及御達候哉書留不相見當時存亡も難計候得共今以佐州に罷在候は、此上とも他國出御申渡無之様いたし度此段及御懸合候以上

六月

御書而甚兵衛儀當時彌兵衛と改名いたし罷在尤も文化九申年根岸肥州より引渡有之候處其節他國出難成もの、由達等無之候得共此度懸合に付他國出不爲致様取計可申候依之及御挨拶候

八月

水野藤左衛門

田澤政次郎

同九年三月

水戸殿領分もの召捕又者呼出方等之事

自分共より相達候召捕もの之節水戸殿領分内に右引合又者手懸等の者有之於場所手附手代共呼出相尋候節前以其品難顯儀に付呼出候跡にて右手附手代共水戸殿領分諸家來郡方役人え及通達其外之御用向にて呼出候儀も有之候は、其品を顯通達いたし候上呼出候筈に候條其旨可相心得段手附手代共え申渡可被置候  
右之通不洩様兼而可被申渡候以上

三月

小長門守  
曲甲斐守

- |           |          |
|-----------|----------|
| 竹垣三右衛門殿   | 大岡源右衛門殿  |
| 小田野三郎右衛門殿 | 江川太郎左衛門殿 |
| 木村周藏殿     | 山田常右衛門殿  |
| 川崎平右衛門殿   | 鈴木傳市郎殿   |
| 吉岡次郎右衛門殿  | 伊奈半左衛門殿  |

天保二年十二月二十三日

關外村々え火附盜賊改組もの相越捕方致す節心得方之事

天保二卯年奥州支配御代官より加役方組廻り之もの捕物に相越候節心得方伺候處同十二月二十三日於評定所土屋鐵四郎談之越左之通請書差出候に付廻狀到來

御談書



私御代官所内奥州村々え永田與左衛門様同心召捕之もの罷越又は右村々のもの同心旅宿え呼出候儀並與左衛門様より御代官所のもの呼出等の儀に付夫々心得方御代官より奉伺置候處以來右同心關外口相越候儀前以相分り居候分又は御代官所のもの與左衛門様より御呼出之方は御同人様より御奉行所え御通達有之候等候間御代官えは御奉行所より御達可有之尤右出先より關外え追込召捕候節は同心より手附手代之内え及通達同心旅宿より御代官所のもの呼出候節は別段通達無之筈に付關外支配有之候御代官之分えは其旨可申通段銘々御代官え可申聞旨被仰渡承知奉畏候依而御受書如件

- 池田 仙九郎 手附
- 相澤 増吉
- 島田 帶刀 手附
- 中村 與次 兵衛
- 寺西藏 太手代
- 土屋 健藏

同五年正月二十七日

豊後守宅内寄合にて極る

長脇差を帯惡事いたし候もの科書拾札建場之儀に付評議

長脇差を帯惡事いたし候もの御仕置科書拾札寫建場所之儀文政九戌年中曾我豊後守宅臨時寄合之節有宿は居村無宿者被差押候村方又者惡事いたし候村方え其始末次第爲建候積評決有之其通仕來候處去己年評定所一座え評議に御下被成候豊後守相候樋口村無宿八十吉悻豊吉者有宿に候得共被差押候村方え科書拾札爲建候積申上其通相濟候右者居村にて惡事いたし候儀無之他所にて惡事いたし被召捕候節捕方役人え手向いたし其科に寄死罪に相成候ものに付其場所え爲建候積申上候儀にて右戌年長脇差之儀に付御勘定奉行え御渡被成候御書付之内無宿者勿論百姓町人等長脇差を帯又者所持

いたし歩行惡事いたし候もの者死罪申付其場所々え科書拾札爲建候様可致と有之に見合候ても右豊吉之類者召捕候村方え爲建候方相當に有之候得共居村並他所にて惡事いたし候もの者居村え爲建候者勿論之儀其外居村にて惡事無之他村二ヶ所にも三ヶ所にも惡事有之ものは科之輕重等に寄其場所差支候も巨細之論にて可然とも難申候間右類者先づ居村え爲建候積併是又其惡事之次第にも寄候事故品に寄候て惡事之村方え爲建候儀も可有之哉に付兼て取極置候て者事實を失ひ候様之儀も出來可致間有宿之分者其節之次第に寄取極無宿之分者右戌年評議濟之通極置候と存候事

同七年(月日不)

關東在々取締之儀に付村々組合相立右組合村方にて惡黨もの差押候節差出方之儀手重にては自然と見逃候次第も可有之哉に付以來惡黨者召捕候は、領主地頭に申立候に不及召捕候村方之役人惡人之始末一と通書取公事方月番奉行所え申立奉行所より直に宿村繼之觸書相渡尤囚人差出之節は役人附添に不及宿村繼にて差出候様可取計旨此度被仰渡候趣取締出役之者共より組合村々え申渡候條右之趣厚心得村々可申合事

同年(月日不)

在々え役人之由申偽徘徊いたしねたりか間敷儀申もの有之候は、押留置早速御注進可申上候若隱置候は、名主年寄曲事に可被仰付候事

何者によらず人をあやめ立退候もの有之節所之者並隣郷之者共出合留置早速御注進可申上候若切拂ひ逃候は、先々之郷中よりも出合何方までも付したひ落着所え渡可申候理不盡に打殺申間敷候事

同十一年八月(十二代將軍家慶)

今泉村無宿源之助盜いたし候一件之内野州東谷村感應寺隱居亮純押込之儀に付御尋有之寺社奉行え掛合往復一寺住職之隱居並所化傳類押込之儀に付寺社奉行え



松平伊賀守殿

深谷遠江守

御朱印地に無之又者御朱印にても寺格等も無之寺院え住職之後隠居いたし其寺に罷在候もの不埒有之候節者押込可申付哉或者逼塞申付候方に可有之哉治定いたし兼候間此段御問合候以上

八月

御書面之趣令承知寺院共隠居之分者身分に不依被御申越候通押込にて可然別紙先役共御答書寫爲御見合差進申候右にて猶御勘辨有之候様存候

八月

松平伊賀守

御下札之趣致承知候御別紙御答書寫之趣にては隠居之身分にても右御答書之所化僧え引附押込之方相當可然哉に候得共先例等見合勘辨いたし度候處差當相見不申候間隠居にて押込に相成候例有之候は、御貫申度猶此段御懸合仕候以上

八月

深谷遠江守

御書面寺院隠居にて押込相成候例別紙一通差進申候此段及御答候

松平伊賀守

是より以下年號月日不分明

教令類纂拔錄

御料所に引合無之私領のもの公事出入盜賊一件其外召捕候類江戸表え可差出分遠國にて一同難儀の趣を以御代官陣屋え引請吟味被仰付候節諸入用立方左の通

一 坐扶持嚙味嚼薪賄諸入用牢內衣類藥代等其村々入用に相立候事

但無宿は前ヶ條の通御入用に相立且私領村々穢多非人も其所頭え申付賄爲差出候積

一 牢番人燈油等足輕其外共前ヶ條の趣を以御入用吟味の上相立候事

黃紙之次奥書之前え認候諸振合

一 右之外吟味拘り合之もの共は一同不埒之筋も不相聞候間無構

一 右之外吟味に付被呼出候もの共は不埒之筋も無之間一同無構

一 盜賊所持之品之内被盜主相知候分は夫々え相渡被盜主不相知分は取上御拂之積り御勘定所え相伺可被申候

一 吟味中取上被置候品之内何々は誰え相渡何々は取上何々は御拂込積り御勘定所え相伺難用立品は取捨可被申候

評定所張紙帳抄拔錄

私領之もの召捕候節通達之儀に付御書付

九月十四日

右近將監殿

三奉行え御渡

私領之もの吟味有之御代官手代差遣召捕候節是迄領主地頭え通達無之由に候得共左候ては地頭にて疑敷筋も可有之哉似せ役等杯紛敷儀も出來可致哉に候間以來者領主地頭えも通達有之様可致候尤も隱密にて差遣候節以前通達有之候て者捕方之差支にも可相成候者手代差遣以後成共相達置候様可被致候

九月

所拂之もの同町に罷在候譯之事

安藤彈正少弼

牧野大隅守殿



都て町方之内隠賣女等有之御取上げ地に相成候場所に罷在候もの所拂に相成上げ地外に者候得共町名同様之所にて一町之内右所拂之もの居候ても其所之名主支配違候得共不苦候哉右體之もの御咎等之有無委敷承り度候事

九月

御書面所拂之もの町名同様にて一町之内に居候上者名主支配違等に候ても名主には不構咎申付候方に相心得罷在尤も町名同様にて何町一丁目にて所拂申付同町二丁目に引移候は、不苦儀と存候併一町目之内にても向側町名替り候は、同所之儀に付住居者不相成儀と心得罷在候

八月十三日

牧野大隅守

公裁秘記抜録

村高に應じ過料之事

是者村高百石に付二貫文程之當りを以申付候事に候

過料金申付方之事

過料金は多分隠賣女一件之御咎有之候右取立方は譬は旅籠屋一ヶ年之作徳高並地代店賃等之上り高一ヶ年之暮し方諸入用高をも取調都而身上之助成筋奉公人之給扶持迄身上積致爲書出無相違候は、右惣高之三分七厘五毛に當る程の割合を以取立候事尤右之割合にて過料金高銀にて十三匁又は十六七匁位之過不足は金一分之積を以差置其餘は右に准し取計候事此儀伺済には身上之四分一餘と有之四分の一は二分五厘に相成其二分五厘を二つにいたし候得ば一分二厘五毛に成依之四分一と一分二厘五毛を合て五分七厘五毛之取立高に相成候

自訴致し候もの之事

是も其始末に寄一等軽く御咎を宥候事有之候一等軽くと申はたとへば過料錢十貫文可申付ものは急度叱り五貫文以下は

一等輕きに不拘御咎なし身上に應じ過料可申付ものは自訴にて同三貫文に相成候由秋月勇之進中野又兵衛より傳達有之候

遠島ものえ錢被下方事

遠島申渡出帆爲致候に付奉行所え差出候節無宿ものは身寄も無之金錢等貢可遣ものも無之時は御下知有之候奉行所え申立貢錢渡遣度候其譯は奉行所にて遠島申渡出帆之可貢遣身寄之者無之候得ば金二分丈之錢過料錢之内を以被下候先格に候

支配所之もの他所にて惡事いたし候節心得之事

支配所之もの他所にて他支配他領之ものえ疵付又は殺候旨訴出候敷他所より届來候は、手負は早速療治之儀心附其所に御代官不居合相手方は重き御役人等之領分之ものに候は、寺代共え兼而申付置御代官之名前にて立會之義先方え懸合不及伺早速見分之もの差出双方村人を爲立會若小給所等にて立會候役人無之敷其外手延に難相成類は懸合之上先方親類村役人計にても爲立會遠見分醫師より之口書取之吟味候には不及死骸は假埋申付殺候もの疵付候もの或は手傳候もの若先方にて差押置可訴出旨申候共支配所之ものは請取之不取逃様手當いたし場所引拂可申候右は先方より支配所之ものを相手取可願出筋に付其趣に心得取計先方役人え懸合右始未御届可申候

川惡水堤等之出入と右に付狼藉打擲等之儀一紙に訴候取計方

是者右出入に付打擲等致し又者疵人も有之段訴出候は、一紙には難爲願狼藉打擲之方を先え願候哉又は用水等之出入重之願に候哉存念相糺差急候方を引分け先は爲願吟味可致左候得ば殘一口も内濟可致事に候

(盜賊吟) 寬政元酉八月松平越中守殿御書付に盜惡事いたし候もの御料所にて召捕候節御代官在陣無之候共出張陣屋等有之所にて手代差遣置候分者手代共致吟味口書取之相伺可申尤外出入並盜賊筋にても格別入組候一件は御當地え呼出之上

ならては吟味難決筋も可有之通例盜賊無宿吟味者早速に相決候様取計候筈御代官在陣無之場所にては盜賊一件に阻其所



に召捕置早々吟味詰可相伺と有之候

舊惡之事

博奕盜賊其外之惡事いたし候もの始末に寄吟味に成候前月迄之月數十二ヶ月以上に相成候得ば舊惡に相成御宥免有之事に候得共巨細に認候ては如何憚故略

支配所之者他所之ものに被殺候歟疵請候節心得方之事

支配所之者支配他領之もの被殺候歟又者疵請候は、前書他町之ものを殺又者疵付候節等之取計方に准じ手當之儀先方懸合置死骸は請取被殺候者之親類身寄より殺候ものを相手取目安懸之積添翰を以其筋之奉行所へ相願可申候但支配所之もの本文之通り惡事いたし欠落いたし候は、早速尋申付口論打擲等之儀は立會檢使之上片輪にも不相成農業渡世之差障にも無之相見候ものは手當に不及親類村役人へ預置若於場所扱人有之双方より吟味下願候共平癒之上ならては難決問其節は日數二十日程を限吟味日延願爲差出品に寄再日延聞届疵平癒片輪は勿論農業之障に不相成分は吟味下け伺之上聞届可申候

公事方類集抜錄

永尋もの立歸病死

書面惠海義病死に付村方え立戻間もなく相果候處假埋いたし置訴致延引段不埒に付長徳寺並村役人共一同急度叱り置尤惠海死骸見分吟味之上病死無相違怪敷筋も無之上は假埋之儘取置申付證文取之可被差出候以上

二月

公裁秘記抜錄

他支配之者召捕差出候節之御入用立方元濟

御書面之趣御尤に存候向後御料所之者にても支配違之者差出候節は私領之者差出候も同様之筋に付附添の手代足輕小も

の共私領之者召捕差出候節之通道中諸入用相立可然存候間右之趣立方定書之内え朱にて書加へ置候様伺方組頭え可申談候

閏六月

主 膳 正  
和 泉 守

御相談書

大原四郎右衛門御代官所越後國東田屋新田七右衛門義前澤藤十郎當分御預所同國下除村市太夫其外之者共怪敷荷物持運候を見請右市太夫を差押四郎右衛門役所へ訴出同人方にて糺之上私領引合有之候旨申聞候間拙者方え爲差出候に付吟味之上先達而落着いたし候然る處市太夫を差出候節道中附添手代足輕小も諸入用立方之儀四郎右衛門より伺書差出候處立方御定書之内に私領之もの並無宿とも御代官え申渡江戸表え差出候節御入用立方ケ條之内御料所のもの差出候節は諸入用相立不申候定例に候と有之御料所内支配違の者を差出候節之が簡條は無之候得共御料所之ものを差出候節の儀に可有之既私領之ものを差出候節は夫々御入用に相立候儀に付御料所之者に候共他支配之ものを差出候上は私領之ものを差出候も趣意同意にて四郎右衛門方之諸入用に爲致候も如何に相聞左り迎四郎右衛門方にて取扱候御用向之諸入用を藤十郎方より請取可申旨之差圖も難致何れにも御入用に相立候方相當の筋に可有之の見込御相談にも不及定例之通附札を以て及差圖候に付四郎右衛門より立方之義御勘定所へ相伺候由之處去る成年中御相談之上取極候立方定所に見合御入用には難相立趣取調有之候由右體定例とは品替候儀に付最初及御相談可申處一體の趣意御入用に相立可然筋と見込候ゆへ差圖および候得共同方改方にて去る成年之取極之趣と相違のよしにて懸り留役迄下懸合有之候處何れにも是迄例も無之事に付一と通り御相談可及差圖候處無其儀之段は拙者方取調不行届候間此上之取計方猶又及御相談候御存寄被仰聞候様致度存候以上

六月

若 狹 守



主	膳	正	殿
和	泉	守	殿
兵	庫	守	殿
八	右	衛	門
瀨	兵	衛	門
藤	右	衛	門
平	九	郎	殿
彌	五	兵	衛
		殿	

御書類私領之者差出候節之通り御入用相立候  
 方可然左候は、定所え朱書又は追加いたし候  
 分と存候

右下け札之足書と有之候は前書初ヶ條より七ヶ條迄之事に候

公事方類集抜錄

遠國奉行直支配之者盜賊引合に付取計方伺

書面盜賊吟味御料私領之引合は夫々掛合之上致吟味不苦候得共奉行所支配之者加り候而は御預所之吟味は難成筋に候間  
 一件奈良奉行え引渡可被申候我等方よりも掛合置可申候以上

五月

以剪紙致啓上候然は植村駿河守御預所和州彌上郡白石村百姓新六疑敷筋有之段相聞召捕吟味之上盜致候段及白狀候處  
 右盜物之内奈良袋町米屋平三郎も質請候由御支配之町人相加り難相糺旨御預所役人申聞候に付貴様御役所え引渡候様  
 申達候依之及御掛合候以上

五月六日

奈良奉行殿

御勘定奉行

羽州下新田孫兵衛方にて口論立會吟味伺

書面他領之者參村方役人杯え踏込及狼藉候は差押置其段御預所並領主役人え掛合置相糺不立去候は、猶又懸合村役人呼  
 出引渡預置目安を以村方之者可被差出候以上

五月

教令類纂抜錄

殿吟味之仕方書付

囚人え再應利解申聞相陳候得は痛可申旨威し候上うしろ手に縛り其上に而も白狀不致候は、箒尻にて兩之肩を敲候事

但うしろ手に縛り左右之手首を肩骨之下迄メ上げ候得は兩之肩を肉集り其上を敲候間痛つよく候得共骨え當り不由故  
 體之つかれに成不申且箒尻と申はすぐり藁を觀世よりに而卷長さ一尺九寸太さ五寸廻にいたし候事

其上に而も相陳候得は薪五六本ならべしぱり候儘に而兩之ひさをまくらせ薪之上に居らせ縛繩之餘りにてうしろの柱に  
 くより付ひさの上え石を二三枚置段々石を増候事

但うしろへ縛り付候は石に而む手を打不申ため立せ候仕方に候

右之通一應薪え載又は引おろし利害申聞再應も縛り白狀爲致候事に候尤氣絶不致様いため可申勿論醫師をも呼寄置事に  
 候

令條 抜錄

町人下人を手討之事尤主人には構無之時宜により親類又は朋友之下人に下知し討せ候而も不苦是は兼而之思慮無之當座  
 之存寄に而右之仕義に及候時之義也勿論早速奉行所え訴之帳に付へし但常々可行死刑と企武士之格に仕候は、町人之作  
 法に而無之條兼而左様之存寄於有之は御公儀え訴可受指圖事

公事方心得書抜錄



盜賊吟味仕方之事

盜賊を捕候は、吟味場へ御呼出盜致候始末逸候有體可申旨御尋勿論盜に逢候もの心當り有之候は、察當候申候尋盜人と見込のものは痛候而も不苦候段々盜に入候事申出候は、家藏え送入候次第を委敷御尋他領之者誰様一領分何國何郡何村百姓誰方表入口に錠おろし有之候をこち明這入何々を盜取候と一通り爲申可然候

他領之盜有之候而は奉行所におゐて吟味之儀被仰上候間委細之尋は不及一通り申候は、其趣を以向々領主家來之御懸合無相違候哉御聞糺置可然候

御領分内に候は、御領分何國何郡何村名前不存百姓家しんさし有之候故戸風より手を入しんさをばづし明這入何れに有之何を盜取ケ様に致候と委細に爲申可然事尤村方御尋候は、被盜主相願連可被有盜人之申口無相違哉否得と被吟味可被成候

錠をこち明

壁を破

扉を乗越し

しんさを外し

如斯有り之所を明這入候盜人は死罪に相成候間御心得委敷御糺有之可然候

戸明有之所都而メリ無之メリ薄所え這入候盜賊は入墨百姓に相成候と御心得御吟味可有之候事

其外見世杯に而手元に有之品を盜候十兩以下之盜人は入墨五十敲夫より輕きは五十敲計に而も相濟候右日々之吟味盜人申口は書留置追而相迫候成とも口書に其儀を認に不及白狀之申口にて口書御座爲被成候

被盜主或は質に取候もの買取之者貰ひ者なと申口書留口書に御返し不埒候旨御吟味請無申披旨之詰りの口書御座可被成候

右盜人吟味之仕方荒増如此御座候猶御問合候は、其度々可及御挨拶候以上

八月

公裁秘録抜録

過料申付難差出旨申立候節之心得之事

輕き身上又者無身上之もの等過料申付候節難差出旨申立村役人共も同様申立候節申口符合致し候得ば直に手鎖申付置候て早々取計方可伺事

私云女房又者娘或は親懸り之ものは先は過料不申付其外下人等も同様有之右之類は女は押込男は手鎖に御咎を替候儀有之候間本文之通取計候て可然事に候此外小前之もの共大勢手鎖可申付ものも農業時節に寄過料に御咎を替候取計も有之候

悪黨もの召捕方之事

悪事いたし候ものを召捕候時他領え逃込候節は其所之役人え懸合先方にて召捕可引渡旨申聞候は、請取小給所にて手當不行届候は、懸合之上附込召捕其所の物に候は、不取逃様手當之儀先方役人え申談預け置候とも又者支配所のもの或は無宿に候は、引取先御届いたし置直に吟味詰相伺他支配他領のものに候は、取計方相伺重き御役人の領分知行に逃込候ものを召捕候は、支配所のものにて其段早々御届可申事尤支配所抱合無之候共盜惡事いたし候ものは召捕入牢申付候心得に候事

人殺疵付其外惡事いたし候もの他支配他領より支配所内或は支配内之御朱印地寺院え逃込先方より届有之候は、早速召捕引渡遣支配所内之ものに候は、捕置相伺且支配所に同類有之候は、引渡候本人不取逃様手當之義先方え懸合置其段相伺可申事

支配所之ものを殺候歟盜賊に逢他領のもの仕業之よし手懸相知候は、右名前之もの不取逃様先方役人え懸合置其段相伺候積撰に他領え附込召捕候儀者不可然事に候

支配之もの申合萬一徒黨狼藉有之は可成丈ケ手人数にて召捕取領候様取計人数少にて手に餘り候は、不及伺向寄之領主



役人懸合足輕等借請手代役人差添召捕可然筋に候

令條 拔 録

妻敵之事寐髪を押え男女共に於致殺害者尤本夫に構無之若密懷之咎無之別段之遺恨を以稱妻敵及其儀次第不明候得は勿論裁判有之義候先其場所へ檢使遣候事

官中秘策拔録

喧嘩之事

- 一 辻番所前喧嘩双方留置手負疵所淺深大少委細書付御目付へ御届可申上候書付無之は惡敷候手負は早速醫師を掛參養生仕候容子次第辻番へ入死人は其傷を不動假屏風にて圍ひ棒突を出し往來不留様致手負候者は上へ衣類等を掛不卸様致檢使請檢使口書を取歸候其後手負人相果候は檢使被見候共又々御目付中へ以書付届ケ申遣す
- 一 喧嘩之主人相知候は使者を以爲知候在所之節は留守居方へ爲知遣す
- 一 追而御小人目付兩使に而御差圖有之請書遣之双方共死去之時主人へ渡す
- 一 双方主人還候共同一方生一方死主人へ渡双方生而居候得ば町奉行へ渡す
- 一 於町中家來喧嘩之時兩町奉行より兩使何町何所に而御家來何其誰殿家來誰々喧嘩誰儀は深手に而御座候處養生申付候誰儀は淺手にて御座候故此方に留置候爲御斷使者を以申入候旨申來り御返答有之追而此方より使者を以て右之趣得貴意旨申遣右喧嘩人手負疵癒候節は双方從公義御追放其節御奉行八人より御連書之手紙誰儀何義に付追放申付候趣町奉行衆より申來得其意旨切紙に御受以使者町奉行衆へ遣し近日八人衆中へ承届候旨使者遣之

令條 拔 録

敵討可仕者は前廣に奉行所へ斷帳に附置討可申候無斷以前にうち候ものは喧嘩裁許と成候於江戸右之通候事  
附傾城町之喧嘩可爲罪損之旨町中へ付候事

同心捕者之事刀脇指帶て罷在候者召捕候は道具一脇宛一之手二之手共被下之小盗人召捕候節は一之手討に被下之敵討之事旨趣前方申來候節帳面に記之並言上帳にも載之置敵討捕候以後斷申來候刻何方にて討候哉様子承届候事

官中秘策拔録

盜 賊 之 事

- 一 一家來下々他所にて盜致候由申來候は、則擲置申來候者之大屋名主へも相届僉義を極め候上町奉行へ相達盜取候所之者より檢使を召寄成敗可致候他所にて盜其所にも付届候は、下々成敗可申付事應忽之様に御座候屋敷方之出入に候は、御目付寺社佛にて候は、寺社奉行へ爲知申達仕置可申付事
- 一 屋敷内又は外にて此方之金銀器物を他所之者盗み取を見届ケ候節之事
- 一 見届候は、則捕へ先え繩掛掛候事無用にて盗人宿等相尋先に付届仕無子細に候は、首尾次第纏なとも掛町人候は、町奉行所申達差圖請可申候將又途中にて之事候は、則捕へ所之者へ相達立合僉義仕其所へ預置候而町奉行所へ申達可然候屋敷者に候は、則屋敷へ連歸り段々の譯を隨に申達相渡可申候是又奉行所へ不及申候双方にて相談相濟候事人と申て軽く一筋に繩を掛申事用捨可有事屋敷内に而職人共仲ケ間之物を盜取候事
- 一 盜取口論に及び候は、早く棟梁又は親方へ引渡し可申候事

鑒定徳川律法拔録(是より以下は本と純然たる刑法なれとも罪名等を鑑識する爲め登錄す)

捕 亡

脱 獄

凡罪を犯し囚禁せられて脱獄して逃走する者

各本罪に一等を加ふ(寛保二)

其罪囚火災の變に因て解放し三日の内投歸する者及び同牢の囚人脱獄する者を知て首報する者は各本罪より一等を減す



主守不覺失囚

凡主守罪囚の逃走するを覺らざる者は中追放

流人逃

凡流刑に所せられし者島を脱して逃走する者は其島に於て死罪

追放歸住

凡追放に處せられし者其追放線内に歸住し及び徘徊する者は各本罪に一等を加ふ若し追放の宣告を甘結し直に追放線外に去らざる者は黜の上仍ほ本罪に一等を加ふ

隱匿罪囚

凡火罪及び行兇強盜等を犯したる罪人たる事を知て隱匿し或は逃走する道路を指引れて他所に隱避せしむる者は死罪(元文五)

若し鬪毆に因て人を故殺したる罪人の依頼に依り義氣に因て隱匿し及び逃走せしむる者は急度叱り(元文五)

凡追放の者たる事を知らずと雖も其戸籍を糺さず店請となる者及び家店を貸す者は並に過料

罰黜

凡黜を罰る者は更に黜の上各本罪に一等を加ふ黜者之依頼を受て爲に罰る者は答(延享二)

私解手鎖

凡已に決して手鎖に處せられし者私に解す者は其手鎖定數日に一倍を科す若し未だ罪狀決せず研訊中手鎖なる者私に解せし百日手鎖仍ほ本罪を科す若し手鎖を解して逃走する者は各本罪より一等を加ふ其手鎖咎人の依頼を受て解す者は過料如し因て逃走すれば受託者は輕追放其家守は重過料(延享元、寛保二)

放濺

凡放濺して市村を紛騒せしむる者は答の上本籍逐釋若し自他の市村を問はず各所に於て屢ば放濺する者は答の上中追放(寛保二)如し只た放濺に因て人の物品を破毀する者は敷を検して賠償せしむるに止まる無力なる者は本籍逐釋凡諒闇他界等のことにて三絃琴鼓等總て鳴物を停止する制内に於て放濺し及び諸物品物を打毀し謹慎の態なき者は並に江戸逐釋(安永三例)

凡婚禮を行ふ家に瓦礫を投し放濺する者は首は百日手鎖従は五十日手鎖因て傷に致す者は鬪毆を以て論す

凡市村に醉倒する者其市村の介抱を受け乍ら却て放濺する者は答の上江戸逐釋(享和三例)

刑名

誹責 二(諸書留鈔)

叱り

急度叱り

凡誹責咎の情輕き者は叱り重き者は急度叱り叱りは證狀を徴さず急度叱りは急度叱り證狀を徴す

過料 三(享保三創定)

三貫文 五貫文 十貫文

凡過料は三貫文に起り十貫文に止る應身代は三貫文に起り大約金二十兩金三十兩貧富に應して追徴す若し追徴し能はざる者は身代限を以てし無力者は金額に算して手鎖

凌鋼 三

三十日 五十日 百日

凡凌鋼は一室内に鎖固せしめ外人に接見通信するを許さず

手鎖 三(諸書留鈔)



三 十日 五 十日 百 日  
凡手鎖は二手を束りて下鎖し之を封印す三十日五十日は五日に一次百日は隔日に封印を検査す  
閉戸 三(諸書留鈔)

三十日 五十日 百日 日

凡閉戸は門戸を閉塞し釘を以て之を縫ふ薪糧を通するの外手代奉公人と雖も出入する事を許さず已を得ざる事故あれば密かに出入するを許す若し疾病あれば醫を延くことを許す近隣火を失し家に延はんとする時は防救遷徙する事を許す

過怠禁獄(同上)

五十日 百日 日

凡婦女罪を犯し本罪黥の上管に該る者は黥の上百過怠禁獄重管に該る者は同百日若し男子の同罪を犯し所斷する時に當て重病及び腫物に罹る者は並に此例に依る

以上八名刑と曰はず咎めと云ふ

本籍逐釋

凡逐釋は本籍を逐ふに止まる

江戸逐釋(寛延元制定○延享元追加、同上)

凡江戸逐釋は家財を官没し品川千住板橋四ツ谷大木戸本所深川及び生國の市村に住址し及び徘徊する事を許さず

江戸十里四方逐釋(延享二、同上)

凡江戸十里四方逐釋は家財を官没して日本橋より四方へ五里宛の内及び生國の市村に住址し及び徘徊する事を許さず

答(享保五年戸田山城守新定)

五十 十 一 百

凡管單に敲きと唱ふるは五十に止り重き敲と唱ふるは一百に止まる籍ある者は家守に下附し無き者は監獄門前に於て直に逐釋し或は佃島人足寄場に安く

黥(享保五、刑罪大和錄鈔)

凡黥は左腕若くは右腕に黥刺し三日之後黥の成るを見て放遣す

追放 三(寛保二年制定、同上)

輕 追 放 中 追 放 重 追 放

凡追於輕罪は田地を官没し江戸十里四方及び武藏京大阪東海道線日光道線内に住址するを許さず中罪は田宅を官没し武藏山城攝津和泉大和肥前東海道線下野日光道線木曾道線甲斐駿河に住址するを許さず重罪は田宅財産を官没し中罪追放線内に相模上野安房上總下總常陸の六箇國を加ふ生國は並に一體に加ふ町人百姓は輕中重を論せず並に江戸十里四方逐釋の例に依る

流 刑(同上)

凡流刑は江戸よりは伊豆所屬大島八丈島三宅島新島神島御藏島の七島に發遣す京大坂西國地方は薩摩所屬の島及び五島の内隈岐壹岐天草郡に發遣し彼の地の籍に編入し便に隨ひ生業を營なましむ無籍及び謹身自反せざる者は佐渡に發遣し鑛山の排水夫となす

曝市 二(同上)

日本 橋 大門 口

凡曝市は重惡の者及び女犯の僧徒謀同死の者待つ所以の者なり

死刑 七

拒 死 罪 斬 火 罪

第二十六款 司法警察第四



梟示

磔

鋸

挽

凡拒死は其首を刎屍を棄捨し苦者の怨を解くに止まる(要用集)

凡死罪は監獄舎内の刑場に於て首を斬り柳營佩刀の試験に供す(刑罪大和録)

凡斬は淺草若くは品川の刑場に於て首を斬り屍を棄捨す(同上)

凡火罪は其罪囚を定例の市に引廻し淺草若くは品川の刑場に於て炮烙に處す若し其獄地方に係る者は其死罪の市村に於て處す(要用集)

凡梟示は其首を斬り刑場に梟首す

凡磔は其罪囚を定例の市に引廻し刑場に於て十字架に結付し左右より長鎖を以て其脇部より肩へ突衝す突衝の度三十に至り死相を見て止む

凡鋸挽は其罪囚の首を鎖し定例の市に引廻し日本橋の曝場に臨み三尺四方の函に盛り土中に埋むること殆んど全體刀を以て左右の肩を割り竹鋸に血を注いで其側に置き挽んと請ものあれば意に隨て挽しめ二日の後ち淺草若くは品川の刑場に於て磔す

斬火罪は示磔鋸挽は並に其側に看守人を置き長鎖を陳列し紙板二個の犯由牌に罪狀を書し其側に置き三日を経て屍と並せて除く板の犯由牌は同時に各所に樹て同時に除く悖戾兇殘の者を待つ所になり

體例

凡手鎖過料閉戸の咎めに該る情輕き者六十日以上獄舎に勾置の者は直に放免す

凡答刑に該る者研訊の際拷問に懸る者は直に放免す

凡武家の婦人重追放を犯す者は一體に減免して中追放(寶曆三)

凡答の後側島人足寄場に安く者は各自工藝に隨て職具を給與し尙ほ工錢を給す謹慎勉勵自反する者は其罪を免し江戸無

籍の者は生所に就て家を與へ仍ほ職具を與す農民は田宅農具を給し並に生業を營ましむ

凡流刑の者は航海拔錨の日迄獄舎に置き抽錨のとき親族の餽送物なきは庶人は金二分鋪合囚人は金一分鋪合囚人は金

二兩を給與す

凡死罪を犯す十五歳以下の者は十五歳迄親族に保管せしめ後ち一等を減して流刑に處す

凡奴女を請求し終身勞役するを望む者なきときは終身獄舎に置き紡縫及び澣衣の用に供す凡重追放及び拒死に該る者罪名已に定り指揮待報内に在て死亡するは並に屍を刑さす埋葬す

凡流刑及び死罪に該る者前條の如きときは屍を棄捨す若し流刑の者發遣の途中に在て死亡する者は其地方に埋葬已に其島に接近する處に於て死亡すれば仍ほ屍は其島に漬す

凡反逆越度謀殺主父母に該る者前條の如きときは屍を鹽詰にし曝市の上仍ほ本刑に處す(享保六年)

凡拷訊は謀殺人放火強盜越度謀書謀印の者其證左贓跡顯然たるに招承に服せざる者を待つ所以の者なり故に他の犯罪者を拷訊するは禁する處と雖も然れども拷訊せされは其情を得るに苦むるときに商議の上之を允許す(享保七)

凡人相書は犯罪者逃走して踪跡を失する者を探索する者なり其之を探索する犯罪は反逆謀殺主祖父母父母越度強盜に限り其他は用いる勿れ(寛保二年)

凡犯罪逆罪(反逆謀殺主祖父母父母越度) 邪曲にて人を謀殺する者放火強盜の外は十二箇月を歴て發覺する者は並に舊惡を以て論し一體に其罪を免す但官吏にして私罪を犯す者は量減して罪を科す(寛保二。延享元)

凡田宅家財を官没するは犯罪一身の田宅家財に止まる若し其子父の罪に座し流刑若くは中追放に該るは並に其田地家財を官没す妻女の所有たる證跡ある田宅家財は並に座せず

凡隱居及び部屋住の子弟咎を犯し過料に該る者無力なれば十日より少からず三十日より多らざる手鎖

武家科目



閑住

凡閑住は門扉を鎖し角門の扉を寄せ公然出入する事を許さず若し已を得ざる事及び疾病あれば醫を延き親族を召ふ事を許す近隣火を失し邸宅に延ばんとする時は公然防救遷徙する事を許す

逼塞

凡逼塞は閑住の如と雖も疾病失火のとき公然防救遷徙することを許さず

閉門

凡閉門は門扉を鎖し角門及び窓戸を閉ち晝間は薪糧及び奴婢と雖も出入することを許さず若し疾病あれば夜間密に醫を延く事を許す餘は逼塞の如し

改易

凡改易は御目見へ以上を改易と唱へ以下を御扶持召放と唱並に家祿を没し邸宅及び地面を官没す

門前放逐

凡門前放逐は家祿を没し佩刀を褫奪す情輕きは城外に送致し佩刀を下附す其重きは法廷の門前に於て直に放逐す

自裁

凡自裁は自ら屠腹せしめ世襲の俸祿は之を没す

罪及子孫

凡父刑を犯せば其子孫流刑流刑を犯せば中追放以下は論ずる事勿れ

僧徒科目

退院

凡退院は住居の寺院を退くに止まる

追院

凡追院は住居の寺院に立寄ことを許さず直に放逐す

禁一派

凡一派を禁ずるは其宗旨の内一派を禁ずるに止まる

禁一宗

凡一宗を禁ずるは其宗の何派たるを論せず總て奉ずる事を禁ず

盲人犯罪(安永八年十二月十四日改定)

凡盲人死刑以上を犯す者は各本刑を以て所斷す流刑以下を犯す者は罪狀を宣告し總祿に下附し座法を以て所斷せしむ

凡有官盲人輕追以上を犯す者は皆告文襲束を褫奪し欠官不座を命すべし

凡盲人江戸四方追放以下本籍逐釋以上を犯す者は皆本刑を以て所斷すべし

凡盲人輕追放を犯す者は江戸十里四方及び生國犯罪の地を追放中追放を犯す者は田宅を官没し武藏一國を加ふ重追放を犯す者は田宅家財を官没し山城攝津二國を加ふ但檢校は降座して今日檢校となし江戸十里四方京大坂及び生國犯罪の地を追放すべし凡盲人流刑を犯せば田宅家財を官没し江戸十里四方武藏山城大和和泉攝津及び生國犯罪の地を追放すべし

職制

私逃任所

凡官吏私に任所を逃れ去る者は死罪(天保六例)

私借官物

凡監臨主守私に監守する所の官物を借用する者は流刑(天明八例)

不覺被盜



凡官吏貢金を宰領し盗まれて主守覺察に失する者は江戸逐釋若し御用と記載ある文書及び繪符を盗まれて主守覺察に失する者は三十日凌鋼

衝突儀仗

凡御成儀仗の處は士民整肅に跪座すべし敢て儀仗内に衝入する者は江戸十里四方追放(寛政四例)

混入殿中

凡士民故なく殿中に入る者は江戸十里四方追放(寶曆十四例)

戸 婚

欺隱田糧

凡田糧を欺隱して版籍を脱漏する者は一體に中追放

永代賣與田畑

凡田畑を永代賣與する者は過料買取する者買取する田畑を官沒す加判の里正は職務を免し牙保人は叱り(延享元例)

讓與曲賣御朱印地

凡御朱印の寺社領地及び屋敷地を讓與し若しくは典賣する者は江戸十里四方追放讓受及び典賣する者は重過料(寛保元)

貢租違式(延享元)

凡田畑を典賣し典買主作獲し典賣主貢租諸役を勤むる者は過料典買主は典買の田畑を官沒し過料加判の里正は職務を免し牙保人は叱り

重典賣田宅(寛保二)

凡已に典賣して人に與ふる田宅を將て重ねて典賣する者は中追放原價を追徴して後の主に還し田宅は前の主に附す里正

は輕追放牙保人は本籍逐釋情を知ざる者は並に座せず若し里正牙保買託財を得て同謀する者は各中追放後の曲買主情を

知て典買すれば江戸十里四方追放書入も又本條に依て所斷す

受價不與物

凡已に物品の價を受て其物品を附與せず重賣し及び典賣の依託を受る者私に其典賣金を費用し或は其典賣品を私に賣與

して其金を費用する者は贓に計へ窃盜を以て論ず金償する者十兩以上は江戸逐釋以下は本籍逐釋

棄毀器物

凡人の器物を毀棄し放潑する者は首は重追放從は本籍逐釋若し酒狂性を變して然る者は數を驗して賠償せしむ無力者は

本籍逐釋(寛保三。享保。延享二)

凡舊主人の宅へ瓦礫を投し木竹を持して放潑し器物を毀棄する者は流刑(安永八例)

棄 子 女

凡子女を棄る父母は本籍逐釋貧困及び乳なく已を得ざる情に出る者は急度叱り養子女を棄る者は流刑(寶曆八例)

若し財を圖り人の子女を乞養して服用飲食を屏去する者は重追(享保例)棄る者は引廻しの上臬百人以上棄る者は引廻

し三日曝市の上磔(元文五例)

逐妻娶後妻

凡無罪の妻を逐ひ未だ離別狀を與へざるに再た妻を娶る者は本籍逐釋若し因て財を圖る者は家財を官沒して江戸逐釋

(寛保二)

妻 擅 嫁

凡妻離別狀を得ずして私に他へ嫁す者は剃髮父母及び娶る者媒酌人は並に過料若し夫逃亡して踪跡を失し其他へ嫁さ

んと請ふ者は十箇月の後ち嫁す事を許す(寛保四追加條)

強奪養家女



凡養子罪ありて離別せられ後ち黨を募り養家の女を強奪せる者は原謀者は死罪從にして原謀に亞く者は田畑を官沒し本籍逐釋徒は並に過料(寛保四制定)

子私擅用財

凡同居の子私擅に父母の財物を用ふる者は輕追放(天保元例)若し欺て盜の行爲となす者は江戸十里四方追放(文政七例)勘當帳に己記の者及び久離の子弟は窃盜を以て論す

逃亡

凡本籍を脱して逃亡する者は三十日以下は論せず三十日以上は急度叱り五犯以上は重答

凡本籍を脱して逃亡すれば逃亡簿に記名し田畑家財を賣却して代金は官に預る家守或は親族に日限尋或は無限尋を命す追て復歸する者は逃亡簿を削除し預る所の代金を給す若し遺存の家族あれば田宅家財皆附與す

凡逃亡者の田宅家財は隱匿して官に告ざる者は里正職務を免し仍ほ過料五貫文家守は重答コソシテ鄰佑は過料

奴婢奉公人逃亡

凡奴婢奉公人逃亡する者は手鎖若し逃亡して復歸せず牙保に三十日限りの尋を命し尙ほ三日切日延を聽して踪跡を得ざる牙保は料

止宿逃亡

凡牙保なくして逃亡者を止宿する者は過料凡奴婢奉公人逃亡して復歸せず牙保情を知て更に他の奴婢奉公人となす者は家財を官沒し江戸逐釋若し給金を辨償すれば過料奴婢は手鎖(寛保四)

第二十七款

國事及安寧第一

兇徒多衆を嘯聚して實在の政府を顛覆するを企て或は市街を喧鬧し官吏に強逼し治安を暴害する舉動ある者は皆な此編に入る

徳川氏の世に其最も甚しきものは島原一揆由井正雪天一坊大鹽騷動水戸浪士とす

寛永十四年(明正天皇 三代將軍家光)廿八月中旬より天草之内大矢野村百姓松右衛門久右衛門善右衛門宗意此四人の者申候者先年異國を伴天連御歸被成候刻彼伴天連申置候者當年より何年目に當り東西に雲燒山野に白旗立諸人驚事可有之由申候是を考へ見候得者當年に相當り候如何様之不思議も出來可申候哉朝は東之雲燒夕には西の雲燒申事何も不審成由天草に風聞仕候由島原へも其沙汰仕候此段原之域より之落人山田右衛門作松平伊豆守殿より御尋之刻此通書付差上申候事

其時分大矢野村に益田四郎と申者年十六歳にて名譽を致候由近國風聞仕候此四郎稽古も不仕書讀を仕諸經之講釋を致頼而吉利支丹之世に成候由申勸め候其證據を見せ可申と申天より鳩を招寄手之上にてかい子をうませ夫をわりて吉利支丹之經文取出し見せ申候由申候或は竹に雀など泊り居申候を枝折になど致し或は天草と有馬之間に伊島と申島に海上を陸渡りに仕萬不思儀成事のみ致し見せ申候是を見および聞及元來吉利支丹を心底に含申候者は彼伊島に出合四郎すゝめを請申候其後此島を談合島と申候中にも先立すゝみ申候者島原領之内南有馬村の庄屋治右衛門と申者之弟角藏北有馬村之三吉と申百姓此二人の者御法度之刻隱置候吉利支丹繪像之佛を取出し懸をき諸人に是をおかませ申候由島原へ相聞申候就夫代官本間九郎左衛門林兵左衛門有馬村へ罷越申候其外代官不殘面々持々之村へ參候是者十月二十



三日之儀に御座候事

一角藏三吉儀九郎左衛門兵左衛門方より島原へ被申越候に付即座足輕市川平兵衛松原太兵衛尾中平左衛門以上二十人小早の船に而有馬村へ被遣角藏三吉二人妻子共に十六人搦捕十月二十五日之朝島原籠舎被申付候島原籠城之翌日十月二十七日之朝見せしめとして被致成敗候事

右角藏三吉被召捕候儀何も無念に存候哉南有馬村をかと申所にて代官之林兵左衛門を十月二十五日之四つ時分に害し申候本間九郎左衛門儀も害し申相談仕候を北有馬村之庄屋長助と申者日頃九郎左衛門目を懸申候其上吉利支丹之志無之者にて此内證をも九郎左衛門に聞せ則弟之一人悴一人相添落し可申相談仕候然共道口には方々に番を付置候に付通り申事不罷成悴弟儀は有馬より温泉越を仕らせ島原へ差越申候九郎左衛門儀は北岡と申處に鐵砲屋御座候是は曉と吉利支丹共見へ不申候間先此鐵砲屋大膳所に御越にて相談被致候様にと申付候而上下三人にて十月二十五日之暮六つ時分に遠千瀉浪打きはを忍ひ被參候天草より吉利支丹之繪像之佛を拜みに參候者共之乗捨置候船に口當り是に乗漕出し候然處え島原より兵船數多參候に付有馬村立石之沖にて岡本新兵衛と申家老乘馬候船近く漕寄申候は何船にと申候本間九郎左衛門と答申有馬村にて之様子一々九郎左衛門新兵衛に咄申候有馬村北岡に鐵砲八百挺程にて待居申候何も島原より被押寄候は、此方にて戰申内に殘る勢にて島原之城を取り可申談合之由を九郎左衛門新兵衛に咄申候新兵衛申候爰元にて敵踏つぶし候ても入替し餘之勢にて島原之城を取れ候而者無詮事にて候間罷歸城を堅め其後押懸踏つぶし可申由談合極め兵船者不殘島原に漕戻し申候事

一角藏三吉搦捕島原へ被召寄候跡に爲見分甲斐半之助申侍小早之船にて被參候半之助存候者有家村深川へ船を差遣し代官體島久太夫に相談仕按内者を召れ可申と存有家村之庄屋源之丞深川之長善右衛門平作此者を船に乗せ北有馬藏之下に船を差着候得者百姓共餘多押懸吉利支丹之宗旨取替し可申由申候に付而漸船を漕出し申處に石礮を打懸其上鐵砲にて打申候得は則半之助道具之者に當り相果申候庄屋源之丞も手を負申候此船も九郎左衛門同前に新兵衛乘參候船に

着新兵衛に様子申し申候事

一 林兵左衛門害し候而下移時刻北有馬之横室加兵衛並島原より瓦積に參候船頭水夫十五人致切害候事

一 加津佐村にて代官山内小右衛門小濱村にて代官高橋武右衛門害申候事

新兵衛有馬村へ被參候儀は代官兵左衛門を害候由申來候に付十月二十五日之暮六つに家老岡本新兵衛多賀主水大將にて待不殘船數大小十九船にて有家村立石之沖迄被參候所に彼九郎左衛門に様子を聞同夜八つ時分に被罷歸候町は町奉行菅加兵衛岸田七右衛門町横目木村彌平次池田權之助大手門脇別當左衛門所へ出町別當老を寄町を堅居被申候處然處に有馬村より何も船を乗被戻候に付船場に篝を燒相待居申候得者船中より者最早町中も敵に成候と申船を着兼申候を町奉行町横目被申候は町中替事無之由被申候得は何も船を着上り被申候事

一 別當老相談にて老中へ申候は今度之儀に御座候間隨分御味方可申上候條武道具御借被成候様にと申候得共右之通に城下之町人も無心元被存候に付承引無之候左様に御座候は、人質を上可申と申候得は妻子共城中へ傳々上候而より鐵砲長柄等御借被成候最早朔七日には陣立と被申觸候事

一 田中宗夫多賀主水儀者十月二十六日之朝六つに江東寺之南今村之橋之根にて着到を付勢を捕夫より安德村へ宗夫内馬場七之丞を便として被遣候安德村之儀者味方を致候哉返事次第に踏つぶし可申と被申候安德村之庄屋太左衛門儀者深江村へ様子見分に參り候由にて太左衛門弟内藏之助をとな忠兵衛を質に取參候夫より岡本新兵衛城より罷出宗夫儀者被致歸城候而城お持被申候得者新兵衛替り候而可參候由にて深江野原に押出し被申候私親左衛門儀は宗夫兼て目を懸其上名付親にて候之故宗夫に被頼候而宗夫世悴田中藤左衛門に付深江之合戦に參候安德村に深江村之境目より中木場村庄兵衛老市右衛門二人之者を深江村に被遣候味方被申候哉返事可承由被申候得者唯今一合戦可仕候間急御出候様にと申候廣畑と申處に罷出互に鯨波を上鐵砲にて討合申候敵は一度に鐵砲打放し申候此方よりは半分打せ敵廣畑にて鐵砲の藥つかいを致し候と相見候時分に半分之鐵砲を打懸鎗長刀太刀打に追散し夫より深江村寺之北脇老忠兵衛と



申者の家に取籠申候を踏破り以上敵八十五人討取申候味方には富岡彌次右衛門鐵砲に當り相果申候其外新藤與兵衛鐵砲手負翌日相果申候鐵砲大將松田兵左衛門父子竹村新右衛門中西甚五兵衛是も鐵砲手を負申候萩野右馬之助下々には餘多手負死人御座候敵は布津村さして敗軍致候若侍衆被申候は此いきをゐに踏つぶし可申由被申候得共新兵衛被申候は面々召遣候者共或は敵之兄弟或は子共を供に召連候得者城之儀も無心許存候其上拙者も如此右手負申候間明日之事にも可然と被申候十月二十六日之八つ時分に引被申候深江合戦之跡に入江與右衛門又新兵衛内林田清右衛門に鐵砲十挺付しんかり被申付候事

一 深江村之合戦布津堂崎有家此三ヶ村之者共承かけ付申候へ共深江陣最早引被申候に付付入に島原之城に押寄申候安徳村之百姓共牛馬に荷を付子共を抱島原之城へ逃參候最早江東寺櫻井寺えは火を付候由申候町奉行衆町横目衆原兵左衛門と申者私所え參被居候私親左衛門拙者何も同前に櫻井寺之手前白土迄參候へ共敵多勢にて御座候に付引申候其内に城より新兵衛大將に而大手門勢溜りに押出被申候若侍爰かしこにて防ぎ可申と被申候へ共新兵衛被申候は城内に火付餘多入候様に存候城中を致穿鑿籠城之用意可然と押込被申候最早大手門之内にて火付をとらへ伐捨門を閉候處大勢どつと押寄まさかりなた杯に而門を打破り申候大手に而働候侍皆加兵衛木村彌平次林治郎左衛門相良金左衛門白石市郎右衛門野村長左衛門青木少七塔部四郎左衛門其外之者大手堀裏に侍衆餘多見へ申候へ共寤覺無御座候親左衛門馬場七之丞儀は大手門番部屋より鐵砲にて打由候大手に而敵八十三人討取申候大方は鐵砲にて討殺申候味方は青木少七鐵砲手少負申候其夜之八つ時分に町焼拂先懸門脇に町家少殘申候被討殺候敵は有家より侍衆乘被歸候船を取有家之様に罷歸候翌日より堀うち長筒をしかけ晝夜共に鐵砲を打居申候事

- 一 十月二十六日大手に押寄戦申候櫻門にて井熊助之丞と申者打死仕候事
- 一 十月二十七日之朝六つに豊後之御目付衆え島原老中より以使者被申上候事
- 一 村々より其刻御城え細工に參候鍛冶三十人餘居申候を被致吟味候得者在所より吉利支丹に立歸可申と申狀杯越申候

付不殘二十七日に城中にて被致成敗候

- 一 同二十七日之朝細川越中守殿より道家七郎右衛門爲使者參被申候は夜前肥後よりは大火事之様に見之申候併鐵砲之音影布聞へ申候付不思議に存勢を川尻にくり出し候得共先見合に參候様にと被申付罷越候由申候
- 一 三會村之百姓共餘多味方可申由にて城え籠申候處如何様に存候哉鐵砲長柄等六十程取櫻門之脇堀裏より逃敵方に參候就夫三會村之者共致吟味二百餘人城中に獄門に懸被申候事
- 一 十一月十日に三會村之杉谷之藏に米御座候を籠城之兵糧として取に遣候米七百依程籠城に籠被申候其翌日休み十二日に田中宗夫世倅藤兵衛家老脇金木善兵衛金澤角左衛門佐野惣左衛門鐵砲大將松田半太夫高畑次郎太夫船奉行高橋彌次右衛門三浦十右衛門入江與右衛門以上九人足輕船手之者町人足都合四百人にて參候此人足共敵之明家に入亂法之財寶を望み色々不行儀に罷成候處に千本木かわらのむらより敵兵忍いて高橋次郎太夫入江與右衛門高橋彌次右衛門船頭又助以上四人藪之内より鐵砲にて打殺申候田中宗夫は我屋敷に罷在候て此由承り懸出し被申候就夫多賀主水並北門持口之侍何も兩家老に打連杉谷之道迄參候杉谷にて被討殺候衆敗軍仕候打連同前に被罷歸候新兵衛は金門に被申候宗夫主水杉谷へ參候由承北門櫻門を閉鎗をおろさせ申候宗夫主水其外懸出し申候衆新兵衛に中合にて候新兵衛被申候いか様持口明かけ付被申候上は其儘にはひかれ申間敷候由被申候何も三會村に參候衆は首尾不可然候由申候事
- 一 千々石村にて之事山田守山野井登津之代官牧田長兵衛新甚左衛門兩人にて四ヶ村之百姓を召列千々石村に押懸燒拂申候味方仕候者は山田村之脇宛に引退申候敵方に逃候者は少々追討申候殘候者共敵方に逃參候事
- 一 島原一揆之儀十一月九日に相聞同日之曉に板倉長門守殿板倉内膳正殿石谷十藏殿江戸御發足長門守殿は十一月二十九日に島原御着候事
- 一 松倉右近殿十一月四日に御暇被遣極月朔日に島原え御着候事
- 一 板倉内膳正殿石谷十藏殿は肥後之内高瀬に牧野傳藏殿松平甚三郎殿近國之家老中寄合御相談にて逗留被成極月四日



内膳正殿十藏殿島原へ御着被成候

- 一 十一月二十九日之曉長門守殿被仰候は千本木之敵其儘召置候儀不覺と被仰候晦日之朝詰つゞし可被成由にて人付御座候處に城内に殘居候衆合點不仕候付て一日相延申候此段敵共手付候哉千本木を明候て居不申煙なども立不申候付近藤源左衛門かわらのひらにて白石一郎右衛門極月朔日之夜忍參見申候得は居不申候付火を付罷歸候事
- 一 極月四日五日兩日者鍋島信濃守殿御内鍋島安藝先陣にて中木場六本松より後陣は今村迄續申候事
- 一 極月六日松倉右近殿雜兵千人にて安德ほうし之尾に一番陣七日に深江にて二番陣八日には松倉長門守殿内膳正殿十藏殿何も御同前に有家村之御陣場道すから敵之明家共皆々燒拂申候事
- 一 極月六日に細川越中守殿牧野傳藏殿松平甚三郎殿肥後高瀬を被成御立肥後之内宇土に御泊翌日よりみすみと申所に二三日御逗留被成候事
- 一 同八日には有家村に陣を取罷在候刻天草之敵小船餘多に乗島原之城に罷越候
- 一 同九日には何も有家村を被成御立辰之刻に首越と申所にて長門守殿使番天方又右衛門白石一郎右衛門敵方へ見分に被差遣候處に一揆之内より老人一人落參候をとらへ様子相尋申候へは島原城に籠ひのへ之城其外所々には一人も居不申候此段内膳正殿十藏殿被聞召落人之儀は島原へ被遣筒舎仕候事
- 一 彼落人元來吉利支丹にて無御座候付而御歸陣之刻御助被成其上御褒美被下有馬村にて百姓仕候事
- 一 同十日に島原城へ押寄互に聞の聲を合せ鐵砲にて打合申候長門守殿陣に而時枝宇右衛門と申者鐵砲に當り相果申候下々には手負餘多御座候鍋島殿御陣所より手首死人御座候由申候其日にそこにて御陣場被成十一日には銘々御陣場定東濱之端松倉長門守殿同右近殿夫より西大江之濱迄は鍋島殿御陣場にて御座候事
- 一 内膳正殿十藏殿御陣場者鍋島殿長門守殿御陣場之後にて御座候
- 一 同十二日陣小屋之用意竹たはの用意にて互に鐵砲無油斷晝夜共に打申候事

追付立花左近將監殿有馬玄番頭殿島原之城へ御着被成陣場替り東之濱には立花飛彈守殿御父子其次は松倉長門守殿同右近殿其次に有馬玄番頭殿其次大江之濱迄鍋島殿御陣場にて御座候

- 一 十二月二十日に立花殿御一手にて三の丸を御責被成候得共城破不申候手負死人大分御座候付四つ時分に御引被成候侍大將立花三左衛門討死松倉長門守殿侍奥田左京と申者かけ付是も討死仕候内之者共餘多手負申候事
- 一 右同日に諫早豊前二之丸を責被申候得共破不申手負死人多御座候由申候餘之陣所よりは拵詩かけ居申候事
- 一 二十一日より何も陣所能堅竹たは近寄鐵砲砲敷打懸日を送申候
- 一 右之間に方々より之使者御座候其内に馬左衛門佐殿使者光井丹下山尾五左衛門主從二十人程討死仕一兩人殘申候事

正月朔日惣かゞり己之刻に押寄候得共城中より中々防ぎ鐵砲砲敷打申候有馬玄番頭殿之かゞり口出丸より横矢はけしく打申候付玄番頭殿勢崩申候其刻内膳正殿御馬御かけ出し被成候處城より之鐵砲にて討死被成候夫より戰は午未之刻迄に而陣所陣所に引退申候事

- 一 同二日竹たは裏より鐵砲を打目を送り申候事
- 一 同六日松平伊豆守殿御父子戸田左門殿御父子細川越中守殿御父子松平甚三郎殿牧野傳藏殿其後黒田右衛門佐殿同甲斐守殿同市正殿寺澤兵庫頭殿有馬左衛門佐殿御父子水野日向守殿此衆有馬村に御着被成寄口之陣場相替り申候事
- 一 陣場之事東大手口細川越中守殿其次立花飛彈守殿其次松倉長門守殿同右近殿其次寺澤兵庫頭殿其次黒田右衛門佐殿同甲斐守殿同市正殿後の山つき小笠原右近殿同信濃守殿其次有馬左衛門佐殿
- 一 細川越中守殿御陣場之後松平伊豆守殿御陣場其次戸田左門殿其次水野日向守殿其近所に御目付衆御陣場有
- 一 右之通陣場相替候以後城中之敵共干殺に可被成由にて竹たはを付柵をふり要害たゞしく被成候城中に兵糧きれ東大手より礮物を取に出城中に歸申候處御覽被成越中守殿持口之柵を明被置落人參候は生捕可被成との事にて御待候處



に落人共餘多參候をとらへ被成候内に島原より卷籠に成候者有之に付城中之様子こまかく御尋候へ者矢種もつき兵糧も無御座候由申上候事

一 二月二十日之晩方々へ夜討に出申候鍋島信濃守殿栖棲に忍ひ火を付申候得共子細無御座候陣所陣所にて數多討留被成候夜討之晩黒田監物父子討死之由申候長門守殿陣所にて夜討之者十二人討留申候其夜之戰に長門守殿内西尾七郎兵衛と申者討死仕候事

一 二十一日之頃より細川越中守殿陣場より栖棲を引揚三の丸内見をろし鐵砲を稠敷打懸被成候に付而三の丸を明居不申候事

一 二十七日之申之刻に鍋島殿出丸を乗入火をかけ候と相見へ候に付而何も惣かゝりに被成候其日は暮合迄は本丸計落不申候處に越中守殿本丸を御乘被成候夫より何も一度に御乘被成候日暮に付而小屋共に火をかけ燒立其夜者本丸之外かわに御陣被成候其刻牧野傳藏殿御手負被成候由承候松倉右近殿手負被成候事

一 二十八日之卯刻に本丸乘被落城仕候落人方々に御座候を陣所陣所にて御成敗被成候落人之内山田右衛門作御助被成松平伊豆守殿被召遣江戸へ參候松倉長門守殿より口津村に被召置候藏奉行三宅次郎左衛門と申者之世半三郎と申者兄弟三人大原次兵衛世半熊之助此四人黒田右衛門佐殿被召遣筑前に參候事

一 正月中旬に唐船二艘阿蘭陀二艘被召寄城近よせ阿蘭陀石火矢をうたさせ被成候得共少利も得不申候結句城より阿蘭陀一人鐵砲にて打殺申候付長崎に御歸被成候事

一 御目付衆大方之覺石谷十藏殿榊原飛彈守殿馬場三郎左衛門殿林丹波守殿松平甚三郎殿牧野傳藏殿中村長兵衛殿其外は不覺に御座候事

一 有馬籠城之刻島原之城に本丸には小笠原壹岐守殿二の丸には久留島丹波守殿御城代被遊候  
一 下曾根三十郎殿能勢四郎右衛門殿島原之御仕置被成候事

一 原之城之落人之内小濱村庄屋才助三會村之金作有家村之甚吉此三人は島原にて竹のこ曳に被成候此者御にくみ候故は三會村之兵糧取の警固侍を殺し小濱にて代官高橋武右衛門を殺申付如此被成候事  
寛文九年丙五月二十五日

島原町別當 塔部 左衛門

島原	天草	大矢野村	原之城
有馬村	伊島	談合島	溫泉
北岡	有家村	立石	深川
加津佐村	小濱村	江東寺	今村
安德村	深江村	中木場村	廣畑
布津村	堂崎	櫻井寺	白土
川尻	三會村	千本木村	杉谷
千々石村	守山	野井	登津
高瀬	守土	首越	諫早
口津村			

右之書稻葉能登守殿島原城番之筋塔部左衛門書上り記也  
同十九年七月七日

釋箴叢書拔錄



諸事徒黨を立に於ては第一曲事たるへき事

慶安四年七月二十七日（後光明天皇 四代將軍家綱）

一 號由井正雪浪人累年令在江戸今度於當地構虛言諸浪人申合結徒黨之處自被列之内訴人有之去二十三日丸橋忠彌河原十郎兵衛永山六郎右衛門と云者捕候其段承之正雪徒黨之内十人其身方より申出此者共は身上可相濟之由申聞條實儀と存令一味候處今度正雪穿鑿に付て驚入申哉之由訴之正雪儀は駿府へ相越候由に付て彼地へ申遣候處駿府梅屋町（大衛門）一昨二十五日到着早速爲可召捕取卷候處正雪并黨類已上八人一所に自殺此外坊主一人下人一人生捕之趣駿府定番の面々駒井右京より注進申候

八月十日

一 今度浪人共企徒黨付て數度穿鑿之今日江戸引渡於品川被處罪科依之爲檢使小幡三郎左衛門坂井半左衛門被遣之

八月十二日

一 今度由井正雪構虛言於江戸浪人共進退可相濟之旨申に付て令同心之者六人於評定所御預

- 土屋民部え
- 三浦志摩え
- 河内山八郎兵衛
- 京極主膳え
- 齋藤九右衛門
- 戸田主膳え
- 小川六左衛門
- 堀大學え
- 繪師彦兵衛
- 建邊内匠え
- 加藤長右衛門

一 右の外正雪雖相催不同心浪人十五人は可爲其身心次第之旨也  
右兩條於評定所牧野佐渡守久世大和守神尾備前守出座有て申渡之

同十三日

一 今朝於評定所御中間頭大岡源右衛門同子二人佐渡え流罪是又今度正雪一味の丸橋忠彌に屋敷に借置其迄徒黨の企に付諸浪人共取籠候趣不申達刺忠彌に借置之請人相果候處其以後不改之差圖又組下に忠彌一味の者有之候處不存段重疊不届被思召候依之被處流罪云々

同十四日

一 今度由井正雪丸橋忠彌相催浪人企徒黨に付て林理右衛門奥村八左衛門同七郎右衛門田代三郎右衛門並御弓屋藤四郎右旨趣依言上今日御褒美被下之所謂

- 一五 百石 林理右衛門
- 一三 百石 奥村八左衛門
- 一三 百石 同七郎右衛門
- 一三 百石 田代三郎左衛門
- 一御加増百五十俵（都合二百俵） 弓屋藤四郎
- 白銀百枚

右の通被下候四人の浪人共可被差出之旨伊豆守傳之和泉守豊後守列座也

一 丸橋忠彌企徒黨之儀松平伊豆守家來奥村權丞え弟奥村八左衛門申聞に付忠彌え今一味様子具に承届公儀へ可申上之由申候に付て爲褒美黄金十枚御帷子單物被下候權丞儀依爲伊豆守家來自方よりも加増有之云々

八月十八日

一 大坂並紀州長崎より以次飛脚御狀箱到來去頃浪人由井正雪徒黨の與力吉田勘右衛門事於攝州有馬湯討捕之儀是從大阪差下之同與力金井半兵衛事於攝州天王寺勝滿室自殺之處未死に付て出大阪加養生之注進之彼父市左衛門は長柄川え



入水之由半兵衛申候に付て彼死骸相尋之由注進之

九月九日

- 一 今度企惡事結徒黨在之内於當地丸橋忠彌永山六左衛門河原十郎兵衛等相捕候所叶奉行徒同心共に爲御褒美白銀三十枚被下之旨當町奉行へ伊豆守和泉守豊後守傳之
- 一 右徒黨の内近美次郎右衛門柴原又左衛門同七兵衛於相州煤谷村坪井次左衛門御代官所相捕之百姓共に爲御褒美不三百俵被下候並次左衛門成瀬五左衛門手代之者共彼場へ罷出輩へ銀子二十枚被下旨次左衛門へ伊豆守和泉守豊後守傳之

九月十六日

- 一 今度企惡事結徒黨浪人並親類等先日被行罪科之外今日又二十三人江戸中引廻し於品川成磯或は二日梟首之
- 一 天樹院様御小間使新九郎事今度浪人共徒黨のものゝ内縁類宿借すに付て追放被仰付之旨長田十大夫へ老中傳之
- 一 近藤登之助徒同心一人丸橋忠彌姉婿に付て是又追放被仰付之旨老中登之助へ傳之右兩輩追放之國々所々は御定之通也

承應元年五月十六日

去頃於佐渡國辻藤左衛門父子二人浪人二人並小比叡山の住僧蓮花坊企徒黨二月二十日小比叡山に取籠處御代官伊丹藏人か手代岡村傳右衛門聞之奥村七郎右衛門辻八郎右衛門久保新右衛門坪井六左衛門尾町六右衛門已下を相催て押寄六七十を斬殺其褒美今日被下置

黄金五枚御帷子七御羽織  
米五十俵  
岡村傳右衛門  
奥村七郎右衛門  
同 断  
辻八郎右衛門

ト

同 断

米三十俵

同 断

白銀二百枚

右之通被下置之

同三年十一月十二日

東叡山下知條々拔錄

背國法輩至來の節於有其届は無異儀早速可返之縱親類知音の好雖有之不可難遊事

明曆二年八月(後西院天皇 四代將軍家綱)

板倉政要補遺拔錄

何の郷成とも徒成百姓於有之は早々可申上事

萬治三年七月十七日

參州鳳來寺條目拔錄

背國法輩至來の時不可隱置事(寛文四年九月十一日駿州久能山條目にも此文あり)

正徳五年(月日不明) (中御門天皇 七代將軍家繼)

海舶五市新例拔錄

長崎表並九州筋非常に事も出來り注進可有之に至ては奉行御目付連判たるへしとのつねの書狀或は只今迄の如く有べき事

享保十年十一月二十一日



天一坊等誅せらる初め一味の輩町奉行御役宅の玄關指て出けるに豫て越前守が見知人として近習に仕立召連し彼甚左衛門善助は此時ぞと天一坊を能々見るに紛ひもなき寶澤なれば越前守に目配せなし密かに袂を引たりける此時は天一坊は既に玄關迄來りしか向の壁に懸し笈摺を見て偵大膽不敵の天一坊なれと慄然と身の毛よたち思はず二足三足跡へ退くを見て取越前守大音に寶澤待と聲を懸ければ此方は彌々愕然し急に顔色蒼醒後の方を振返るに夫召捕と云間も有す數十人の捕手襖の影より走出無難高手小手に繩をは懸たりける斯く見るより大膽は事顯はれしと思ければ刀引拔勢ひ猛く縦横十文字に切て廻り切死せんと働くを大勢にて取籠めつゝ階子を以て捕押へ漸く繩を懸たりける此間に常樂院 兼井左京諏訪右門等々召捕られ其餘一人も残らず召捕たり越前守は豫て手配せし事なれば急き八山へ捕方を遣はせしに山内伊賀亮は早くも覺悟し自の部屋へ火を懸て焼立其中にて切腹し果たれば死骸は更に分らずとなん惡徒とは云へ天時器量人と稱すへし斯て越前守には御目付野山市十郎松田勘解由等立合にて一同呼出し先天一坊を吟味に及はれるが只々伊賀亮萬事を取計ひ候ゆる委細は存し申さすと云に然らほとと常樂院其餘の者を吟味するに是も同斷の答ゆえ入牢の上嚴重に拷問を懸られたれば終に残らず白狀に及ひける是に依て伺相濟町奉行所に於て大岡越前守御勘定奉行駒木根肥後守寛播磨守野山市十郎松勘解由立合にて大岡越前守左の通り申渡されける

元長州浪人原田嘉傳次悴

玉 之 助

當山派修驗感應院弟子となり

其後改寶澤當時

天一坊

其方儀感應院の師恩を辨へす西國修行に罷出度由申立敷きて諸國を遍歴し徒黨を集め百姓町人より金銀を掠取り衣食住に侈奢をなしたる段上を恐れざる段方重々不届至極に付獄門申付る

天一坊 家 來

死 罪 赤 川 大 膳

右大膳儀先年神奈川旅籠屋徳右衛門方に於て旅人を殺害し金子を奪取其後天一坊に一味致謀計虚言を以て百姓町人を掠き金銀を掠取り衣食住に侈奢身の程をも辨へす上を蔑しに致たる段重々不届に付死罪申付る

天一坊 家 來

死 罪 藤 井 左 京

其方儀天一坊え一味致し謀計虚言を以て百姓町人を掠き金銀を掠取り衣食住に侈奢身の程を辨へす上を蔑しに致したる段重々不届に付死罪申付る

美濃國各務郡谷汲郷

遠 島 常 樂 院 天 忠

其方儀天一坊身分駈と相糺さす百姓町人を掠き金銀を掠取り候段上を蔑しに致し重々不届に付遠島申付る(八丈島)

芝 田 町

重 追 放 山 伏 南 藏 院

其方儀天一坊身分駈と存せずとは申なから常樂院に頼まれ假住居の世話致候段不埒に付重追放申付る

品川宿地面賣主

過料五貫文 儀 右 衛 門

其方儀天一坊身分駈と相糺さす地面賣遣はし候段不埒に付過料五貫文申付る

品川宿名主



役儀取上

茂 太 夫

其方儀天一坊身分駢と相糺さす萬事華麗の體たらく有りしを如何相心得居申候や訴もせず役儀をも効ながら心付さる段  
不届に付退役申付る

天一坊家來

本多源右衛門

南部權兵衛

遠藤森右衛門

中追放

藤代要人

諏訪右門

浮木立平

高間左膳

右七人の者共天一坊身分駢と相糺さす主従の盟約を致し候段不届の致し方に付中追放申付る

天一坊家來

高間權内

石黒善太夫

福島彌右衛門

矢島主計

輕追放

右四人の者同斷に付輕追放申付る

天一坊家來

門前拂

木下新助

澤邊十藏

松倉長右衛門

高岡玄純

上國三九郎

右五人の者共同斷に付門前拂申付る

天一坊家來

近松源八

相良傳九郎

森川玄蕃

門前拂

右三人の者共同斷に付門前拂申付る

天一坊家來

作右衛門

權平助

石傳藏

專藏

八助

半五郎

無構

第二十七款 國事及安寧第一



三七一  
六 左 衛 門  
八 源 七 内

右十人の者共は請人へ引渡し可申事

時に享保十一丙午年十一月二十一日右の通り御裁許相濟其外金子差出候者共は呼出しの上夫々相當の過料申付らる斯て天一坊一件善惡邪正明白に決斷相濟み落着となりければ此段上聽に達しける將軍家の上意に若越前無は彼惡僧に誑られん者と深く御稱美有て三州額田郡西太平に於て一萬石に御加増仰付られ越前守是迄心勞一方ならさりしも其甲斐ありて秋眉を開かれける扱又平石次右衛門吉田三五郎の兩人より越前守へ言上彼若君澤の井の死骸を葬りし光照寺え永代佛供料として十八石の御朱印を下し置れける是偏に住持祐然の發明頓才の一言に依て末代寺號を輝かせり且又見知人として出府せし甚左衛門善助の兩人へは越前守より目録其外の品々を賜り目出度歸國致しける然は曲れる者は折易く直なるものは伸易しとか山内伊賀助程の器量ある者も惡事に組し末代の今に到る迄其汚名を残しけるが越前守には名智を以て斯る惡事を見顯し忠功を立て後世迄も其美名を海内に輝かし子孫に繁榮を遺し玉ふ最有難き事共なり

寛延三年二月七日(桃園天皇 九代將軍家重)

國々私領の百姓年貢等の願筋に付領主地頭城下陣屋又は門前に大勢相集り訴訟致候儀近來間々有之由相聞え候部て強訴徒黨又は逃散候儀は堅停止に候處不届至極候自今以後右體の儀有之においては急度吟味頭取並差續事を巧み候て夫々急度曲事可被申付候右の趣此度武家方え被仰渡候間此旨相心得可申旨從町御奉行所被仰渡候間町中不殘可被相觸候以上

明和六年二月(後櫻町天皇 十代將軍家治)

徒黨強訴心得方御觸之事  
諸國百姓共願之筋有之候は、名主村役等を以定法之通可相願處大勢徒黨致候段不届に候自今彌右之通相心得可申候若心

得違徒黨致し候は、可取上願たりとも理非之不及沙汰無取上其上急度仕置可申付候右の趣兼て御料私領百姓共え御代官領主地頭より可相觸候

明和六年二月  
前同御文言略之

遠國百姓共願を舍所々にて寄合手段企廻狀杯を出し外村々のもの共も趣意は不辨して不得止事罷出大勢集村役人居宅又は遺恨存候もの、家作並諸道具を打損し吟味に相成候上にて數ヶ條の願を申立候類も有之候得ば公儀願領主にて申宥隱便に取領候儀も專要に致し候故百姓共かさつに相成及狼籍に不法の儀共有之候百姓を憐み候儀は勿論の事に候得共右體徒黨を結び強訴を企及狼籍ものを手弱扱取候ては外場所にて見習候様可成哉以來御料所の百姓とも騒立候は、最寄之領主よりも人數を出し手強打散し手に當候ものは搦捕願之趣は理非の不及沙汰取上不申他所の引合も有之は一領限に候は、其領主にて遂吟味仕置の儀可被相伺候

同年三月

上方筋百姓共徒黨強訴いたし候節之取計品々並御書付

上方筋百姓共強訴等いたし相集候趣相聞候由可成丈取領其上にも難取領様子に候は、召捕可申候領分共にては難行届儀も可有之候間御料私領共申合御料私領のものにて最寄次第人數差出召捕其上にて御代官又は領主地頭え引渡候様可致候併飛道具用ひ候儀は可爲無用旨先達て於江戸御觸有之候處今以致騷動候場所も有之趣に候間難取領様子に候は飛道具等用ひ候ても不苦候

右之趣早々可相達旨老中より申來候

明和六年三月



右之通大阪御城代より御代官並中國筋御代官へ申達候可願出儀は其村々村役人を以て支配所の役所へ相願可申儀若村役人不得心の筋に候は、百姓惣代一兩人にて可罷出處近年百姓共大勢申合領主地頭屋敷門前に相詰致強訴候類多有之右の通御府内へ立入領主地頭屋敷の門前に集り剩へ往來をも妨候段公儀へたいし不届の至に候然とも愚昧のものとも全心得違候ての仕業故是迄御仕置には不申付以來右體御府内え立入領主地頭屋敷門前に相詰候は、召捕於奉行所吟味の上理非之無差別頭取候ものは重御仕置申付其餘の百姓共も一同咎可申付候若頭取不相譯候は、其村之宗門人別帳糺之上相詰候もの共の内筆頭のもの頭取御仕置可申候

五月

右書付村々にて寫取名主宅又は高札場村はつれ杯にも張置村役人共得と相辨常々百姓共も委く相當可申聞旨御料は御代官私領は領主地頭より可被相觸候

安永三年六月

御料所村々百姓共徒黨及強訴取領有之候様掛合可申旨明和六寅年御書付を以被仰渡候右掛合書面之儀頼候趣之文言等有之候ては心得違も可有之儀に候間以來は萬一右體之儀有之候は、別紙案文の趣相認候様可被心得候依之申達候

月 日

御代官	何之誰殿
姓	役之人中
名印	

於在方何事によらず徒黨の儀申勸不相加ものは居宅焼拂又は可打壞など申威し嘔札等いたし候儀有之候は、其村は不及申最寄村々百姓共申合右場所え罷越徒黨之内頭取並重立候ものを見請候分は勿論縱令此家火を掛け可申と歎可打壞とる申出候ものを搦捕候様いたし若手に難及候は、住所名前等聞糺他村御料私領之無差別相認支配御代官所並又は支配違之御代官所え成とも最寄次第可差出萬一捕違名前違等有之候ても不苦候尤徒黨もの仇を不致様取計遣し相應之御褒美可被下候萬一遺恨を以て科なきもの、名前を申立候儀於有之は吟味の上可爲重科候間村々心得違無之様急度相守兼て心掛候支配所限村々小前もの迄不洩様請書印形取置村役人其外小前もの迄銘々居宅へ右書付張出候様可被申渡候

天明二年十一月十一日

赤井越中守
松平伊豆守
山村信濃守
桑原伊豫守

同七年(月日不分明)

難立願を大勢申合強て願を強訴といひ大勢申合遺恨を以民家等打潰し亂妨いたし歩行を徒黨といひ右之類は趣意に不拘重科被仰付事にて都て願筋は村役人を以御料は御代官私領は地頭え訴吟味請勿論支配地頭非分と存儀は其筋の奉行所え可訴出無其儀強訴徒黨いたし其身は首をはねられ先祖よりの株を潰し父母妻子は路頭に迷ふ辨も無之愚昧の仕業を不便に被思召前々御觸も有之に付篤と村役人共心得居何様脇村より申勸候共取用不申小前取領其上騒立は早々訴出へし強訴徒黨を鎮候ものには苗字帯刀をも御免御褒美銀下さる程に付村役人は勿論小前末々迄可辨知事

寛政八年十二月(孝格天皇十一代將軍家齊)

勢州津百姓騒動



此本の儀顯には書記候事憚候故昔咄しの様になそらへ實事を記申候御推察御一覽尙又行燈火にて例の亂筆に認申候故思ひ出るま書のへ候故相わかりかたく奉存候御はんし御覽可被成候落字拔筆杯可有之奉存候

爾爰二三ヶ國を領し玉ふ御大家の領主有近年御領分困窮に付支配の役人中様々工夫を廻らし御領下陰伐とて田畑へ障りに成候樹木神社地杯構ひなく田畑陰に成候樹木不殘伐捨古昔より不伐樹木杯不構伐捨候故田方に宜敷相成候地面も出來候也郷中借付金三步利に被仰出中今以上は迷惑いたし候へども輕き者悅候故是等にては宜納罷在候然處又々工夫をいたし十八萬の内にて別て困窮の在所三十二ヶ村へ地平均申付候まゝ是は其村の惣高を御上へ不殘召上られ百姓食福を不分甲乙なしに平し田畑割合に作らせらるゝ趣に被仰出候處甚以百姓方上下とも歸服不仕依之大庄屋を以て願出といへども御聞濟なく日を送り候處頃極月二十六日夜西の方七八里山中より出たりと見へて百姓數多簑笠にて竹槍やうの物を持御城下近き南山にかゝり火を燒近郷の村々同心し出よと呼はり廻り若出すれば村端より火を付燒拂はんとのゝしり歩く故無是非簑笠着し一統に出來りしかは人數は暫時の間に雲霞の如く集り翌廿七日未明より時の音を揚相圖の貝を吹しかは西の方高山にて受貝を吹かゝり火を揚北在も同じ相圖をし山手在々より殘所なく平一面に押來南の方は辰の刻の頃城下へ入來り橋南迄詰懸け來る裏町邊にて郷中懸り役人居宅相壞家財諸道具細刻微しんに破り目も當られざる有様たり依之諸方より追々注進櫛の齒を引如く御城内御用意有て御奉行所橋南へ早馬にて出られ追々御下知有之といへども大勢故早速には靜らず町家へ入來食事好し故酒食出し支度致させしに家にてをそれ其上代物度々取候杯不輕事共也然に今日も夕方に成候はゞ一先山へ引退し也其夜に成しかは西南北の山々勿論城下間近く寄來り八方にすゝき藁へ火を付しかは一面にもへ上り雲霞の大勢時の聲を揚し有様不輕事也北は七橋の許より川原を上へ一面に火を付たる有様白晝に異ならず御家中には追々防ぎ役人門々堅め嚴重に備たり大手御門も閉て物頭衆御堅め有し也同日北の入口大庄屋(伊藤與)赤塚合羽屋平六藏方役人也此三人打壞し家財雜具藏々迄一ヶ所も不殘打壞し衣類杯寸々に切さき斧まさかりにて柱を打たれ

し目も當られぬ有様也夜に入數萬の大勢潮のわく如く寄來りしかは兩奉行所向はれ制し賜といへ共中々不聞入皆々瓦石つぶてを打付し故引退るゝ依之城代名代として御内の家老騎馬にて馳向ともこは城代なるぞ方便にのるなどのゝしり是にも食着致さす瓦石を打つけ高張桃灯挾箱たゝきたをしょうばい取し氣色中々寄付れずされども御上より御慈悲を以て厚く百姓御いたわりにて少もいためられずゆへ勝にのり傍若無人の振舞言語に絶し事共也城代も恐れざる御名代もしぶく橋内へ引退かれしかば彌百姓勝にのり橋を打越押寄る有様也然る處萬町へ堅め西川善右衛門殿手勢にて挑灯消しくら闇に致し橋の三合目へ進兩側に侍若黨二三十人待請させ自身歩立にて直先に進み勝に乗て寄來る大勢百姓ばら横足をなぐり立く高聲に呼はり此處を西川善左衛門堅め被仰付たり一人にても押來る者あらば目に者みせんと大音にて言しかば此勢に恐れ前へは行れず後數千人大勢押來り百姓共度を失ひ彌か上に成引退し故橋より落し者兩三人輕我人出來せり猶更此方よりは嚴敷備へ玉なしの大筒打しかば此音に仰天して人も不殘山庵迄引退く西川働天晴と評判いたし廿八日には彌騒動いたし町内へは入申間敷存居候奉行の下知を不用南方より亂入致し岩田橋打越極樂町にて御掛り役人二軒打壞し夫より山のと米市場を打壞し是は(原彦左衛門此度郷掛り)本通へ又出富家へ入(田端)支度致し通り筋商家に亂入いたし足袋手袋其外諸代品物押取に致不輕狼籍言語に絶し候其外町年寄目付庄屋町會所杯打壞し候杯風分に付何れも諸道具片付老人子供杯他家へ預け或は寺院杯へ預け置今かゝと待合たりされ共右三軒の外は別條なく夕方迄に又々橋外へ引退しなり町家の損亡廣大成事共なり尙又八丁口は右等に十倍の騒動寄手皆々強敵にて堅めの衆も大身の歴々にて備へられしといへども百姓御いたわり故十分にあはれ八丁商家は勿論醫者杯迄も衣服を食り取りらうぜき甚し郡奉行騎馬にて松原近向はれしかは日さす所の敵なるぞ打取とて大勢取巻しかば是非なく門内へ引退門を閉ぢしに大勢押來り打破らん勢也依て木戸の外へ鍵拔身出し數十本にて防し故歩手少し疵を蒙る者もあり此處の騒動中々言語に絶し筆紙に盡かたき趣也依之廿八日夜御觸出し有之百姓等御いたわり候處餘り法外成致方二日は御用捨有之候とも最早此上は見のがしならず町方へ亂入いたし候はゞ手こめにいたし若手に餘り候はゞ早速役所へ訴出へしとの御觸故町中にも力を得安氣致



し候依之門々出口／＼のかため番頭衆歴々何れも着こみ陣装束くさりかたひら拔身の鑓弓鐵砲石火矢にて嚴重に備へられ再寄來り候は、打取らんと御企故此有様聞傳へ百姓方城下は追々引退夫より郷中役人(役人下解)地平しかとか加し者西在中にて十六七家打壞し二十九日には追々注進有之しなり御郡内之騒動不輕事共なり人足町家へ被仰付濱よりも百五十人參り其外町々より晝夜役かゝり申候されども當家は御存知之通り諸役御免故一向役に出不申咄のみ承居申候隠居へ御役かゝり手前方男出し候處一日は兵糧運び一日は鑓持出候事珍事成事に御座候大晦日には大方相靜り候趣に相聞申候得共御堅めは引け不申追々御家中入替り／＼御務有之候也元日二日追々靜りし故諸役所も引け申候扱々前代未聞不輕事共なり廿七八日兩日は町方へも人々膽をつぶしいかゝ成事やと案し居申候され共早速こと納り安堵仕申候右有増(荒増の意)承合候御書記申候委しき事は書紙に不盡此外様々事共有之此度一件は噂よりは實事大騒に御座候緊め衆御名前付見申候得共隠居に有之候故今晚間に合不申是又後便に懸御目可申候

落首

百姓は水ものまれぬ辰の暮

氷奉行の張りのつよさよ

八丁口羅生門にもさも似たり

そりや茨木じや早く手をきれ

それみたか餘りけんやく茄子ゆへに

おもひに寄らぬふじの物いり

身の上をしらて寄くる筈かぶり

みのきてかへれしやくは西なり

右の外色々出候得共覺不申にほと／＼咄杯も追々出申候此節入寄合て右の噂のみに日を立申事に御座候

他所よりは追々見難受書驗又は人を參り候事に御座候當八日松坂より御出被下御咄申上候事  
此度人數凡六萬位

わら計も西郷中にて二千餘計物焼捨候よし

天保七年(月日不) (仁孝天皇)  
(分明) (十一代將軍家齊)

不依何事徒黨之間敷儀堅仕間敷惣て公事出入の儀有之は名主組頭五人組立會取扱之上不濟儀は可申出事

附り荷擔いたし候もの有之歟又は公事すゝむるもの於有之は可爲重科事



國事及安寧第二

天保八四年(仁孝天皇 十二代將軍家慶)二月二十六日夕水野越前守様より只今御呼出左の書付公用人關善左衛門を以御渡別紙御口達有之御請口上勤

卷上

青山因幡守へ

青山因幡守

大坂町奉行組與力大鹽格之助父隱居平八郎頭取組與力同心并百姓共徒黨いたし火矢等相用大坂中所々へ火を懸及亂妨候に付早々人數差出召捕可申候仕儀次第打拂致切捨に且着込をも相川候儀勝手次第可致候尤酒井雅樂頭松平甲斐守松平遠江守岡部内膳正へも人數差出候様相達候間可被得其意候

別段御口達

右早追を以在所表へ可申遣尤途中差障候儀も難計候之間其心得も可有之旨

一 即刻町早便差立引續北海道二手木曾路一手早追々差立候

右に付道中御奉行様へ使者御留守居勤尤書面持參候道中差支無之様御取計可被成候旨御挨拶

一 大小御目付様御案内直に手紙翌晩差出候

一 水野越前守様御勝手へ人數大坂出張の上御城代様町奉行様得御差圖進退仕候心得の趣申演

右其通御心得專一候得共此度の儀餘程の變事の儀にて有之時宜次第御差圖を待候と申儀は決して無之吳々御手後に不相成儀肝要と心得精々申遣候様に被仰出候

一 天保八四年二月二十六日御用番越前守様暮六ツ時頃只今一人罷出候様御切紙到來即刻例の通請取差出御即刻屯罷出

候處公用人善左衛門方を以書付御渡し有之立歸御請勤

卷上

岡部内膳正

家來へ

大坂町奉行組與力大鹽格之助父隱居平八郎頭取組與力同心并百姓共徒黨いたし火矢等相用大坂町中所々へ火をかけ及亂妨候に付早々人數差出召捕可申候仕儀次第打拂致切捨に且着込をも相川候儀勝手次第可致候最場所に寄候は、出馬をも可被致候酒井雅樂頭松平甲斐守松平遠江守青山因幡守へも人數差出候様相達候間可被得其意候

別段御口達

右之趣早打を以道中無遲滯申遣候様最大坂方より道中向々にて差支候儀も難計候間其心得にて罷登候様御達

一 酉二月二十七日御頼道中御奉行内藤隼人正様へ左の書面御留守居二木又右衛門持參御用人星野利助を以差出候處道中御差支無之様御取計可被成候嚴酒井雅樂頭様岡部内膳正様よりも御同様の儀被仰達御同様御挨拶等相濟候儀に付申上候て御挨拶有之候積心候様可被申聞候

青山因幡守家來

二木又右衛門

昨夕御用番水野越前様へ家來の者御呼出し別紙御書付御渡勿論早追を以在所表へ可申遣且又途中差障の儀も難計に付其心得も可有之旨御達御座候に付ては早追の者東海道木曾路兩道差立申候人馬も相雇候儀に付此段申上置候様因幡守申付候以上

青山因幡守内



二月二十七日

二木又右衛門

三八二

昨夕御用番越前守様にて御達書一通添候

一 天保八酉二月二十八日石川近江守様江州御代官役より江戸御役人中へ文通寫

昨十九日朝四つ時頃天満川崎與力町より致出火追々大火に相成川崎より浪花橋筋迄東は天満不残せん場邊は中橋筋より南は寺町邊夫より東上町不殘焼失御藏屋敷の儀も同日七ツ時頃致焼失候種々相防候得共近邊一圓燃へ上り中々以手に合不申候右の始末相成誠に御同意苦々敷事に御座候御藏の儀も翌二十日朝に相成誠に危事既に焼失も可致と存候處漸々無難に相残り有之此上の儀も御座候右出火の儀は全く元御組與力大鹽平八郎父子瀬田濟之助并同心三人申合浪士百姓等かたらひ直に鐵炮を積所々風上より火矢を打込夫より燃付一同火防者有之候得共鎗太刀鐵砲等にて打殺べくよし無據火方の者も防等致兼右の通り大火に相成翌々二十一日曉に相成致鎮火候勿論右平八郎始何れも具足着し拔身の鎗太刀携へ四車へ鐵炮積乘せ火矢を仕懸一車に頭立候者三十人程も相添亂妨におよば誠に戰場同様の儀に御座候最難人の内少々は御召捕に相成候趣に御座候得共頭立候者退去にて御奉行所より御藏屋敷の邊見懸次第召捕或は打捨に及候ても不苦候間捕候様御達有之候得共如何に相成候哉いまだ一向相分り不申右の通り火急の儀にて焼失奉恐入候此段御家中へも委細可申上候得共誠に燒原にて認め不行届候に付別段不申上候各様より宜被仰上可被下候

二月二十二日

河州御代官

高橋丈左衛門

本田門右衛門

山中森助

尙々門右衛門森助儀も丈左衛門より爲知早々出役萬端取計申候此段得御意候追て若御用狀二十一日に差出可申積りにて相認候處本文の通り一體大膽にて何方も飛脚差出無之漸々別便を以二十二日差出申候今以本人召捕不相成候町方は

不及申御藏屋敷にも心配罷在候右は差急き早々得御意候

一 天保八酉年二月土井能登守様大坂御加番中同町騒動に付御家中の人より江戸表御藩中へ文通之趣左の通り天満與力大鹽平八郎と申者町奉行跡部様に被有之去十八日曉忍入指殺さんと致候處仕損し候に付火事といつて町奉行を引出し殺さんと計棒火矢炮烙にて放火いたし制しの人と見候へは大筒を以打拂候に付當り近邊へ難近付火事を防候者無之老若男女逃走只泣叫火事おこり第如何成行候哉危殆に思ひ誰しも安き心なく御加番様方大筒具足玉藥何程にても御貸被成候故誰様にも御借用此方様にも百目の大筒御借用極樂橋南詰に御居被成候誠に天草以來の事と申事に御座候猶後便御注進可申候

一 天保八酉年二月二十八日御用番水野越前守様へ差出候跡部山城守組與力大鹽格之助父隱居大鹽平八郎與力同心五六人外百姓共致徒黨候風聞にて去る十九日巳の刻頃右平八郎天満居宅近所同組與力宅へ火をかけ其後棒火矢鐵炮等相放所々に火を懸け燃上り候に付早速家來火事羽織下着込着人数差出天満高麗橋農人橋本町橋へ相廻り候内徒黨の者共右場所へは不立入逃去昨二十日戊申刻火鎮り候に付人数引取申候此段御届申上候以上

土井大炊頭

一 天保八酉年二月二十八日御用番様へ松平遠江守様より差出候去る十九日卯上刻大坂天満建國寺裏與力町より出火及大火候に付早速人数差出御堀際へ相詰居候處追々所々へ火移り何者共不相知徒黨の者鐵炮掛或は拔身鎗長刀等振廻し及亂妨候に付具足弓鐵炮爲持早々人数差出候様跡部山城守堀伊賀守より相達申候且與力大鹽平八郎及一掃候に付早速人数可差出旨尙又大炊頭より差圖御座候萬一手に及兼御城中へ引籠防候様にも相成候は後詰の手當勿論の旨相達候に付同夜子の刻二番手人数甲冑武具并大筒持差出申候大手へ相詰候様大炊頭より相達申候に付先手同様御堀際固居候處跡部山城守差圖にて京橋口手薄故彼市へ詰替候様又々守口邊にて徒黨の者集居候に付彼地へ人数段々及詮議候得共一人も無之須田邊に相詰候に付直様駈付候得共此所にも一人も不相見候に付京橋口相固居候の處同二十一日丑上刻



致鎮火徒黨の者共何方へ逃去候哉行衛相知不申候追々無事に相成候先つ人数引取候様大炊頭より差圖に付二番手人数は引取一番手人数は大坂藏屋敷へ残置申候最亂心の者共手におよび兼候は、致切捨候様跡部山城守相達候由右の趣在所家來の者より申越候に付此段御届申上候以上

二月二十八日

松平遠江守

一 去る十九日大坂表騒立候に付尼ヶ崎城内手配并海岸備領分境手續等仕置候段在所家來の者より申越に付此段御届申上候以上

二月二十八日

右御同人

一 土井大炊頭様御家來大坂勤番同席より申越候別紙當月十九日朝五つ時頃より天滿與力町より出火追々大火に相成候最與力大鹽平八郎と申者學者武術に達文武兼備器量に御座候由然る處何か町御奉行跡部様へ申上候筋有之候處御取上無之及口論恨を含終に十八日の夜忍入父子共差殺さんと思ふ所若殿は差殺跡部様は本望不達逃去申候頭取大鹽平八郎與力十騎同心五六人致徒黨其上百姓五六百人但し火事最中に鐵炮相用大筒打懸町奉行へ手向いたし取納出來兼候西御奉行天滿御馬上にて御通の處馬鐵炮當り御落馬御座候夫より翌廿日晝夜燒其中御城へ鐵炮打懸候に付御城代御城番屋敷へ罷越私に具足著し致御供同廿一日夜六つ時過鎮火扱も付り出來申候謀叛の譯は未相知不申追々委細可申上候以上

二月二十九日

一 酉二月二十八日御用番越前守様へ差出す

今朝大坂表火事に付防人数武器用意可差出の旨御城代土井大炊頭并町奉行跡部山城守堀伊賀守より申越候に付早速人数別紙の通差出申候然る處又々彼地町與力大鹽平八郎起一揆及亂妨候後攻の人数手立可致旨土井大炊頭方より申越候

不容易時宜候に付先つ二番手人数差出申候此段御届申上候

二月十九日

岡部内膳正

昨十九日御届申上候大坂表火事に付二番手人数差出途中より土井大炊頭迄相候處天王寺邊に扣居候様是又差圖有之此段御届申上候以上

岡部内膳正

昨二十一日御届申上候一番手人数彼地私屋敷へ残置半方引取候様昨曉土井大炊頭依差圖平方殘置則平方人数引取申候此段御届申上候以上

一番手人数書

物頭二人

賄役の者一人

大目付一人

外科一人

右以下小役足輕等都合二百人餘

但武器長持十四棹琉球包五つ小箱五つ

二番手人数書

番頭一人

賄役の者一人

物頭二人

士五十人

大目付一人

外科一人

右以下小役人足輕等都合四百人餘右何れも火事具着用差出申候但武器長持拾六棹琉球包十一箱荷物十

第二十七款 國事及安寧第二



右の通り御座候

右三度の御届飛脚道中川留有之二十八日一度に到着いたし申候

一 天保八酉年三月朔日大阪東町奉行附同心平山助次郎返り忠にて十八日跡部山城守様へ内通いたし最早昨夜此方へ参り今日大岡紀伊守様へ御預け相成申候其後追々御静謐に御座候

一 矢部駿河守様より大岡紀伊守様へ三人御預けに相成申候

一 大鹽平八郎家來二人俱利伽羅峠にて加納遠江守様御家來召捕申候由

一 去月二十三日所司代松平伊豆守様より家來者被召呼此度大阪表大火且變事有之大體鎮り候得共徒黨の者共丹波國山奥に立籠り候風聞有之候間右御城代土井大炊頭より伊豆守殿へ申遣彌立籠候は、猶又大阪表より申越次第山崎迄京都東町奉行梶野土佐守出張り可有之候間左候得者一番手武器用意山崎迄人數可差出旨御沙汰有之候に付其用意可致置候段御内慮の旨公甲人を以御達し有之候且又梶野土佐守へも同日家來被呼出御達書を以前條徒黨及亂妨候奸賊共攝州神峯山寺に立籠居候風聞有之右に候得者攝州へ城州山崎迄手近に付其次第に寄奉行所より達次第不時に人數差出可申候積致用意居候様所司代よりも達も可有之哉に候得共手組も可有之最其次第に寄出役の者よりも申聞候は、速に手配可致旨に罷在候段在所役人共より申越候に付御用番へ御届申達候此段御案内爲可申述加斯御座候以上

松平 紀伊守内

藤田 貞藏

三月二日

一 河州御代官長澤宇平次方より申越書狀の寫

當月十九日晝四時前より大阪表出火の由承之格別の儀共存不申候處夕八時過に至御領分村々より御藏屋敷へ欠付人足今宮迄は罷越候得共火事計に無之鐵炮打立凡五百人餘りも押歩行軍の體相聞御藏屋敷へ難相詰候如何可仕哉の旨訴出候間何れも相驚大變直來候儀と存外九氏には此様齋藤源兵衛御手判願にて出坂中に候得共様子も不相分々方より柴田

逸作殿父子並福田善太夫小林才兵衛并野儀右衛門其外御組等召連早々出坂有之候其節は徒黨の者共何地へ引揚候哉道筋無差支御藏屋敷へ出坂の處御別條無之先以御同意奉恐悅候右一條は天滿與力大鹽格之助父隱居平八郎頭取にて格之助並内勤の内瀬田濟之助外同心渡邊良左衛門庄司儀左衛門近藤鍋五郎同梶五郎等示合候事の由其外一味の者も有之哉難計旨右平八郎家財書物等迄不殘賣拂貯金へ差加多分の施行諸人へ差出候高凡六七十貫目餘の由公邊へ御届も不致右様多分の施し致候段御沙汰を蒙候處急度御答も仕候山向又當十八日施行の趣在方へ申觸百姓共數百人集め門内へ呼入金銀差遣候上徒黨の儀申含大筒五挺一挺つゝ車に載せ爲引之居宅へ火懸け其外銘々宅一時に燒拂町家亂入鐵砲槍竹槍夥敷用意炮烙火矢所々へ打放し或は火を懸け天神社内を始め兩御番所の方へ可向手繰の所橋々へは先達て袖を入切落候儀にて最早天神橋渡り不相成難波橋へ懸り鴻池善右衛門同庄兵衛宅其外富家の分過半炮烙火矢打込燒立兩町奉行屋敷へ亂入可致と勢猛立寄候者は鐵炮鎗にて打はたし右故消防の儀は不相届うらたへ逃まごつく計にて次第に大火に相成御城内は一同甲冑にて相固候事の由爲外固尼ヶ崎岸和田兩御人數野陣張り勇敷儀に御座候御城代土井大炊頭様御人數並尼ヶ崎御人數は都合七度程手合有之餘程討取申候徒黨の方にも切首數多持歩行申候兩町奉行にも爲取押近付候處鐵炮強く被打立追まくられ申候間其後頭取の分皆退散の由相聞惣體事鎮り火事も二十日夜九時過漸々下火に相成大阪三分二餘の燒失に御座候然る處大阪より二里脇守口と中所には又々騒動有之趣にて尼ヶ崎御人數騎馬十三騎の内六騎馳向候由諸家御藏屋敷へも追々御固の儀被仰付何れも甲冑弓鐵炮拔身の鎗爲持申候老人女子供道路に迷ひ金銀財寶燒失紛失死人怪我等多有之誠に以慶長以來の一變と前代未聞の儀御座候當御藏屋敷杯へは今以固めの御沙汰無御座候得共何卒其後無之様禱居申候併伏り、出坂仕罷在候頭取の分不殘人相書を以嚴重に御尋御座候徒黨發端の譯未何故とも不相分候得共町奉行屋敷へ手向の節奉行切腹いたし候は、此方も切腹可致と申立候由左候へば奉行の方にも少々不筋にても可有之哉御城代始め御勤懸りの御方様不慮成御心配中には武器等御手簿又は御省略等にて御赤面の向も有之段承り申候風説種々申觸候得共實正相聞不申候委細の儀は後便可申上候